資料４

令和元年度実施施策に係る事前分析表（案）

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―1）

施策名	目標1―1　地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室 低炭素物流推進室 国民生活対策室	作成責任者名 （※記入は任意）	大井通博 木野修宏 奥山祐矢 鮎川智一 馬場康弘 磯辺信治
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。	政策体系上の位置付け	1.　地球温暖化対策の推進		
達成すべき目標	平成30年度の温室効果ガス排出を2013年度比26％削減（2005年度比25.4％削減）の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指す。	目標設定の考え方・根拠	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律64号） ・第五次環境基本計画（平成30年４月17日閣議決定） ・日本の約束草案（平成27年７月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出） ・地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日閣議決定） ・長期戦略（令和元年6月11日閣議決定） ・成長戦略実行計画（令和元年６月21日閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1　温室効果ガス総排出量（CO2換算トン）	14億800万 （13億9,700万）	25年度 （17年度）	10億7,900万	令和42年度	－ 13億700万	－ 12億9,200万	－ ／	－ ／	－ ／	― ／	― ／	日本の約束草案（平成27年７月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出）において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26％減（2005年度比25.4％減）とすることとし、地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定）においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。
2　エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン）	12億3,500万 （12億1,900万）	25年度 （17年度）	9億2,700万	令和42年度	― 11億2,800万	― 11億1,100万	― ／	― ／	― ／	― ／	－ ／	同上

3	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン）	1億3,440万 （1億4,990万）	25年度 （17年度）	1億2,350万	令和42年度	－ 1億3,000万	－ 1億2,990万	－	－	－	－	－	同上
4	代替フロン等4ガスの排出量（CO2換算トン）	3,910万 （2,790万）	25年度 （17年度）	2,890万	令和42年度	－ 4,880万	－ 5,100万	－	－	－	－	－	同上
5	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン）	－	－	約3,700万 （約4,690万）	令和42年度 （令和2年度）	－ 5,540万	－ 5,570万	－	－	－	－	－	同上

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		28年度	29年度	30年度	令和元年度			
(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費（平成10年度）	11 (9)	11 (10)	10 (10)	14	1	＜達成手段の概要＞ ・政府実行計画の実施状況について調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ＜達成手段の目標＞ ・旧政府実行計画（平成19年3月閣議決定） 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減。 計画期間終了後の平成25年度以降も「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、旧政府実行計画と同等以上の取組を推進。 ・政府実行計画（平成28年5月閣議決定） 2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに40%、中間目標として2020年度までに10%削減するという目標を設定するとともに、LED照明の率先導入等の措置を講じることとしている。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・政府実行計画の調査・集計・公表を通じて、政府全体の温室効果ガス排出削減に寄与することができる。	1
(2)	パリ協定等を受けた長期的温室効果ガス削減対策研究事業	76 (69)	66 (66)	60 (56)	56	1,2	＜達成手段の概要＞ 令和元年6月に我が国の長期戦略が策定され、今後長期目標の実現に向けた取組を進めていく必要がある。これを踏まえ、仏・独をはじめとした他国の事例研究や、研究者間のネットワーク会合をとおした科学的知見の共有を図り、我が国での活用を検討することにより、我が国の長期目標達成に資する施策の立案・実施に貢献する。 ＜達成手段の目標＞ 我が国の長期目標の達成に資する施策の立案・実施に向けた科学的知見の集積 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業研究による科学的知見は、長期目標の達成に資する我が国の施策の立案・実施の検討に寄与することができる。	2

(3)	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費	470 (382)	436 (403)	436 (378)	444	1,5	＜達成手段の概要＞ ・温室効果ガス排出・吸収目録及び方向書の作成、品質管理、条約事務局による審査への対応。 ・温室効果ガス排出量（速報値・確報値）の公表 ・隔年報告書及び国別報告書に位置付けられた対策・施策の進捗管理 ＜達成手段の目標＞ ・最新の科学的知見に基づく算定方法等の改善等により、精度の高い温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書を作成し、条約事務局に提出及び公表 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・最新の科学的知見に基づく算定方法等の改善等により、精度の高い温室効果ガス総排出量の算定に寄与 ・地域における温室効果ガス排出量推計手法の確立により、地域の活動主体による地球温暖化対策の効果把握、効果的な対策・施策立案を推進する。	3
(4)	モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）	350 (269)	296 (79)	54 (40)	－	1,2	平成30年度限りの事業	4
(5)	エコリース促進事業	1,800 (1,761)	1,900 (1,704)	1900 (1,875)	1,900	1,2	＜達成手段の概要＞ 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%（東北三県及び熊本県に係るリース案件については10%）を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。 ＜達成手段の目標＞ 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約4.9%であることから、低炭素機器の設備投資額約375億円の効果があると見込む。	5
(6)	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	19,740 (14,718)	21,740 (17,845)	25,740 (18,176)	25,950	2	＜達成手段の概要＞ 市町村等を対象として、エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設・改良等及び廃棄物処理施設で生じた熱・電力を地域で利活用するために要する経費の一部を補助する（間接補助金の電気・熱需要設備については民間事業者も含む）。 ＜達成手段の目標＞ 廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 廃棄物焼却施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取組を支援することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	6

(7)	地域低炭素投資促進ファンド事業	6,000 (6,000)	4,800 (4,800)	4,800 (4,800)	4,600	1,2	＜達成手段の概要＞ 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 ＜達成手段の目標＞ 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。	7
(8)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業	2070 （1422）	2,070 （1,292）	1,573 （1,147）	1,219	1,2	＜達成手段の概要＞ ・環境配慮型融資促進利子補給事業（継続分のみ） ・環境リスク調査融資促進利子補給事業（継続分のみ） ・地域ESG融資促進利子補給事業（平成31年度新規） 地域循環共生圏の創出に資する脱炭素事業へのESG融資について、金融機関自身のESG融資目標を設定すること又は他のステークホルダーと協働して中小企業のCO_2削減目標設定支援等を行うことを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う ＜達成手段の目標＞ “E”に着目したインパクトのある地域ESG融資の促進及び民間資金による地球温暖化対策の促進、地域循環共生圏の創出をめざす。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 年利1%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	8
(9)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業	110 (85)	332 (284)	580 (420)	452	1,2,3,4	＜達成手段の概要＞ ・地方公共団体における実行計画の策定状況等について調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 ・脱炭素な地域づくりに資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。 ＜達成手段の目標＞ 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識（調整・技術・交渉・法体系・金融等）を効率的・効果的に習得させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直を促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。	9
(10)	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	－	－	12 (12)	3,400	1,2	＜達成手段の概要＞ 地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。 ＜達成手段の目標＞ 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地域の防災・減災と脱炭素化の同時実現に寄与する。	10

	(11)	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等	230 (117)	135 (163)	151 (168)	320	1,2,3	＜達成手段の概要＞ 環境省及び経済産業省所管業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について厳格かつ定期的な評価・検証を実施するため、低炭素社会実行計画の計画内容の妥当性、低炭素社会実行計画に基づく取組の進捗、及びフォローアッププロセスの向上について調査・検討を行う。（平成11年度～） ＜達成手段の目標＞ 環境省及び経済産業省所管業種が、低炭素社会実行計画を着実に実行することにより、2020年及び2030年の削減目標を達成する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業を実施することにより、産業部門、業務その他部門、エネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	11
	(12)	J-クレジット制度運営・促進事業	503 (403)	267 (200)	267 (179)	259	1,2	＜達成手段の概要＞ ・J-クレジットの制度運営及び需要喚起策を行う。 ＜達成手段の目標＞ 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に基づき、J-クレジット等を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを通じた民間資金の地域への還流・循環を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・J-クレジット制度においては、平成31年3月末までに772件のプロジェクトが登録され、また471万t-CO2のクレジットが認証されている。 ・J-クレジット制度の方法論は、令和元年5月末の段階で62件の方法論が策定されている。	12
	(13)	家庭部門のCO2排出実態統計調査事業	199 (160)	300 (280)	300 (297)	300	1	＜達成手段の概要＞ 家庭部門のCO2排出実態等を継続的に把握する統計調査を整備するため、平成26～27年度（平成26年10月～27年９月の12か月間）に全国試験調査を実施し、本格調査の実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証等を行ったう。これを踏まえ、総務省に対し一般統計調査「家庭部門のCO2排出実態統計調査」の申請を行い、承認を得た。平成29年度からは本格調査として、４月から翌年３月までの12か月間の調査を毎年度実施している。 ＜達成手段の目標＞ 家庭部門のCO2排出実態やエネルギー消費実態等の詳細な基礎データを継続的に把握する統計調査を実施し、温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の精緻化や削減対策の検討、や削減効果の検証等に活用する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 信頼性の高い包括的で詳細な統計データを継続的に得ることで、インベントリの精緻化や削減対策の検討や削減効果の検証等の政策立案に活用することができる。	13

(14)	地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業等	2,925 (2,199)	2,850 (2,687)	2,680 (2,517)	2,180	2	<達成手段の概要> ・26%削減の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、国民一人一人の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を抜本的に強化する必要がある。ついては、エネルギー消費サイドである家庭・業務部門において一大ムーブメントを起こし、インパクトと持続性のある活動を展開することで、社会システムの変革やライフスタイルイノベーションにつなげ、CO2排出量削減を図る。 ・低炭素型の製品・サービス等の賢い選択を促す「COOL CHOICE」をより効果的に展開するため、環境大臣をチーム長として設置された「COOL CHOICE推進チーム」、分野別の作業グループにおいて対策を進める。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。 ＜達成手段の目標＞ ・地球温暖化対策計画における低炭素アクション等の推進によりCO2排出量削減推定効果を2030年度までに（2013年度比）約583.6万t-CO2にする。 ・各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 2020年度までに地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」賛同者600万人、賛同事業者40万団体を集め、取組への参加を通じて行動を拡大させる。	14
(15)	温室効果ｶﾞｽ排出抑制等指針策定調査事業	95 (73)	95 (89)	95 (94)	95	2	＜達成手段の概要＞ 温対法第23条に基づく指針の策定・改正の告示を行うため、産業（製造業）・業務・運輸・上工下水道部門・エネルギー転換部門及び日常生活部門それぞれに対して、地球温暖化対策メニューの設定及び望ましい目安の策定を行うために必要な調査・検討を実施する。平成30年度は特に運輸部門、産業（非製造）部門における指針策定の検討を重点的に進める。また、既に策定している部門については、主に日常生活部門、業務部門についての指針やマニュアル等の拡充・見直しに向けた検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 事業者が講ずべき措置に関して定めた排出抑制等指針（以下「指針」という。）を主務大臣が公表し、同指針において、設備の選択及び使用方法に関する排出抑制等のための対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者に求められる取組等を示し、あらゆる機会を通じて事業者に対し助言等することにより、各部門における排出抑制等の取組を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・調査・公表を行うことによって必要な改善がなされ、産業（製造業）・業務・運輸・上工下水道部門・エネルギー転換部門及び日常生活部門それぞれの温室効果ガス排出削減に寄与することができる。	15
(16)	パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業等	224 (193)	414(374)	470	620	1	＜達成手段の概要＞ バリューチェーン排出量算定のためのガイドラインの改訂、原単位データベースの充実、バリューチェーンにおける削減貢献量の評価手法確立のための調査検討、事業者向けセミナーの開催による普及啓発等を行う。投資家向けに環境情報等開示基盤を整備することで、企業と投資家間の建設的対話を促進し、脱炭素活動に取り組む企業へ適正な資金が流れる社会システム構築を推進する。 ＜達成手段の目標＞ バリューチェーン（原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ全体）における温室効果ガス排出量の算定方法や削減貢献量の評価方法を整備することで、事業者のバリューチェーンでの削減取組を促進させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 事業実施により、バリューチェーン全体の温室効果ガス削減に寄与することができる。	16

(17)	CO2削減ポテンシャル診断推進事業	2000 (1,914)	2,000 (1,930)	2,000 (2,122)	2,000	2	＜達成手段の概要＞ 工場やビル等の事業所における効果的かつ経済性に優れたCO2削減対策の調査・特定を目的とした診断事業。 ＜達成手段の目標＞ CO2削減ポテンシャル診断：1,000件 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境省が選定した診断機関が、診断を希望する事業所の設備の導入・運用状況等を計測・診断し、有効と考えられる対策情報を取りまとめ受診事業所に提供することで、事業所における省CO2対策実施の促進を図ることができると見込んでいる。（受診事業所の7割以上が、3年以内に提案された対策を1つ以上実施）	17
(18)	先進対策の効率的実施によるＣＯ２排出量大幅削減事業	3700 (3,097)	3,700 (2,535)	3,700 (3,834)	3,700	2	＜達成手段の概要＞ 業務、産業両部門における既存ストックの更新等の対策の支援として、L2-Tech認証製品を含む先進的なCO2排出抑制整備やその他のCO2排出抑制設備導入に係る補助を実施（補助率：L2-Tech1/2、その他の機器1/3）。 ＜達成手段の目標＞ 参加事業者（補助対象事業者）数：78者 （事業者が当初約束していた基準年度排出量からのCO2排出削減量：未定（28年度採択（122者）分60,765 t-CO2／年）） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業を実施することにより、業務、産業両部門における温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。	18
(19)	国際再生可能エネルギー機関分担金	55 (43)	43 (36)	42 (38)	39	1	＜達成手段の概要＞ 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の活動に対して分担金を拠出する。 ＜達成手段の目標＞ 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー）の導入と持続可能な利用を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。	19
(20)	ＣＯ２削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	6617 (4637)	6319 (5039)	5546 (4397)	6500	2	＜達成手段の概要＞ 各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まず、現行の削減対策が不十分、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示し、それを満たす技術開発や実証を実施する。事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。 ＜達成手段の目標＞ 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確立し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・脱炭素社会を実現する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術を国の主導により強力に進めることにより、当該技術の早期の社会導入により、2030年度に1000万t-CO2の削減に寄与する。	20

(21)	エネルギー起源ＣＯ２排出削減技術評価・検証事業費	3,369 (2,270)	2,391 (1,608)	2,644 (1,437)	3,688	2	＜達成手段の概要＞ エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、次世代社会インフラ整備、統合的アプローチによる環境政策の推進、といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。 ＜達成手段の目標＞ エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「脱炭素社会」を創出する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。	21
(22)	ＣＣＳによるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	2712 (2512)	9345 (9244)	3180 (3129)	8687 (うち前年度からの繰越3437)	2	＜達成手段の概要＞ ・我が国周辺水域における二酸化炭素貯留適地の調査を実施する。 ・石炭火力発電所に二酸化炭素分離・回収設備を追設し、二酸化炭素の大半を分離・回収する技術実証を実施する。また、我が国に適したCCSの円滑な導入手法を検討する。 ＜達成手段の目標＞ ・2021年までに二酸化炭素貯留適地を3ヶ所程度選定する。 ・2020年までの技術の実用化を目指し、石炭火力発電における二酸化炭素分離回収に伴うコスト、発電効率の低下、環境影響等に関する知見を得るとともに、我が国に適したCCSの円滑な導入手法をとりまとめる。 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ 2030年以降を見据えて、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入することで、二酸化炭素排出量の大幅削減に貢献する。	22
(23)	未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	1900 (1,856)	2,500 (2,446)	2500 (2439)	2500	2	＜達成手段の概要＞ 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、空調、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれているパワー・光デバイス等を、高品質なGaN基盤を用いて高効率化し、エネルギー消費量の徹底した削減を実現する技術開発・実証を行う。 ＜達成手段の目標＞ 照明、空調等あらゆる電気機器に搭載されているデバイスについて、既存デバイスから大幅な効率化が可能なGaN（窒化ガリウム）デバイスの開発及び当該技術が社会に普及することによる社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減並びに二酸化炭素排出量の削減 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを創造する。	23
(24)	国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策	363 (359)	328 (321)	280 (280)	0	1	平成30年度限りの事業	24

(25)	大規模潜在エネルギー源を活用した低炭素技術実用化推進事業（一部経済産業省連携事業）	900 (892)	1,200 (1122)	300 (266)	2100 (うち前年度からの繰越900)	1,2	＜達成手段の概要＞ 商業規模の潮流発電システムを開発し、その施工や運用に係わるコストの低減を図り、環境影響評価項目及び評価手法を明確化することで、漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。また、低温熱源活用発電においては、摂氏80度程度以下の低温熱源に適した作動流体を選定する。その作動流体により最適な発電を行えるタービン発電機や熱交換器等を開発し、コスト効率的なバイナリー発電システムの開発及び実証を行う。 ＜達成手段の目標＞ 商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、国内の導入に向けた環境負荷低減型の潮流発電技術及び発電システムを確立する。摂氏80度以下の未利用エネルギーを有効活用するバイナリー発電システム（100kW以上）を確立する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 商用規模の潮流発電システムの確立および低温熱源活用発電システムを確立し、CO2排出量の削減に寄与する。	25
(26)	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	260 (152)	210 (118)	100 (45)	100	1	＜達成手段の概要＞ 平成26年度より運用を開始した家庭エコ診断制度の診断実施体制整備を行う。 環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の認定及び管理・支援や、診断ソフト及びシステムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から15%以上のCO2削減実現を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 家庭における温室効果ガス削減の着実な促進と、それを支援する人材の育成により、低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図る。	26
(27)	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務	347 (345)	327 (327)	332 (328)	189	1	＜達成手段の概要＞ 短期寿命気候汚染物質（SLCP）に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）に対する資金拠出を行うとともに、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるCCACの活動を主導する。また、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。 ＜達成手段の目標＞ アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献し、一体的に削減を促進させることができる。	27
(28)	省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業	1,200 (1,028)	1,500 (1,374)	1,500 (1,338)	9,330（うち、6,000は平成30年度2次補正）	1,2	＜達成手段の概要＞ 民間団体等を対象として、省CO2 型リサイクル高度化設備の導入に要する経費の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	28

	(29)	省CO2型リサイクル等設備技術実証事業	―	500 (478)	500 (496)	500	1,2	＜達成手段の概要＞ 民間団体等を対象として、省CO2 型リユース・リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価について委託を行う。 ＜達成手段の目標＞ 再生可能エネルギー設備など温暖化対策のための新製品・素材（低炭素製品）のリユース・リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価を委託により実施し、リユース、リサイクル段階の省CO2化を進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	29
	(30)	L2-Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業	4000 (537)	680 (281)	480 (438)	50	1	＜達成手段の概要＞ （1）L2-Techリストの更新・拡充・情報発信（委託）（平成27年度～） 補助事業の成果を整理分析しつつ、平成29年度までに策定された対象技術のリストを更新・拡充するとともに、それぞれの効率水準等を満たす個別の設備・機器の認証を実施し、L2-Techの情報を積極的に発信する。また、平成28年度に構築したL2-Tech情報プラットフォームの運用を通じて、先導的技術の情報や優良事例などを集積し、効果的な情報発信を行う。 （2）L2-Tec導入実証事業（補助）（平成29年度～平成30年度） 平成29年度からはL2-Techを活用した展開性の高い優良事例の創出を目的とした導入実証を行っている。導入実証を通じて、L2-Tech導入時の現状プロセスとの適合方法や入れ替えによる操業影響の低減など、安定稼働に関するソリューション情報を収集するとともに、そのCO2削減効果を検証する。また、優良事例の公開により、新たなL2-Techの創造につなげる。（補助率：1/2） ＜達成手段の目標＞ エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、ベストを追求する発想でエネルギー効率が極めて高くCO2削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入促進をしているところ。経済成長とCO2削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先がけてL2-Tech導入による低炭素設備投資のビジネスモデルを実現し、国際的な低炭素技術イノベーションを牽引することが重要である。一方でL2-Techは、先導的な技術であることから、導入実績や稼働実績の知見が乏しく、また、初期費用も高額となることから、普及拡大を進めるにあたり、積極的な財政支援の効果検証が必要 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ CO2削減効果の高いL2-Tech等設備の特定とその導入普及が促進されることにより、早期に大幅なCO2削減が図れる。	30
	(31)	セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業	3300 (1205)	3900 (1811)	3900 (1873)	2000	2	＜達成手段の概要＞ CNF等適用分野において、製造、使用、廃棄に関わる脱炭素化の評価・実証、CNF等の普及展開にかかわるモデル事業を実施する。自動車の部材においては、金属等を軽量なCNF、もしくはより高耐熱なバイオマスプラスチックで代替することで、さらなる脱炭素化を図る。 ＜達成手段の目標＞ 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー（CNF）やバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの脱炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ CNFの早期社会実装の推進を通じ、自動車の燃費向上、住宅・家電の断熱性能向上などを実現することにより、CO2排出削減に寄与する。	31

(32)	再エネ等を活用した水素社会推進事業	2,178 (1,666)	5,820 (4,473)	3480 (2937)	3480	2	＜達成手段の概要＞ 製造から利用までの水素サプライチェーン全体を通じた脱炭素化を促進するため、下記の取組を行う。 （1）水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインの策定 （2）再生可能エネルギー等を活用して水素を製造し、輸送し、燃料電池自動車や定置用燃料電池で利用するまでの一貫した脱炭素な水素サプライチェーンの実証 ＜達成手段の目標＞ CO2削減効果や波及効果が高い水素サプライチェーンのモデルを確立し、再生可能エネルギー等を活用した脱炭素な水素社会を実現する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地域における脱炭素な水素サプライチェーンの水平展開等により、再生可能エネルギー等を活用した脱炭素な水素社会を実現し、CO2排出量の削減に寄与する。	32
(33)	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）	2177 (659.9)	1469 (1426)	1950 (1838)	3868	1	＜達成手段の概要＞ 再生可能エネルギー由来の水素ステーションや燃料電池バス、産業用電池車両の導入支援等を行う。 ＜達成手段の目標＞ 再エネ由来水素ステーションや燃料電池バス、産業用電池車両の導入支援等を進め、再生可能エネルギーを活用した脱炭素な水素社会を実現する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 再エネ由来水素ステーションや燃料電池バス、産業用電池車両の導入支援等を図ることにより、CO2排出量の削減に寄与する。	33
(34)	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備検討調査費	28 (27)	33 (32)	33 (31)	33	5	＜達成手段の概要＞ 京都議定書第二約束期間（2013～2020年）には我が国は参加しないが、気候変動枠組条約及び京都議定書の義務として、吸収源の排出量/吸収量の報告は引き続き行うこととされているので、気候変動枠組条約及び京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定の実施に関する検討や国際交渉に対応していく。 ＜達成手段の目標＞ 森林を含む土地利用分野からの排出量・吸収量に関する、インベントリ算定方法の改善、IPCCガイドラインの2019年改良への対応、パリ協定における削減目標への計上（アカウンティング）に関する国際ルール及び国内算定体制の検討 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、2020年目標（2020年度における森林吸収量として基準年（2005年）総排出量比2.7%以上を確保）、2030年目標（基準年（2013年）総排出量比2.6%相当を確保）が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。	34
(35)	中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業	－	550 (409)	750 (464)	750	2	＜達成手段の概要＞ 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業は民間団体及び地方公共団体を対象として実施。中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理技術導入指針調査検討事業は民間団体を対象として実施。 ＜達成手段の目標＞ 自治体と民間団体が連携し、廃棄物エネルギー利活用に係る評価・検証事業を行うとともに、評価・検証事業等の成果等も踏まえつつ、中小規模廃棄物処理施設を有する自治体における地域特性も考慮した最適かつ先導的な処理システムの調査・検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自治体・企業が共同して先導的技術の評価・検証を行い、他自治体へ先導的技術の導入が進むよう指針を策定することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	35

(36)	低炭素型廃棄物処理支援事業	1,700 (991)	2000 (1725)	2000 (1841)	2000	1,2	＜達成手段の概要＞ 廃棄物処理業低炭素化促進事業は、廃棄物処理業と行う民間事業者等を対象とし、事業計画策定及び設備等導入に対する補助により実施。地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業は、地方公共団体や民間団体等を対象とし、地域の循環資源の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査及び自治体と連携して廃棄物の3Rを検討する民間団体等の事業計画策定に対する補助により実施 ＜達成手段の目標＞ 廃棄物高効率熱回収施設等の整備促進、廃棄物処理施設の省エネ化促進、廃棄物収集運搬車の低燃費化促進、地域資源循環の高度化及び低炭素化促進、熱回収施設設置者認定取得及び優良産廃処理業者認定取得の促進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 循環資源の利用計画策定率向上による廃棄物由来エネルギーの適正利用促進等を行うことで、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。	36
(37)	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（一部経済産業省・農林水産省連携事業）	6000 (2,199)	7,408 (3,189)	5,863 (5,092)	5,000	1,2	＜達成手段の概要＞ 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施 ＜達成手段の目標＞ 再生可能エネルギーの自立的普及を促進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。	37
(38)	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	5,000 (1,032)	3,200 (2,227)	4,270 (3,767)	5,200	1,2	＜達成手段の概要＞ 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施 ＜達成手段の目標＞ 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく率先的な公共施設の脱炭素化の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率の向上を通じて、地方公共団体における二酸化炭素の排出量の削減を図る。	38
(39)	公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業	2,530 (388)	2,620 (2,340)	2600 (1337)	2600	1,2	＜達成手段の概要＞ 公共施設等に再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入と、併せて省エネ改修等を行い、電力を効率よく融通するシステム構築を行う事業を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 公共施設が複数存在する地区内において、再生可能エネルギーを活用した複数の自立・分散型エネルギーシステムを構築し自営線等の利用により電気を融通するとともに、売電に頼らず電力の地産地消を行う、自己完結型のシステムを構築することで、地区を越えて地域全体でCO2排出削減を行うモデルを確立する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業により、再生可能エネルギーを効率的に導入し、エネルギーを効率的に運用するモデル事業を確立することで、CO2排出量の削減に貢献する。また、エネルギーの地産地消を行うことにより災害時の防災等にも寄与する。	39
(40)	賃貸住宅における省CO２促進モデル事業（国土交通省連携事業）	2,000 (1,316)	3,500 (1,166)	1700 (534)	0	1	平成30年度限りの事業	40

(41)	業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・総務省連携事業）	5,500 (1,107)	6,703 (3,836)	5,066 (4,819)	5,031	1,2	＜達成手段の概要＞ 地方公共団体の所有する施設と民間業務用施設等を対象としたネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ZEB」という。）の実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入、既存の業務用施設（民間建築物、テナントビル、改修し業務用施設として利活用する空き家等）に対して省CO2性の高い機器等の導入、国立公園内宿舎施設における省CO2性の高い機器等の導入、上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大、既存の業務用施設（民間建築物、テナントビル、空き家等）の省CO2改修、国立公園内宿舎施設の省CO2改修、上下水道施設の省CO2改修を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 業務用ビル等の大幅な低炭素化を通じて、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	41
(42)	物流分野におけるＣＯ２削減対策促進事業（国土交通省連携事業）	3,700 (2,290)	3,700 (3,288)	1,765 (1,014)	1,045	1	＜達成手段の概要＞ IoT等の新技術の活用や効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換によって物流システム全体の低炭素化への転換を図るため、物流分野におけるCO2排出抑制に資する設備や技術等を導入する事業に対して補助を行う。 ＜達成手段の目標＞ 地球温暖化対策計画で定められた温室効果ガス削減目標（運輸部門で28%削減）の達成のため、運輸部門のCO2排出量の1/3以上を占める物流分野におけるCO2削減は極めて重要であり、CO2削減を行いつつ持続可能な物流システムを構築する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容）＞ 物流システムの低炭素化を推進することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	42
(43)	低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業	1907 (1,907)	2,998 (2,998)	95 (89)	－ （前年度からの繰越3000）	1,2	＜達成手段の概要＞ 洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要である。これまでの環境省における浮体式洋上風力発電の開発・実証により、日本の気象・海象条件等に適合し高い安全性や信頼性を有する発電システムの確立に成功した。一方、浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等の調査・把握による事業リスク低減に加え、設置コストの低減が極めて重要である。本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及を促進するため、当該調査手法の確立や、施工の低コスト化・低炭素化等に取り組む。 ＜達成手段の目標＞ ①洋上風力の事業化を促進するため、国内で実績がない自然環境と調査した効率的かつ精度の高い洋上海域動物・海底地質等調査を行い、当該手法を普及させることを目標とする。鳥類や魚類等の海域動物の効率的な把握や係留アンカーの埋設に適した地点の効率的な探索など、効率的で環境に配慮した洋上観測システムは、日本での事例はなく、日本の厳しい気象・海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を行い、低コストで環境調和型の実測手法を確立し、民間事業者による導入普及を促進する。 ②特殊な大型作業専用船を用いず、施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減する手法を確立し、標準技術として普及させることを目標とする。浮体式洋上風力発電の本格的な普及のために、高額な専用船を用いずに、現在の施工方法をベースにした船の改良やケーブル敷設方法の改善等により低炭素かつ効率的な施工方法を確立し、事業性の向上による普及拡大を実現することを目標とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 浮体式洋上風力発電の実用化により、大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じたCO2排出量の削減に寄与する。	43

	(44)	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業（国土交通省連携事業）	800 （101）	800 （782）	800 （765）	250	2	＜達成手段の概要＞ 地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設から生じた液肥を、下水処理施設で処理するモデル事業を実施する。バイオマス発電施設で得られた電力・熱を、液肥の処理を行う下水処理施設等に供給することで、下水道処理施設の省CO2化を図ると同時に、地域環境の保全に貢献し、脱炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルを構築することを目指す。 ＜達成手段の目標＞ バイオマス発電において生じる液肥による地下水汚染の問題を解決し、下水処理施設の省CO2を同時に図るモデルを実証する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ バイオマス発電施設と下水処理施設の連携によるモデルを確立することにより、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減に寄与する。	44
	(45)	先進国間の連携による地球規模での気候変動対策事業	74 （70）	74 （71）	74 （52）	0	1	平成30年度限りの事業	45
	(46)	海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業	260 （251）	260 （255）	260 （260）	260	1	＜達成手段の概要＞ ・国内第一号海底下CCS事業（経済産業省委託事業）について、最新の知見を活用したモニタリング技術を適用し、結果を検証していくことにより、CCS事業における適正なモニタリング技術及びその適用方法の確立を図る。 ＜達成手段の目標＞ ・国内第一号の海底下CCS事業について、モニタリング技術を適用し結果を検証していくことにより、今後のCCS事業におけるモニタリング技術の確立を目指し、CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供することによって、地元住民をはじめとする国民の安心・信頼が確保され、第二号以下の導入に際しての環境整備に資する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供するものであるため、国内第一号の海底下CCS事業その他CCS事業全般に対する国民の安心・信頼が確保され、CCS事業の促進に寄与する。このため、直接的な導入効果はないものの、間接的な大規模削減効果が見込まれる。	46
	(47)	先進環境対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）	1000 （109.4）	1000 （777）	1000 （599）	－	1,2	平成30年度限りの事業	47
	(48)	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（経済産業省連携事業）	400 （314）	500 （430）	500 （285）	0	1,2	平成30年度限りの事業	48
	(49)	地域の多様な課題に応える低炭素な地域づくりモデル形成事業	－	100 （53）	200 （199）	－	1,2	平成30年度限りの事業	49

(50)	風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業	－	300 (277)	400 (331)	400	1,2	＜達成手段の概要＞ (1)実証事業におけるゾーニングの実践 平成30年3月に公表し、平成30年度さらに内容の向上を図ることとしている「ゾーニングマニュアル」を参考にしつつ、4地域程度の実証地域において、制度化を見据えたゾーニングを実施するとともに、累積的影響の検討を行う。 (2)ゾーニングの制度化を見据えた検討 上記実証事業の状況等を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めた効果的な制度化の在り方に関する検討を行うとともに、累積的影響等技術的事項についても検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 風力発電については、環境影響評価手続きの迅速化が求められるとともに、立地適地をめぐって事業が集中する状況にあり、環境影響の重なり(いわゆる累積的影響)への対応などが課題となっている。これらの課題に対応し、再生可能エネルギーの導入と環境配慮を両立させるためには、地域の自然的条件／社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングが有効である。ゾーニングの効果を担保するために、環境影響評価におけるゾーニングの制度化を見据えた検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 効果的なゾーニング手法に関するマニュアルの普及促進を図るとともに、制度化を見据えた検討を進めることにより、環境影響に適切に配慮した形での風力発電の大量導入を促進する。その導入により、温室効果ガスの削減に貢献することができる。	50
(51)	省エネ家電等COOL CHOICE推進事業	－	2,000 (333)	1,000 (645)	1,000	2	＜達成手段の概要＞ ・26%削減の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、すべての照明をLEDに置き換えることに加え、家庭のエネルギー消費に伴うCO2排出の大きな発生源であるエアコン、冷蔵庫等の主要家電を、2030年までの買換え時に最新型への買換えを促進させる対策が必要である。これらを実現するために、「省エネ家電等マーケットモデル事業」における「五つ星家電」への買換えを促進する販売事業者に対し、買換え促進成果に応じた経済的インセンティブを付与する事業を行うことにより、販売促進を活性化し、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減を図る。 ＜達成手段の目標＞ ・高効率な省エネルギー機器の普及促進 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・高効率な省エネルギー機器の導入・普及により、家庭部門のエネルギー起源CO2削減に寄与する。	51
(52)	廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業	－	1,700 (885)	1618 (1395)	1682 (うち前年度からの繰越82)	2	＜達成手段の概要＞ 地域の未利用資源(廃熱・湧水等)の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を促進するモデル的取組に必要な設備等の導入経費を支援。また、未利用資源の活用コスト効率化、大幅なエネルギー効率改善、CO2の削減に直結する各種施設や設備の部品の交換・追加を支援。 ＜達成手段の目標＞ 社会システムは、一度整備されると長期にわたりCO2排出の固定化(ロックイン)が懸念され、構築のタイミングで低炭素型のものへと改築誘導する必要がある。また、財政上の理由から設置した設備を限界まで使い続ける事業者においては、設備の効率低下による燃料や電気の大量消費を原因としたコスト増大が、経費の更なる圧迫を招き、ますます設備投資できず、結果としてCO2排出量も増大するという悪循環に陥っているところ、これを解決するため、設備全体ではなく、エネルギー効率に寄与する部品・部材に着目して、それらの交換や追加等を実施し、CO2排出の抜本的削減が可能なモデルを確立することが不可欠。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 低コストCO2削減が実現できるモデルの確立およびその普及によって、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。	52

(53)	設備の高効率化改修支援事業	－	500 （342）	1200 （781）	1100	1,2	＜達成手段の概要＞ エネルギー効率に密接する部品や部材のみの交換・追加により、大幅なエネルギー効率の改善とCO2の削減に直結するものに対して、部品等の交換・追加に必要な事業を支援する。また使用中のPCB使用照明器具をLED一体型器具の交換する際のPCB使用の有無に係る調査、導入及び設置に係る事業を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 自治体や民生部門の所有する各種施設において、部品・部材の改修・追加による低コストでエネルギー使用量とCO2の削減が実現できる手法普及させる。またPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することで、期限内の早期処理とCO2削減を同時達成する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 低コストでCO2排出量削減効果のある手法の普及およびPCB使用照明器具をLED化することで二酸化炭素排出量の削減を図る。	53
(54)	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）	－	6,300 （5,901）	7,455 （7,160）	7,545	1,4	＜達成手段の概要＞ 冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗において省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者に対して、当該機器導入の事業費の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 省エネ型自然冷媒機器の導入・普及の拡大を加速化することにより、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減すると同時に、温室効果の高いフロン類冷媒の使用合理化を促進し、排出の削減を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 省エネ型自然冷媒機器の導入・普及により、業務部門のエネルギー起源CO2削減及び代替フロン等4ガスの排出量削減に寄与する。	54
(55)	公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（国土交通省連携事業）	－	2,106 （896）	1200 （851.7）	1500	1	＜達成手段の概要＞ 公共交通機関あるいはそれらを補完する交通システムについて、域内の交通利便性を高め、マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進するために必要な設備等の整備を行う事業、鉄道システムの省エネ化に資する車両の設備整備や回生電力の有効活用のために必要な設備等の整備を行う事業に対し、補助を行う。 ＜達成手段の目標＞ 公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組及び鉄道関連設備の省エネ化を支援し、マイカー等から低炭素な公共交通機関等へのシフトを促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ マイカー等から公共交通機関等へのシフトと鉄道システムの省エネ化を進めることで、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	55

(56)	低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業	0	2000 (1889)	3000 (2785)	3000	2	＜達成手段の概要＞ (1)ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業 CO2排出実態に係るデータ(電力、ガス、燃料の使用等)を収集、解析し、個々にパーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な低炭素型の行動変容を促す等、CO2排出削減に資する行動変容モデルを構築。地方公共団体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。 (2)ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業 これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術を用いて構築し、実証。 ＜達成手段の目標＞ 近年欧米では行動科学等の理論に基づくアプローチ(ナッジ(nudge:そっと後押しする)等)により、国民一人ひとりの行動変容を(1)情報発信等を通じて直接促進し、また、(2)社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き低炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要である。本事業では我が国に適用可能なエネルギー消費に係る行動変容モデルを構築し、展開、実用化を通じて、環境負荷低減に繋がる低炭素型の行動変容を促し、家庭・業務その他部門におけるエネルギー消費量及びCO2排出量を徹底的に削減する。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ナッヂ等やブロックチェーン技術の活用により、CO2削減に貢献することができる。	56
(57)	木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業（農林水産省連携事業）	－	1923 (275)	2000 (501)	1200	1,2	＜達成手段の概要＞ CLT等に代表される新たな部材を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費の一部補助、及びCLT等を用いた建築物等の、断熱性能や調湿性等の省エネ・省CO2に資する性能の定量的把握を行う。 ＜達成手段の目標＞ CLT等に代表される新たな部材を用いた建築物の断熱性や調湿性といった省エネ・省CO2に資する性能の評価を通じて、CLT等を用いた建築物等の省エネ・省CO2性のポテンシャルを定量的に把握する。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 低炭素な建築物の更なる普及を通じて、業務その他部門の二酸化炭素排出量の削減を図る。	57
(58)	カーボンプライシング導入可能性調査事業	－	250 (243)	250 (229)	250	1,2	＜達成手段の概要＞ ○2030年目標や長期目標の達成に向けた施策の一つとして、国内排出量取引制度等のカーボンプライシングを導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、国内外の施策の動向を踏まえつつ、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、制度案の検討に資する調査分析等を行う。 ＜達成手段の目標＞ ○諸外国の事例なども参考に、対象の範囲、割当の方法などの項目について、幅広く選択肢を検討。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容)＞ ○国内排出量取引制度等カーボンプライシングを導入した際の効果的かつ効率的な排出削減の実現に資する。	58

	(59)	ＣＯ２中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業	－	150 (97)	150 (155)	150	1,2	＜達成手段の概要＞ ○電力業界の地球温暖化対策に関する取組の進捗を確認し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成の蓋然性を評価するとともに、諸外国における電力低炭素化の施策動向等を調査し、電力低炭素化のための制度設計構築に向けた追加対策の検討に資する調査分析等を行うことで、2030年度削減目標の確実な達成を図る。 ＜達成手段の目標＞ ○電力業界の「自主的枠組み」及び「自主的枠組みに係る政策的対応についての事業者の取組状況や見通し、そのほかの関連施策の動向の分析を行うとともに、諸外国における電力部門の低炭素化施策の動向や我が国への適用可能性について調査分析を行う。その分析等を踏まえて、電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗をレビューし、実施すべき追加対策を検討する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ○電力業界の進捗状況評価や、目標が達成できないと判断した場合に行う追加的施策の実施等により、2030年度の削減目標の確実な達成を図る。	59
	(60)	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 （国土交通省連携事業）	－	2965 (2959)	2965 (2961)	2965	1,2	＜達成手段の概要＞ 中小トラック運送業者を対象として、トラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため低炭素型ディーゼルトラック及び大型天然ガストラックの導入を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 波及効果も含めて、トラック新車販売台数に占める低炭素型車両の比率を平成31年度末に39％以上とすることを目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 走行距離の長いトラック運送事業者の保有車両における平均燃費の向上により、CO2排出削減を図る。	60
	(61)	Ｇ７が牽引する気候変動対策に貢献する持続可能な開発目標の実施	0	60 (30)	60 (25)	60	1	G7で協調行動を進めていくことがG7富山環境大臣会合のコミュニケにおいて合意され、ゴール7（エネルギー）やゴール13（気候変動への対処）等、他のゴールとの相乗効果が期待されるSDGsゴール12（持続可能な消費と生産）が協調行動の有力分野とされている。具体的には食品廃棄物の削減、食品廃棄物の削減による気候変動緩和等への効果測定手法の開発、購買行動の変化を促す製品の環境負荷に関する情報提供（第二の価値付け）等が例示されており、これらの分野を参考に、CO2削減に資するものを、我が国が主導するG7協調行動として推進する。 ＜達成手段の目標＞ SDGsのうち特にゴール7（エネルギー）及びゴール１３（気候変動）の実施・フォローアップを牽引し、我が国の知見・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、環境技術の効果的な国際展開を実現する。G7各国と連携・協調して施策を推進し、国際的な場での情報発信を行うことで我が国の活動の視認性を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ G7各国においてSDGsの観点よりCO2削減につながる施策や先駆的な取組について情報交換を行い、G7協調行動としてSDGs達成に資する温暖化対策施策及び技術等の社会実装を進展させることで、我が国及び世界全体での二酸化炭素排出量削減につながる。	61
	(62)	省エネ型浄化槽システム導入推進事業	―	1,000 (244)	1,600 (740)	2,000	1，2	＜達成手段の概要＞ 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御装置等）の導入・改修及び、平成11年度以前に設置された建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）の省CO2型浄化槽への交換について、1／2を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 集合住宅等に設置されている大型浄化槽の処理工程上で使われている機器設備（ブロワ、水中ポンプ、スクリーン等）の省エネ化については、小型浄化槽と比べて比較的に遅れている。既設の大型浄化槽及び中・大型浄化槽に付帯する機械設備を省エネ改修するとともに、特に古い大型浄化槽自体を省エネ浄化槽に交換することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を大幅に図るとともに、老朽化した中・大型浄化槽の長寿命化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 既設合併処理浄化槽の省CO2化を図ることでエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。	62

(63)	グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業	―	―	950 （289）	600	1,2,7	①グリーンボンド発行促進体制整備支援事業 ＜達成手段の概要＞ グリーンボンドを発行しようとする者に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助すること等を通じ手我が国におけるグリーンボンドの発行を促進する。 ＜達成手段の目標＞ グリーンボンドが普及することで、国内脱炭素化事業に民間資金を大量に導入し、活用していくこと。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ グリーンボンドが普及することで、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。 ②地域低炭素化推進事業体設置モデル事業 ＜達成手段の概要＞ 地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、地域における面的な脱炭素化事業を実施する事業体を市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金によって設置する場合に、事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 地域低炭素化推進事業体を設置又は強化・拡充することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業で形成したモデル事例のノウハウを地域外の自治体等へ展開して事業体の設立を推進することを通して、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。	63
(64)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）	－	－	8500 （8481）	9700	1	＜達成手段の概要＞ 低炭素化が遅れている賃貸住宅及び分譲集合のZEH化、低炭素化に資する素材や先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH化に支援し、さらに既存住宅の省エネルギー性能の向上をさらに進めるべく、省エネルギー性能に優れた建材を用いた改修を支援することで、高性能建材の価格低減を図り、家庭部門のCO2削減に寄与する。 ＜達成手段の目標＞ 本事業を通じ、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/断熱リノベーションの普及により、家庭部門におけ二酸化炭素排出量の削減を図る。	64
(65)	水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	－	－	1000 （123）	600	1,2	＜達成手段の概要＞ 水素を活用した発電・熱供給システムの更なる低コスト・大規模化を行うとともに、地域の実情に応じた水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルを確立する。 ＜達成手段の目標＞ 水素を活用した自立・分散型のエネルギーシステムを構築する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地域における再生可能エネルギーの導入に係る系統制約などの課題を克服するため自立型水素エネルギーシステム供給システムの導入と、システムの高効率化、低コスト化及び、量産化を実現することにより、CO2排出量の削減に寄与する。	65

(66)	代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業（国土交通省連携事業）	－	－	280 （154）	480	2	＜達成手段の概要＞ LNG燃料船を実際の海域で運航し、負荷変動のデータを取得・分析することにより、ガスエンジン及びガス供給システムの燃料効率を最適化するための制御技術を確立し、実際の航行においてCO2排出削減効果の最大化を図る。 ＜達成手段の目標＞ 近年、船舶分野においても代替燃料の活用による更なるCO2排出削減が期待されており、今後普及の見込まれる代替燃料として、CO2削減に加え環境（NOx、SOx）性能等に優れたLNG燃料が挙げられる。しかし、LNG燃料船については、ガスエンジンやガス供給システムといった個々の技術開発は確立しているものの、それらの技術を実船に搭載し、実際の海域で航行した際に加わる負荷に応じて、燃焼の効率を最適化する制御技術の確立がなされていないため、LNG燃料船によるCO2排出削減の最大化を図る技術実証を行い、もって船舶からのCO2排出量を大幅に削減することを目的とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業により設計・実証したLNG燃料船において、事業終了年度の平成32年度においてガスエンジン及びガス供給システムの燃料効率を最適化するための制御技術を2種類確立する。それにより船舶分野の温室効果ガスの削減に寄与することができる。	66
(67)	環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業	－	－	800 （643）	744	1,2	＜達成手段の概要＞ 再生可能エネルギーの種類ごと（太陽光、風力、中小水力、地熱、太陽熱、地中熱等）のポテンシャルに関する情報を収集・整理し情報発信するとともに、再生可能エネルギーに係る環境配慮の確保に必要な環境基礎情報（動植物の分布情報等）の調査等を行い、その結果をデータベースとして整備する。 ＜達成手段の目標＞ 事業者が環境に配慮した形で再生可能エネルギーの円滑な導入することを促すとともに、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の検討等を後押しする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に必要な情報を収集してデータベースとして整備するとともに、再生可能エネルギーの計画的な導入に必要なポテンシャル情報に関する情報発信サイトを構築し、わかりやすく情報提供することで、再生可能エネルギーの導入を促し、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。	67
(68)	空調負荷低減を実現する革新的快適新素材創出事業	－	－	200 （181）	200	2	＜達成手段の概要＞ 空調負荷の低減と、快適環境の維持という二つの条件を満足するため、以下を実施し、革新快適衣料を創出する。 （1）人工気象室における快適性に係る実証とその効果の定量化手法を確立する。 （2）綿（コットン）と同程度、ついで2倍の吸湿率差を有する高吸湿性繊維を開発することで体感温度を下げ、その快適性を定量評価する。 （3）気化熱を利用した冷却機能や赤外線の透過特性の制御機能等を有するスマートテキスタイルを新規に開発し、既製品よりも体感温度を下げる効果を有し、空調利用を削減しても快適に感じる温度湿度領域を拡大する新素材を創出する。 ＜達成手段の目標＞ 本事業は空調負荷の低減と快適環境の維持の両者を満たすことのできる革新的な新素材・スマートテキスタイルを創出し、快適な衣服として活用・実用化することでCO2排出量を削減することを目的とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業で創出された快適新素材及び快適衣料が普及することによって空調負荷が低減し、CO2削減が図られる。	68

(69)	熱を活用した次世代型蓄エネルギー技術実用化推進事業	－	－	830 (202)	1200	2	＜達成手段の概要＞ 変動する再生可能エネルギーの出力を需要家側で高温の熱等の形で蓄え、変動する需要に応じて再び電気の形でエネルギーを取り出し、自家消費・地産地消することのできるコスト効率的な新規の畜エネルギー技術の開発・実証を通じて、当該技術を確立する。各地域の実績に応じた規模等の最適設計を行うとともに、周辺環境への負荷の低減を図る。 ＜達成手段の目標＞ 温室効果ガス排出量の削減目標の達成のためには、再生可能エネルギーの最大限の活用が必須である。太陽光や風力等、天候や時間帯、季節等により出力が変動する不安定な再生可能エネルギーの安定利用、地産地消の促進のために、再生可能エネルギーを熱の形で需要家側で蓄え、用事に再び電気の形で利用可能な蓄エネルギー技術の確立を目的とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業において確立した技術をもとに、平成42年度において約42万t-CO2/年の削減を目指す。	69
(70)	二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業（経済産業省連携事業）	－	－	1713 (727)	2227 (うち前年度からの繰越257)	1,2	＜達成手段の概要＞ 二酸化炭素の資源化による化学物質を活用し、化石燃料由来の物質を代替していくことで、脱炭素社会及び炭素循環社会の構築を目指す。 ＜達成手段の目標＞ 従来大気に排出されていた二酸化炭素を資源としてエタノール等を製造し化石燃料由来のエタノール等と代替する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 従来大気に排出されていた二酸化炭素を資源とするとともに、化石燃料由来の生成物を代替することで、CO2排出削減を図る。	70
(71)	地球温暖化対策・施策等に関する情報発信事業	－	－	6,700	5,700	1,2	＜達成手段の概要＞ 環境省が実施している地球温暖化対策事業による設備導入の状況やそれに伴う二酸化炭素削減効果、実証・モデル事業等の進捗状況並びに温暖化対策に関する諸施策の進捗状況等を、企業や自治体、関係する団体等に情報発信し、環境省の取組への理解を深めるとともに、主体的な取組への活用を促す。 ＜達成手段の目標＞ 地球温暖化対策施策の進捗状況等を情報発信することで、企業や自治体等の地球温暖化対策の取組を促進していく。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 企業や自治体等の地球温暖化対策の取組を促進することで、温室効果ガス削減に貢献する。	71
(72)	廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業	―	―	400 (256)	300	2	＜達成手段の概要＞ 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業は民間団体（廃棄物処理業者）を対象に経費の一部を補助する。廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO2対策普及促進事業は、民間団体を対象に実施する。 ＜達成手段の目標＞ 廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分等に渡る廃棄物処理システム全体の低炭素化・省CO2対策を促進するため、各種検討調査を行うとともに廃棄物焼却施設等からの余熱や発電電力を有効活用し、地域における低炭素化等を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	72
(73)	脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」ＦＳ事業	―	―	200 (177)	400	2	＜達成手段の概要＞ 福島県浜通りの避難指示解除地域や、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づく復興再生拠点等を対象に、「町全体の復興と脱炭素化の両立」に向け、環境再生事業と連携しつつ、脱炭素の視点を最大限ビルトインした町の復興の絵姿を描き、各種事業によるCO2削減効果の評価や、事業の実現可能性の検証のためFSを実施する。 ＜達成手段の目標＞ 復興再生拠点等を対象に、「町全体の復興と脱炭素化の両立」に向けた取組を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ FSの結果を踏まえて作成する「脱炭素の視点を最大限ビルトインした町の復興の絵姿」に基づき、まちづくりが進むことにより、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	73

(74)	ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業	－	－	－	300	1,2,7	＜達成手段の概要＞ グリーンファイナンスの諸外国動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・融資の普及のための取組を支援する。 ＜達成手段の目標＞ グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融へシフトし、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入拡大、国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス手動への転換により、地球規模の気候変動対策推進への貢献。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国際的なグリーンファイナンス関連情報の情報収集、国内におけるESG金融導入調査検討、ESG金融取組の表彰、ESG金融ハイレベル・パネル運営、グリーンイノベーション動向等調査を通じた情報収集、調査分析、課題検討や情報発信などを通じて、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入の拡大に寄与する。	新31-0001
(75)	SBT（企業版２℃目標）達成に向けたCO2削減計画モデル事業	－	－	－	100	1,2	＜達成手段の概要＞ 従前のCO2削減ポテンシャル診断の診断機関及びCO2削減計画を策定する企業がSBT達成に向けたCO2削減計画の策定に使えるルール、マニュアル、事例等を作成する。 これまでCO2削減ポテンシャル診断事業で蓄積されてきたデータや診断機関のノウハウ等を解析するとともに、すでにSBT又はSBTに準じた2025～2030年頃の中長期目標を設定した民間企業等が実施している取組等の情報や具体的に工場・事業場等でどのような削減を行えば2025～30年頃の削減目標を達成しうるかについての定量評価を行い、マニュアル策定のために必要な知見や情報を収集する。 ＜達成手段の目標＞ 本モデル事業により、企業が2025～30年頃の削減目標に向けたCO2削減ポテンシャルと対策行動を可視化する。 企業におけるSBT達成に向けた分析手法や方法論の一般化や体系化する。 SBT目標と併せて削減ポテンシャルに基づく削減計画を立案することで企業としての2030年頃までの自主的なCO2排出削減の取組を促進する ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 企業の脱炭素化経営を推進し、CO2排出量の削減に貢献する。	新31-0002
(76)	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	－	－	－	6000	2	＜達成手段の概要＞ （1）地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費 〇経済合理性、持続可能性を有する脱炭素型地域エネルギーシステムの確立や電動モビリティの活用に向けた調査、検討を国として実施する。 〇また、経済合理性や持続可能性を有する脱炭素イノベーションによる地域課題解決に向け、地方公共団体、企業、地域住民等が行う協議会運営や持続可能性調査等を支援する。 （2）地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業 〇太陽光発電、蓄電池等の再エネ・蓄エネ設備、自営線等を活用し、災害に強い自立・分散型地域エネルギーシステム構築に向けた事業を支援する。 〇また、地域の特性に応じた再エネと電動モビリティ（EV、グリーンスローモビリティ等）を活用した持続可能な脱炭素型地域交通モデルの構築に向けた実証事業を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創設が必要であり、特に、脱炭素と関連の深い地域エネルギーや地域交通分野において、民間の知見・資金を最大限活用した経済合理性、持続可能性を有する自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの確立を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 事業により地域資源を再認識するとともに、それを活用することで、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩とし、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促す地域の多様なステークホルダーによる脱炭素型社会づくりを推進させる。	新31-0003

(77)	温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業	－	－	－	250	1,2	＜達成手段の概要＞ 温室効果ガス排出者（個人以外）の温室効果ガスの一元的な管理を行うと共に、関連するシステムとの統合や連携を行うことで、企業が日常的なエネルギー管理から月次・年次の排出量の管理、削減目標の設定や削減対策の実行までを、円滑に一気通貫で管理できる排出管理統合システムを構築するため、必要な調査及び設計を行う。 ＜達成手段の目標＞ 2017年5月に決定されたデジタルガバメント推進方針において、電子行政の目指すべき方向性として、デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等の実現が重要であることが示されたところ。 このデジタルガバメント構想に沿って、CO2排出者（個人以外）の温室効果ガスの一元的な管理を行うと共に、関連するシステムとの統合や連携を行うことで、企業や日常的なエネルギー管理から月次・年次の排出量の管理、削減目標の設定や削減対策の実行までを円滑に管理できる排出管理統合システムを構築する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 温室効果ガス排出者（個人以外）の温室効果ガスに関する情報を一元的に管理することで、より効果的な温室効果ガス削減のための取組を推進する。	新31-0004
(78)	電動化対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）	－	－	－	1000	1,2	＜達成手段の概要＞ 先端的な燃費性能を有し、市場投入初期段階にある電動化対応トラック・バス（電気自動車、ハイブリッド車）の導入加速を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 波及効果も含めて、2025年度におけるトラック・バスの新車販売台数に占める電動化対応車の比率を8.6%まで上昇させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 電動化対応トラック・バスの安定需要を喚起し、普及を図ることにより、CO2排出削減を図る。	新31-0007
(79)	脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業	－	－	－	3,500	1,2,3	＜達成手段の概要＞ 民間団体等を対象として、石油資源由来のプラスチックから紙、バイオマス・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換を図っていくとともに、使用済みの廃プラスチック等の省CO2リサイクルシステムを構築し、脱炭素社会に貢献するプラスチック資源循環システムの構築を加速化する。 ＜達成手段の目標＞ ①従来のプラスチック素材を代替する紙、バイオマス・生分解性プラスチック等の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。 ②複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 再生可能資源の普及やリサイクルシステムを確立し、国内におけるプラスチック資源循環システムを構築することで、CO2排出削減に寄与する。	新31-0008
(80)	先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理・リサイクルシステム低炭素化支援事業	－	－	－	60	2	＜達成手段の概要＞ 民間団体を対象とし、市町村での一般廃棄物事業に係るIoT・AIを活用した収集作業の最適化モデル事業を行う。 ＜達成手段の目標＞ 市町村が実施する一般廃棄物処理における収集運搬について、低炭素化及び担い手の逼迫の観点等の課題をIoT・AI等を活用した集中管理や効率化によって最適化を図るためのシステム構築を行うモデル事業を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ IoT・AIを活用して最適ルートシステムの策定・評価等を行うことにより、多種多様な地域の特性に対応した汎用性の高いモデルを構築することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	新31-0009

(81)	民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業	－	－	－	2100	2	＜達成手段の概要＞ 民間事業者等による先導的な地産地消型のエネルギーシステムの構築に対して補助を行う。 （補助対象事業） 　エネルギー設備をエネルギー管理システムを用いて制御し、エネルギーを面的に利用する地産地消型エネルギーシステムの構築を支援する。 　［補助率：2/3,1/2,1/3］ ＜達成手段の目標＞ 東日本大震災後、従来の大規模集中電源に依存した硬直的なエネルギー供給システムを脱却するとともに、急速に普及している再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギーを安定的かつ有効に活用していくため、地域に存在する分散型エネルギーシステムを地域内で効率的に活用する「エネルギーの地産地消」が注目を集めている。本事業では、地域の実情に応じ、民間事業者等が先導的な地産地消型エネルギーシステムを構築する事業者に対して支援を行うことで、エネルギーの地産地消とそれによるCO2削減効果を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 先導的な地産地消型エネルギーシステムを構築する事業者に対して支援を行うことで、エネルギーの地産地消とそれによるCO2排出削減を促進する。	新31-0010
(82)	フロン等対策推進調査費 （087再掲）	233 （199）	234 （215）	254 （）	258	1,2,3	＜達成手段の概要＞ オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。	－
施策の予算額・執行額		101013 （63334.3）	134878 （103009）	143263 （115514.7）	171280	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定） 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―2）

施策名	目標1―2　世界全体での抜本的な排出削減への貢献	担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 国際連携課 国際地球温暖化対策担当参事官室 国際協力・環境インフラ戦略室 脱炭素化イノベーション研究調査室 低炭素社会推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	奥山　祐矢 鮎川智一 福島健彦 小川眞佐子 杉本留三 大井通博 木野修宏
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。	政策体系上の位置付け	1.　地球温暖化対策の推進		
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。	目標設定の考え方・根拠	・海外展開戦略（環境）（平成30年6月策定） ・日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出） ・パリ協定（平成28年11月発効） ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	JCM等を通じた優れた低脱炭素技術等の海外展開の累積の事業規模（環境省施策分、累積）（単位：億円）	－	－	2000	令和2年度	－ 963	－ 1587	－ 2371	－	－	－	－	未来投資戦略2017において定められているため。

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2	パリ協定の実施に向けた貢献	－	令和2年度	パリ協定が発効し、今後は2018年が期限の詳細ルールの策定交渉や途上国の削減目標（NDC）の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。
3	IPCCへの貢献	第6次評価報告書、特別報告書等の作成	2022	IPCCの科学的知見は気候変動交渉や国内外の政策の科学的基盤として重要であるため。

達成手段（開始年度）		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度行政事業レビュー事業番号
		28年度	29年度	30年度	令和元年度			
(1)	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	179 （179）	160 （160）	169 （169）	179	1	＜達成手段の概要＞ 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV（測定・報告・検証）や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための費用の一部を拠出する。 ＜達成手段の目標＞ 気候変動枠組条約、パリ協定等に基づく取組の効果的な実施 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ パリ協定の着実な実施のため、条約事務局が行っている取組の必要費用の一部を負担することにより貢献する。	74
(2)	パリ協定の実施に向けた検討経費	178 （163）	156 （146）	156 （151）	157	1	＜達成手段の概要＞ パリ協定の実施に向けた詳細ルールの構築に係る交渉を進めるため、我が国の提案に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。 ＜達成手段の目標＞ パリ協定の実施に向けた詳細ルール交渉の進展 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ パリ協定の詳細ルールに関する検討を行い提案するとともに、中国やインド等の主要国に対して積極的に働き掛けることにより、パリ協定の実施に向けた国際的な議論に貢献する。	75
(3)	国別登録簿運営経費	102 （102）	78 （75）	78 （75）	77	－	＜達成手段の概要＞ 国別登録簿システムは、京都議定書に基づく割当量単位や京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却等を行うための電磁的な登録簿であり、京都議定書に基づき附属書Ｉ国が各国ごとに設置する義務を有しており、同システムを適切に整備・運営管理する。 ＜達成手段の目標＞ 国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行うことによって、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。	76
(4)	二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）	8,292 （7,593）	5,912 （4,609）	5,499 （3,891）	8,100	1	＜達成手段の概要＞ 途上国において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減するための設備・機器の導入に対して最大1/2の補助を行う（JICA等が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む）。設備等導入・事業実施後は、測定・報告・検証（MRV）の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。 ＜達成手段の目標＞ 民間企業による優れた脱炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。	77

	(5)	二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ＡＤＢ拠出金）	1,200 (1,200)	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)	2	＜達成手段の概要＞ アジア開発銀行（ADB）の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた脱炭素技術に対して協調資金支援を行うことにより、ADBによる途上国の開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCMの活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。 ＜達成手段の目標＞ 民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。	78
	(6)	二国間クレジット制度（ＪＣＭ）基盤整備事業（制度構築・案件形成支援）	1,192 (1,228)	1,492 (1,494)	1,602 (1,525)	1,619	1	＜達成手段の概要＞ ・JCMの本格的な運用及び制度に関する国際的な理解の醸成に取り組むとともに、JCMの海外展開の事業規模の拡大に向けた働きかけを行う。 ・具体的な排出削減プロジェクトの案件発掘調査、実現可能性調査及び情報発信等を行う。 ・クレジットの発行を見据え登録簿の構築・運用を行う。 ＜達成手段の目標＞ 優れた脱炭素技術等による途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 二国間クレジット制度を効率的に運用するための事務局運営、各パートナー国との調整、制度の詳細検討及び構築等をすることによって、JCM等を通じた優れた脱炭素技術等の海外展開を推進し、事業規模の拡大を達成する。	79
	(7)	気候技術センター・ネットワーク（ＣＴＣＮ）事業との連携推進	120 (120)	120 (119)	84 (84)	83	1	＜達成手段の概要＞ 途上国に向けて気候変動に係る技術の開発・移転を実施・促進するために設置された気候技術センター・ネットワーク（CTCN）に対して資金拠出を行い、低炭素技術の実用化や普及を促進する。 ＜達成手段の目標＞ CTCNの実施を支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献し、かつ、日本が世界に誇る脱炭素技術の海外展開を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ CTCNに対して資金拠出を行い、その実施に貢献する。	80
	(8)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業 （平成26年度）	4,421 (4,363)	1302 (1,178)	4,980 (4,587)	1,890	1	＜達成手段の概要＞ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の後継機として平成30年10月に打ち上げた「いぶき2号」（GOSAT-2）の運用を行う。「いぶき」シリーズの観測データを用いて各国が算定するインベントリと比較・評価しパリ協定の透明性向上に貢献する。また、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機（GOSAT-3）の開発を進める。 ＜達成手段の目標＞ GOSAT-2による温室効果ガスの継続観測により、透明性の高い独立した測定手法として世界の温室効果ガス排出量の削減効果を確認することや持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた脱炭素技術の導入を強力に推進する。 「いぶき」シリーズの観測データを用いて各国が算定するインベントリと比較・評価しパリ協定の透明性向上に貢献するため、地上観測等のデータを用いて校正・検証を行い精度の向上を図るとともに、温室効果ガス排出量の推計精度を評価するための実証実験を進める。 GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機（GOSAT-3）の開発を進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ GOSATシリーズの観測データを利用したGHG排出インベントリの比較・評価手法を確立し、特に途上国において正確な排出量を把握するとともに、パリ協定に基づき2023年から行われるグローバル・ストックテイクへの貢献を目指す。 衛星データを補完するための地上観測等設備等の整備とそれらデータの処理技術高度化により、透明性の高い排出量報告に貢献しうる情報発信を行う。	81

(9)	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	1,400 (1,176)	1,400 (1,079)	982 (593)	418	2	＜達成手段の概要＞ 途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出し、低炭素技術のリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた抜本的なリノベーションを行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素社会創出及び我が国の低炭素技術の国際展開・競争力強化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 二国間クレジット制度の本格導入及びクレジット取得量の増大に寄与する。	82
(10	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業 大気環境課	765 (761)	715 (686)	493 (484)	369	－	＜達成手段の概要＞ ・既存の地域的な取組みの活用として、国連環境計画（UNEP）、クリーン・エア・アジア（CAA）に対して拠出を行い、既存取組みの実施支援、大気環境管理の評価文書作成等を支援する。 ・越境大気汚染の緩和・低炭素化に貢献できるよう中国をはじめとしたアジア地域の都市と日本の自治体間の協力を支援する。 ・JCMを念頭に置きつつ、我が国の環境技術を用いたコベネフィット型対策の技術実証、環境対策の知見に基づく制度整備や人材育成をモデル事業として実施する。 ＜達成手段の目標＞ 既存の地域的な取組みの活用、我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じて、JCM事業への展開を念頭においたエネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献するとともに、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、JCMを含む途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。	83
(11	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 循環型社会推進室	0	230 (107)	253 (176)	253	－	＜達成手段の概要＞ 海外事業展開実績の少ない我が国の循環産業が、横展開可能なショーケースとなる事業を形成し、我が国の優れた廃棄物管理技術の海外展開を後押しするため、地球温暖化対策に積極的な個別事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査等を補助する。 ＜達成手段の目標＞ アジア太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理によりCO2を削減するコベネフィットを目的に、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を支援する。本事業により、世界規模でのCO2排出抑制や3Rの普及を実現するとともに、我が国経済の活性化に繋げ、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していく。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資する。	84

(12	パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費	－	552 (472)	702 (589)	702	2	＜達成手段の概要＞ ①パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会提言を踏まえ、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（以下、長期戦略）を政府決定する。また、長期大幅削減に向けて着実に移行を進める仕組みについて検討する。 ②パリ協定で規定された削減目標の提出・更新に備え、再生可能エネルギーの導入拡大や交通・社会システムの低炭素化を始めとする目標達成のための対策・施策の検討、見直しを実施するとともに、長期戦略の策定状況も踏まえつつ、地球温暖化対策計画の見直しの検討に着手する。 ＜達成手段の目標＞ 我が国の長期戦略が、2020年の期限に十分に先立って策定・提出されることにより、温室効果ガス排出削減に向けた我が国の姿勢を世界に示すとともに、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ G7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年の期限に十分に先立って長期戦略を策定・提出することにコミットしたことを踏まえ、我が国としても2020年の期限に十分に先だって長期戦略を策定するとともに、その作業と並行して、様々な状況を勘案しつつ、我が国が国連に提出した「自国が決定する貢献」の見直しに向けた作業を進めていく。また、地球温暖化対策推進法に基づき地球温暖化対策計画の見直しの検討を実施する。長期戦略の策定状況を踏まえ、長期的な視点も考慮して、現在の「貢献」（削減目標）/地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを確認し、進捗が芳しくない場合には追加的に必要な対策・施策を企画・立案・実施する。	85
(13	コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業	－	－	－	2,000	1	＜達成手段の概要＞ 我が国の低炭素/脱炭素技術の国際展開により、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション(コ・イノベーション)を創出するために必要な費用の一部を民間事業者に対し補助する。 ＜達成手段の目標＞ ①我が国の質の高い低炭素/脱炭素技術・製品を途上国向けにカスタマイズし、システム化・複数技術パッケージ化等を通じて、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出・普及させ、国際的な低炭素/脱炭素化に貢献する。 ②国内の技術開発への還元、他の途上国への波及等へと繋げる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ JCMの推進を含め我が国の優れた低炭素/脱炭素技術の海外展開を促進し、世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献する。	新31-0005
(14	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業 （平成18年度）	38 (34)	38 (37)	14 (9)	99	3	＜達成手段の概要＞ IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 ＜達成手段の目標＞ IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーベース（無給）の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 ＊平成30年度予算のうち、執筆者支援に係る業務（41百万円）を平成31年度に繰り越し	296

(15	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会等開催支援事業 （平成31年度）	－	－	－	250	3	＜達成手段の概要＞ IPCC総会は、195のIPCC参加国政府代表者及びIPCCの議長団が参加し、今後の活動方針や、成果物である報告書の採択を行う、IPCCの最高意思決定機関である。本業務では、2019年5月に開催する、IPCC第49回総会及びその関連会合の円滑な実施のための支援業務を行う。 ＜達成手段の目標＞ IPCC第49回総会で採択される各国の温室効果ガス（GHG）排出量目録（インベントリ）の算出方法の改良報告書は、日本に技術支援ユニット（TSU）が設置されているインベントリタスクフォース（TFI）の成果物である。パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握する際には、IPCCによる方法論に基づくよう明記されている。 パリ協定の実施に不可欠なガイドラインを採択する総会をホストすることにより、IPCCの活動を支援するとともにパリ協定の実施のための詳細ルール構築に積極的に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握する際には、IPCCによる方法論に基づくよう明記されており、本総会をホストすることにより、IPCCの報告書作成等の活動に貢献するとともにパリ協定の実施に貢献する。	新31-0006
(16	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 （089再掲）	159 （159）	168 （168）	177 （177）	177	3	＜達成手段の概要＞ ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金（平成11年度～） 我が国は、インベントリ（温室効果ガスの排出目録）の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局（技術支援ユニット）をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援 ＜達成手段の目標＞ 拠出金の支出 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約（UNFCCC）からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。	再掲

施策の予算額・執行額	18046 （17078）	13323 （11330）	16189 （13510）	17372	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	海外展開戦略（環境）（平成30年6月策定） 地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定） 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―6）

施策名	目標1-3　気候変動の影響への適応策の推進	担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 （※記入は任意）	髙橋一彰
施策の概要	気候変動適応法（平成30年法律第50号）及び気候変動適応計画（平成30年11月閣議決定）に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。	政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	目標設定の 考え方・根拠	・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	－	－	67	令和5年度	－ －	－ －	－ 14	－ 	－ 	－ 	－ 	気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。）を策定するよう努めるものとすると規定されているため。また、法附則第5条 「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」 に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。
2 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－	－	47	令和5年度	－ －	－ －	－ 4	－ 	－ 	－ 	－ 	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすると規定されているため。 また、法附則第5条 「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」 に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	－	－	― 適応計画のフォローアップ方法の検討	－ 適応計画のフォローアップの試行	法に基づく気候変動適応計画の策定／法に基づく気候変動影響評価報告書の作成開始 法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成 	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成 	気候変動適応計画の見直しの検討 	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始 	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならないものと規定されている。また、法第9条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。

4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	10	令和元年度	6 6	8 8	8 8	10	10	－	－	法第18条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画（平成30年11月閣議決定）において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域において気候変動における影響評価支援等によって適応計画策定等の政策に貢献することとしているため。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 令和元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度行政事業レビュー事業番号
(1) 気候変動影響評価・適応推進事業	391 (348)	702 (683)	850 (838)	865	1,2,3,4	国内における気候変動適応の推進 ＜達成手段の概要＞ ・地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 ・平成30年に作成した地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを周知する。 ・地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援するとともに、地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の適応に対する理解を促進する。 ・地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集を行う。 ・気候変動影響に関する最新の科学的知見を収集・整理し、気候変動影響評価報告書の素案を作成する。 ＜達成手段の目標＞ ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインの周知、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定、適応の取組を効果的に促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・5つの分野別WGによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響や適応に関する最新の科学的知見を収集することができる。 ・地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。 ・地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実に寄与することができる。 適応にかかる開発途上国の支援 ＜達成手段の概要＞ ・国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国（インドネシア、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、太平洋小島嶼国等）政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 ・日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。 ・気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）を構築していく。 ＜達成手段の目標＞ ・我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・インドネシア：政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 ・モンゴル：日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 ・太平洋小島嶼国：我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 ・アジア太平洋地域：気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。 ・タイ：AP-PLATの一環として、タイ国内の適応情報プラットフォーム構築支援を行う。 ・ベトナム：ハイフォン、フエ、ダナン地域を対象として、気候変動リスク情報の収集、地方の適応・開発計画への主流化を支援する。 ・二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）を構築する。	086
施策の予算額・執行額	391 (348)	702 (683)	850 (838)	865	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	気候変動適応法（平成30年法律第50号） 気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―3）

施策名	目標2―1 オゾン層の保護・回復	担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 （※記入は任意）	馬場康弘
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。	政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。	目標設定の考え方・根拠	モントリオール議定書	政策評価実施予定時期	令和2年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量（ODPトン）	5562	平成元年度	0	令和2年度	－ 202	－ 178	－ －	－	－	－	－	モントリオール議定書に基づき、HCFCの生産・消費量を平成32年度までに0にする必要があるため（オゾン層破壊物質のうちCFCについては既に目標を達成済み）。
2 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値（ODPトン）	－	－	減少傾向を維持	－	－ 2,675	－ 2,293(P)	－ －	－	－	－	－	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
3 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率（%）	－	－	70%	令和12年度	－ 39	－ 38	－ －	－	50	－	－	地球温暖化対策計画に基づき、廃棄時等のHFCの回収率を令和12年度までに7割にする必要があるため（現在は回収率が3割程度で推移している）。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 令和元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1) フロン等対策推進調査費	233 （199）	234 （215）	254 （240）	258	1,2,3	＜達成手段の概要＞ オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。	087
施策の予算額・執行額	233 （199）	234 （215）	254 （240）	258	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―4）

施策名	目標2―2　地球環境保全に関する国際連携・協力	担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室 国際連携課 国際協力室	作成責任者名 （※記入は任意）	大井通博 福島健彦 杉本留三
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。	政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第5条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	多国間協力案件数（上段） 二国間協力案件数（下段）	－	－	－	－	－ 65 136	－ 69 134	－ 68 161	－ ／	－ ／	－ ／	－ ／	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 令和元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)	経済協力開発機構拠出金	36 (36)	32 (32)	32 (32)	68	1	＜達成手段の概要・目標＞ OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法（基準）の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。	088

(2)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 （①平成９年度、②平成11年度）	159 (159)	168 (168)	177 (177)	177	1	＜達成手段の概要＞ ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金（平成11年度～） 我が国は、インベントリ（温室効果ガスの排出目録）の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局（技術支援ユニット）をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援 ＜達成手段の目標＞ 拠出金の支出 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約（UNFCCC）からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。	089
(3)	国際連合環境計画拠出金等	356 (356)	320 (320)	326 (326)	320	1	＜達成手段の概要・目標＞ ・UNEP拠出金（平成16年度～） 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金（平成16年度～） 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。 ・アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出（平成26年度～） アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国際連合環境計画（UNEP）は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。	090
(4)	国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	25 (18)	23 (18)	22 (17)	21	1	＜達成手段の概要・目標＞ 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関（SBI）に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 同事務局に拠出金を拠出することにより、地球環境保全に関する国際協力に寄与する。	091

(5)	国際連携戦略推進費	99 (76)	122 (112)	131 (122)	185	1	＜達成手段の概要＞ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の論点について調査を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等も考慮したうえで、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。また、国際取決めを着実に実施する。 ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。	092
(6)	環境国際協力推進費	187 (171)	188 (184)	190 (170)	327	1	＜達成手段の概要・目標＞ ・東アジア・東南アジア地域において、「持続可能な開発に関する2030アジェンダ」及びその中核をなす「持続可能な開発目標（SDGs）」が、2015年に国連で採択されたことを受け、同目標の達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。（平成21年度～） ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。（平成10年度～） ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取組を共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日タイ、日ミャンマー等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する（平成21年度～）。 ・平成23年末の気候変動枠組条約締約国会合（COP17）において基本設計が合意された緑の気候基金（GCF）は、今後の気候変動対策支援の主要な資金メカニズムになることが想定されている。平成27年から本格的な運用が開始されたところ、その実施状況を踏まえつつ、島嶼国や後発開発途上国といった脆弱国への支援にGCFがより効果的に活用されるよう、現状の分析と戦略的な推進方策の検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN＋3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。	093
(7)	モントリオール議定書多数国間基金拠出金（HFC分）（ODA）	－	－	－	24	1	＜達成手段の概要・目標＞ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は、オゾン層を破壊する恐れのある物質（いわゆる特定フロン）の生産・消費の規制を行うことを目的としており、先進国は同議定書の多数国間基金を通じ、開発途上国における特定フロンの削減スケジュールの遵守を支援してきた。平成28年10月、温室効果が高い代替フロンHFCを規制対象物質に追加する議定書改正が採択され、平成30年12月に我が国も締結した。改正議定書は平成31年1月1日に発効したところ、開発途上国がHFC削減スケジュールを着実に遵守できるよう、多数国間基金のうち環境省として必要な負担分を拠出することを通じて対策を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 拠出金を支出し、開発途上国の対策を支援することで、開発途上国が同改正議定書の下で定められたHFC削減スケジュールを着実に遵守することが可能となり、地球規模での環境問題解決に貢献することができる。	新31-0011

(8)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業（296再掲）	38 (34)	38 (37)	14 (9)	99	1	＜達成手段の概要＞ IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 ＜達成手段の目標＞ IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーベース（無給）の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 ＊平成30年度予算のうち、執筆者支援に係る業務（41百万円）を平成31年度に繰り越し	－
(9)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会等開催支援事業（新31-0006再掲）	－	－	－	250	1	＜達成手段の概要＞ IPCC総会は、195のIPCC参加国政府代表者及びIPCCの議長団が参加し、今後の活動方針や、成果物である報告書の採択を行う、IPCCの最高意思決定機関である。本業務では、2019年5月に開催する、IPCC第49回総会及びその関連会合の円滑な実施のための支援業務を行う。 ＜達成手段の目標＞ IPCC第49回総会で採択される各国の温室効果ガス（GHG）排出量目録（インベントリ）の算出方法の改良報告書は、日本に技術支援ユニット（TSU）が設置されているインベントリタスクフォース（TFI）の成果物である。パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握する際には、IPCCによる方法論に基づくよう明記されている。 パリ協定の実施に不可欠なガイドラインを採択する総会をホストすることにより、IPCCの活動を支援するとともにパリ協定の実施のための詳細ルール構築に積極的に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握する際には、IPCCによる方法論に基づくよう明記されており、本総会をホストすることにより、IPCCの報告書作成等の活動に貢献するとともにパリ協定の実施に貢献する。	－
施策の予算額・執行額		900 (850)	891 (871)	892 (853)	1218	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第5次環境基本計画（平成30年４月17日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年度法律第117号）	

令元年度度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―5）

施策名	目標2―3　地球環境保全に関する研究調査	担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室	作成責任者名 （※記入は任意）	大井通博
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。	政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。	目標設定の考え方・根拠	・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・気候変動の影響への適応計画（平成27年11月27日閣議決定） ・気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定） ・第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定） ・国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）で4点以上を獲得した研究開発課題数（4点以上の課題数/評価対象課題数）の過去5年間の平均	－	－	－	－	60% 50%	60% 63%	60% 集計中	60%	60%	60%	60%	地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の60%を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2	各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	－	－	－	－	成果の施策への活用 COP22交渉、長期低炭素ビジョン取りまとめ及び適応計画中間取りまとめ等に活用した	成果の施策への活用 各種成果を「気候変動適応法案」の策定等に活用	成果の施策への活用 各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	－	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。

達成手段（開始年度）		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		28年度	29年度	30年度	令和元年度			
(1)	地球環境戦略研究機関拠出金 （平成10年度）	500 (500)	500 (500)	500 (500)	500	2	＜達成手段の概要＞ 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。 このような活動を行うアジア太平洋地域随一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。 ＜達成手段の目標＞ 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待する。 我が国が、このように自国のみの利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。	094
(2)	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 （平成16年度）	268 (268)	210 (210)	214 (214)	210	2	＜達成手段の概要＞ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。 ＜達成手段の目標＞ 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。	095
(3)	地球環境保全試験研究費 （平成13年度）	220 (219)	212 (212)	211 (208)	214	1,2	＜達成手段の概要＞ 地球環境保全試験研究費（平成13年度～） 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき関係予算を一括計上して、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。 ＜達成手段の目標＞ 気候変動問題について、中・長期的視点に立った問題解決に向けての基礎を確保する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業における研究は、中・長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、気候変動対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。	096

-4	気候変動影響評価・適応推進事業 （086再掲）	391 (348)	702 (683)	850 (838)	865	2	国内における気候変動適応の推進 ＜達成手段の概要＞ ・地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 ・平成30年に作成した地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを周知する。 ・地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援するとともに、地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の適応に対する理解を促進する。 ・地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集を行う。 ・気候変動影響に関する最新の科学的知見を収集・整理し、気候変動影響評価報告書の素案を作成する。 ＜達成手段の目標＞ ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインの周知、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定、適応の取組を効果的に促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・5つの分野別WGによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響や適応に関する最新の科学的知見を収集することができる。 ・地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。 ・地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実に寄与することができる。 適応にかかる開発途上国の支援 ＜達成手段の概要＞ ・国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国（インドネシア、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、太平洋小島嶼国等）政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 ・日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。 ・気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）を構築していく。 ＜達成手段の目標＞ ・我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・インドネシア：政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 ・モンゴル：日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 ・太平洋小島嶼国：我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 ・アジア太平洋地域：気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。 ・タイ：AP-PLATの一環として、タイ国内の適応情報プラットフォーム構築支援を行う。 ・ベトナム：ハイフォン、フエ、ダナン地域を対象として、気候変動リスク情報の収集、地方の適応・開発計画への主流化を支援する。 ・二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム（AP-PLAT）を構築する。	-

(5)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる地球環境観測事業 （平成18年度）	254 (252)	64 (64)	72 (62)	85	2	＜達成手段の概要＞ 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」（GOSAT）は、平成21年の打ち上げ以後10年以上観測し、その結果を公表し続けている。また、平成30年10月には後継機である「いぶき2号」を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始している。観測に影響する大気・雲の状態に対して品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と観測データの補正が必要である。 本業務では、校正・検証された10年分のGOSAT観測データや平成30年度に打上げた「いぶき2号」（GOSAT-2）の観測データを用いた研究成果や新しい知見を情報発信し、利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機（GOSAT-3）の開発を進める。 ＜達成手段の目標＞ ・GOSATシリーズの継続観測によって気候変動に関する科学的知見を充実させる。 ・世界各国がGOSATシリーズの観測データを自ら利活用することで、各国の政策に貢献する。 ・地球温暖化の現状について情報発信を行うことにより、国民の環境への意識を啓発する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 「いぶき」シリーズによる観測データに対し、地上や航空機観測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、10年以上にわたるデータの精度維持管理を行う。これらのデータを用いた研究成果は、地球全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信することで気候変動に関する施策の立案・実施に貢献する。 また、3号機の開発に着手し、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制の整備に寄与する。	297
施策の予算額・執行額		1242 (1239)	986 (986)	997 (984)	1009	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定） ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１―⑦）

施策名	目標3－1　大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	庄子 真憲（総務課長） 酒井 雅彦（環境管理技術室長） 神谷　洋一（大気環境課長） 清丸 勝正（国際協力推進室長）
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	政策体系上の位置付け	３．大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画	政策評価実施予定時期	平成31年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—.	100%	—	「別紙のとおり」							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
2	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—	100%	—	「別紙のとおり」							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
3	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—	100%	—	「別紙のとおり」							自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
4	我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6pH	—	— 4.71	— 4.78	— 4.84	— 4.84	— 集計中	— —	— —	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。
5	アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合。（%）	—	—	100%	—	100	100	100 100	100 100	100 100	100	100	大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/Lとされており、当該測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
6	全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	—	—	100%	—	100 100	100	100	100	100	100	100	中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（第七次答申）より、水銀の指針値は年平均値が0.04μg Hg/m^3以下と設定されており、全国の大気中の水銀濃度が指針値を継続的に達成していることを図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として設定した。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
6 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	―	－	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。
7 諸外国等の放射性物質に係る取組み状況等の情報の把握	―	－	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。
7 放射性物質に係る環境汚染の防止	―	－	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 大気環境基準等設定業務費（昭和49年度）	41 (29)	37 (31)	37 (35)	43	1	＜達成手段の概要＞ ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の確認・課題整理 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。	097
(2) 大気環境監視測定網整備推進費（昭和46年度）	95 (84)	81 (71)	78 (64)	78	1	＜達成手段の概要＞ ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の改善 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	098
(3) 大気汚染防止規制等対策推進費（昭和47年度）	45 (20)	20 (20)	96 (100)	24	1	＜達成手段の概要＞ ・固定発生源から平成30年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。	099
(4) 有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替）	138 (130)	125 (128)	128 (122)	131	1	＜達成手段の概要＞ ・大気環境モニタリングの実施(事業所における排出実態調査を含む。)と、その結果を活用した自治体における事業所指導の促進 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 大気環境モニタリング（事業所における排出実態調査を含む。）の実施により有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源を把握。その結果を活用した自治体における事業所指導の促進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成率の向上に寄与する。	100

(5)	アスベスト飛散防止総合対策費 （平成23年度組替）	43 (73)	61 (55)	61 (72)	72	5	＜達成手段の概要＞ ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・アスベストによる健康被害の未然防止に向けた、飛散防止対策の更なる推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	101
(6)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 （昭和53年度）	11 (8)	11 (9)	11 (14)	11	－	＜達成手段の概要＞ ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・在日米軍施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施し、状況の確認及び必要な改善措置等の要請を通して、在日米軍施設・区域内及びその周辺の環境汚染の未然防止を図ることで、大気環境等の保全、改善を推進する。	102
(7)	コベネフィット・アプローチ推進事業費 （平成22年度）	115 (114)	105 (102)	106 (103)	111	6	＜達成手段の概要＞ ・アジアの環境所管官庁・国際機関等が参加しているアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援を通じた普及・啓発活動 ・コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・アジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援等を通じたコベネフィット・アプローチの普及 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ ・アジア地域で課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット（共通便益）・アプローチを推進することにより、大気環境を含む環境改善と保全を推進するとともに、温暖化対策に寄与する。	103
(8)	公害防止管理推進調査対策検討費 （平成19年度）	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	1	＜達成手段の概要＞ ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、組織整備法における手引き等の検討 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討による効果的な公害防止体制の促進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染等に係る環境基準の達成に寄与する。	104
(9)	微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費 （平成20年度）	649 (608)	524 (489)	512 (496)	521	1	＜達成手段の概要＞ ・地方自治体における常時監視体制の強化 ・成分分析・発生源寄与解析・シミュレーション評価等による対策の検討・具体化を実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・微小粒子状物質及び光化学オキシダントに係る対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・微小粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、環境基準の達成に寄与する。	105
(10)	大気環境監視システム整備経費 （昭和47年度）	160 (159)	157 (176)	157 (163)	160	1	＜達成手段の概要＞ ・全国の大気汚染の常時監視データ、光化学オキシダント注意報等やPM2.5注意喚起の発令状況等をホームページ等でリアルタイムに公表 ・全国の花粉飛散数をホームページ等でリアルタイムに公表 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・大気汚染情報及び花粉飛散状況の把握及び国民への正確かつ継続的な情報提供 ・大気汚染物質広域監視システム及び花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	106

(11)	越境大気汚染対策推進費 （平成23年度組替）	342 (327)	366 (352)	366 (350)	358	4,6	＜達成手段の概要＞ ・国内における越境大気汚染、酸性雨、黄砂に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に繋げることで、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	107
(12)	自動車大気汚染対策等推進費 （平成23年度組替）	170 (169)	170 (158)	166 (148)	166	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	108
(13)	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 （平成18年度）	48 (35)	34 (29)	31 (31)	32	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・規制実施及び強化に係る調査及び検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	109
(14)	船舶・航空機排出ガス対策検討調査 （平成19年度）	9 (8)	10 (9)	9 (9)	9	1	＜達成手段の概要＞ ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシュミレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	110
(15)	自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 （平成12年度） 【関連31-⑧】	211 (209)	267 (255)	314 (299)	348	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）」（平成29年5月）に基づく、微小粒子状物質に関する対策及び特殊自動車の排出ガス低減対策等。 ＜達成手段の目標（平成31年度）＞ ・自動車排出ガス低減対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・自動車の排出ガス低減により、特に自排局において、大気汚染に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。	111 【関連31-⑧】
(16)	自動車交通環境監視測定費 （昭和38年度）	59 (54)	59 (45)	53 (44)	67	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	112

(17)	国際連合地域開発センター拠出金 （平成16年度）	27 (27)	25 (25)	25 (25)	25	－	＜達成手段の概要＞ ・アジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の推進活動に対する拠出 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	113
(18)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 （平成14年度）	88 (88)	84 (84)	85 (85)	84	4,6	＜達成手段の概要＞ ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の運営経費に対する拠出 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・EANETの活動推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じ、EANET参加国のモニタリング能力を向上させることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	114
(19)	環境測定等に関する調査費 （昭和50年度） 【関連31-⑨、関連31-⑩】	18 (20)	16 (16)	20 (20)	21	1	＜達成手段の概要＞ ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 ＜達成手段の目標（平成31年度）＞ ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な大気環境の測定が可能となり効果的な施策を講じることにより、大気環境の保全に資する。	115 【関連31-⑨、関連31-⑩】
(20)	水銀大気排出対策推進事業費 （平成27年度）	36 (32)	35 (32)	37 (25)	38	6	＜達成手段の概要＞ ・国内外の排出抑制技術等の調査 ・水銀排出施設、要排出抑制施設に関する情報、水銀濃度測定結果等の収集・整理 ・水銀大気排出インベントリーの作成 ＜達成手段の目標（平成31年度）＞ ・技術の進歩に応じた排出基準の見直し及び水銀測定方法の効率化 ・改正大気汚染防止法施行後の水銀排出規制に係る実態把握 ・水銀大気排出インベントリーの精緻化 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ ・水銀大気排出抑制対策の推進を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	116
施策の予算額・執行額		2,307 (2,196)	2,189 (2,091)	2,294 (2,207)	2,301	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策 ・自動車NOx・PM総量削減基本方針（平成23年3月25日閣議決定）	

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化いおう(SO2)　エ．二酸化窒素(NO2)　キ．トリクロロエチレン　コ．微小粒子状物質(PM2.5)

イ．一酸化炭素(CO)　オ．光化学オキシダント(Ox)　ク．テトラクロロエチレン

ウ．浮遊粒子状物質(SPM)　カ．ベンゼン　ケ．ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化窒素(NO_2)　ウ．光化学オキシダント　オ．一酸化炭素(CO)

イ．浮遊粒子状物質(SPM)　エ．二酸化いおう(SO2)　カ．微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化窒素(NO2)　イ．浮遊粒子状物質(SPM)

年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	目標年	目標値
	①ア	99.7	99.7	99.6	99.9	100	99.8	－	100
	イ	100	100	100	100	100	100	－	100
	ウ	99.7	97.3	99.7	99.6	100	99.8	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	0.4	0.3	0	0	0.1	0	－	100
	カ	100	99.8	100	100	99.8	100	－	100
	キ	100	100	100	100	100	100	－	100
	ク	100	100	100	100	100	100	－	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	－	100
	コ	43.3	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	－	100
	②ア	99.3	99	99.5	99.8	99.7	99.7	－	100
	イ	99.7	94.7	100	99.7	100	100	－	100
	ウ	0	0	3.6	0	0	0	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	100	100	100	100	100	100	－	100
	カ	33.3	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	－	100
	③ア	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	－	100
	イ	100	92.3	100	99.5	100	100	－	100

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省３１－⑧）

別紙1

施策名	目標３－２　大気生活環境の保全	担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 （※記入は任意）	吉川圭子（大気生活環境室長） 酒井 雅彦（環境管理技術室長） 庄子 真憲（自動車環境対策課長）
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。	政策体系上の位置付け	３. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	騒音に係る環境基準達成率（%）	－	－	100%	－	100% 83.7%	100% 85.7%	100% 85.7%	100% 89.7%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。
2	騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（達成割合（%）／（評価対象：千戸）	―	―	100%	―	― 93.2%	― 93.6%	― 93.9%	― 93.9%	―	―	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。
3	航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	―	―	100%	―	― 76.0%	― 79.8%	― 79.5%	― 80.5%	―	―	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	―	―	100%	―	― 51.8%	― 53.5%	― 50.1%	― 56.2%	―	―	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。
5	振動に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	― 3,180	― 3,011	― 3,252	― 3,229	―	―	―	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。
6	悪臭に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	― 13,136	― 12,959	― 12,624	― 12025	―	―	―	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。

7	熱中症予防サイトの閲覧数（アクセス件数：万件）	－	－	－	－	―	―	―	―	―	―	―	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	
						1,400	1,300	1,150	1,200	3,000				
8	暑熱環境測定結果提供機関数（施設）	24	2017	－	2020	―	―	―	―	―	―	―	主要競技会場周辺等での測定結果は、人の健康の保護と生活環境の保全に活用される。測定結果をどれだけの機関に提供するかで、どれだけ測定結果が活用されるか変わるため、測定指標として選定した。	
									24	24				

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度）	41 (48)	43 (48)	43 (43)	44	1,5,6	＜達成手段の概要＞ ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 ・鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知 ・地方公共団体等がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、「悪臭物質測定マニュアル」の更新すべき事項の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 ・鉄道騒音について、評価手法の見直しに向けて、調査、検討を行う。 ・低周波音に関する知識・測定評価方法について、地方公共団体職員等を対象とした説明会を実施する。 ・近年対応に苦慮している飲食店の悪臭苦情について、最新の情報を飲食店・食料品店の事業者等へ情報提供し、悪臭防止に係る技術・ノウハウの普及により悪臭苦情件数の低減に寄与する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 ・騒音の評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。 ・事例集の作成や測定方法・算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術・ノウハウが普及され、悪臭の程度（濃度・指数）の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。	117
(2) クールシティ推進事業（平成18年度）	43 (30)	36 (40)	38 (38)	57	7	＜達成手段の概要＞ ・都市における暑熱対策について実施方法の明確化、普及啓発 ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 ＜達成手段の目標（31 年度）＞ ・暑熱対策を導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等をまとめたものを用いて、暑熱対策の普及啓発をする。 ・都市部の観光地等における暑さ指数の調査・研究を行う。 ・全国約840地点（気象庁アメダスデータ）において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・熱中症予防情報サイトでの情報提供により、気候変動やヒートアイランド現象による熱中症の増加等、人の健康への影響等を軽減する暑熱対策(適応策)の普及に寄与する。	118

(3)	交通騒音振動対策調査検討費 （平成13年度）	48 (42)	42 (36)	43 (38)	44	2,3,4,5	①自動車騒音・道路交通振動対策の推進（平成17年度） ②沿道・沿線対策の推進（平成22年度） ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進（平成16年度） ＜達成手段の概要＞ ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施（861団体） 道路交通振動については、発振から受振までのメカニズム把握のための調査検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施（交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインの改定版を平成29年6月に公表済） ③地方公共団体に対し、令和2年に改正予定の航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ①平成31年3月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映の検討を実施。861団体を対象とした平成29年度常時監視結果を取りまとめ公表 ②交通騒音問題の未然防止について、対策の実効性を高める方策について検討 ③新幹線騒音、航空機騒音については、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。	119
(4)	自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 （平成12年度） 【再掲31-⑦】	－	－	－	－	1,2	<達成手段の概要> ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」（平成27年7月）に基づく、二輪車走行騒音規制の見直し等の検討。 <達成手段の目標（平成31年度）> ・自動車単体騒音低減対策の推進 <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。	111 【再掲31-⑦】
(5)	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業 （平成29年度）	―	29 (29)	30 (30)	37	8	＜達成手段の概要＞ ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等における暑熱環境の調査、大会開催期間の熱中症予防情報提供手法の検討 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・選定した主要競技会場周辺等において、暑熱環境の調査及び、大会開催期間の熱中症予防情報提供手法の検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・調査結果をオリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用することによって、熱中症予防を促進し、人の健康の保護と環境の保全に寄与する。	120

施策の予算額・執行額	132 (120)	150 (153)	154 (149)	182	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 【騒音・振動・悪臭関係】第2部第3章4節(1) 水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第2部第3章4節(1) 水・大気・土壌の環境保全〇取組推進に向けた指標（大気環境保全に関する指標）、第4部第1章5節（4）地域の生活環境保全に関する取組①騒音・振動対策 【ヒートアイランド対策関係】第2部第2章4節(3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全「快適な感覚環境の創出」「ヒートアイランド対策」、第2部第3章4節(1) 水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第4部第1章5節(4)地域の生活環境保全に関する取組③ヒートアイランド対策、第4部第2章7節(2)健康被害の救済及び予防②被害等の予防 ・気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省３１―⑨）

別紙1

施策名	目標3－3　水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	担当部局名	水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室 環境管理技術室	作成責任者名 （※記入は任意）	熊谷　和哉（水環境課長） 堀上　勝（地下水・地盤環境室長） 中野　哲哉（閉鎖性海域対策室長） 中里　靖（海洋環境室長） 酒井 雅彦（環境管理技術室長）
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。	政策体系上の位置付け	３．大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律	政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1　公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%）	－	－	100%	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。
					99.1	99.1	99.2	99.2				
2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）	－	－	100%		－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。
				（河川）－	93.9	95.8	95.2	94.0				
				（湖沼）－	55.6	58.7	56.7	53.2				
				（海域）－	79.1	81.1	79.8	78.6				
				【全体】－	89.1	91.1	90.3	89.0				
3　地下水における水質環境基準の達成率（%）	－	－	100%	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。
					94.2%	93.8%	94.2%	93.9%	94.5%			

4	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等	－	－		－	別紙の通り								閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。
5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	－	－	100%	－	－	－	－	－	－	－	－		環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。
		86.2%	93.1%	82.4%	93.1%	100%								

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万ﾄﾝ）	0	－	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	－	－	水循環基本計画（平成27年7月閣議決定）等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	－	－	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書（平成25年12月）において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1)	水質環境基準検討費（平成22年度）	182 (166)	173 (143)	171 (143)	172	1,2	＜達成手段の概要＞ ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行うための情報収集・検討 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・適切な科学的判断の基に、必要な環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・公共用水域における水質環境基準達成状況等の改善に寄与する。	121
(2)	排水対策推進費（平成23年度組替）	87 (84)	107 (102)	104 (87)	67	1,2	＜達成手段の概要＞ ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。	122

	(3)	水質関連情報利用基盤整備費 （平成23年度組替）	31 (35)	30 (45)	30 (31)	30	1,2	＜達成手段の概要＞ ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営（保守・管理、更新） ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・水環境関連情報の提供・更新等（公共用水域水質データ、水浴場水質データなど） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。	123
	(4)	総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 （昭和53年度）	94 (84)	95 (89)	126 (119)	129	4	＜達成手段の概要＞ ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。	124
	(5)	有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む） （平成19年度）	132 (131)	131 (126)	131 (129)	134	4	＜達成手段の概要＞ ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・環境特性の把握、課題の解明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。	125
	(6)	豊かさを実感できる海の再生事業 （平成22年度）	135 (135)	135 (134)	109 (96)	118	4	＜達成手段の概要＞ ・湾・灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・水環境の変化状況や底質・底生生物調査の結果等の分析・評価 ・海域の管理方策の在り方の取りまとめに向けた検討 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・水環境の変化状況等を評価し、湾・灘ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行うとともに、地域の課題に対する取組を推進することで生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。	126
	(7)	湖沼環境対策等推進費 （平成23年度組替）	37 (33)	37 (29)	47 (47)	38	2	＜達成手段の概要＞ ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。	127

(8)	地下水・地盤環境対策費 （平成30年度）	77 (73)	72 (68)	77 (69)	78	3, 5	＜達成手段の概要＞ ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ公表 ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域が主体となった取組の推進を行うためのガイドライン（案）の策定に向けた検討を行う。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 ・全国の常時監視地点の地下水の水質汚濁の状況を「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・仮構築したシミュレーションモデルの改良を行う。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定に向けた検討を進める。 ・地下浸透基準値が設定されている有害物質29項目について、地下浸透基準の見直しに必要な物質の挙動等の科学的知見を収集し、その情報を基に地下浸透規制のあり方を検討し、取りまとめを行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地盤沈下の防止を図るとともに、持続可能な地下水の保全と利用に資する。 ・地下浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。	128
(9)	国際的水環境改善活動推進等経費 （平成22年度組替）	111 (101)	132 (126)	102 (75)	70	7	＜達成手段の概要＞ ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・中国の畜産排水処理改善に向けた技術提言等の実施 ・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の概要＞ ・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。	129
(10)	海洋環境関連条約対応事業 （昭和61年度）	74 (93)	74 (71)	76 (76)	84	6	＜達成手段の概要＞ ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 ＜達成手段の目標（30年度）＞ ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。	130
(11)	海洋環境モニタリング推進事業 （平成10年度）	79 (63)	79 (72)	79 (73)	81	6	＜達成手段の概要＞ ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 ＜達成手段の目標（30年度）＞ ・調査結果の公表 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。	131

	(12)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 （平成19年度）	868 (867)	985 (985)	757 (756)	801	6	＜達成手段の概要＞ ・平成27年度及び平成28年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、民間事業者において処理（平成27年度中に発見された不発弾は平成30年度中に処理を完了。平成28年度に発見された不発弾は、平成30年度から平成31年度にかけて処理を実施。） ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 ＜達成手段の目標（30年度）＞ ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。	132
	(13)	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業（平成19年度）	3,129 (2,967)	3,178 (3104)	3,305 (3,211)	3,740	9	＜達成手段の概要＞ ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付 ・東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成 ・モニタリング手法の調和に向けた国際連携の実施 ・河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの存在実態把握 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進、原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。また、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。	133
	(14)	我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 （平成25年度組替）	90 (90)	84 (86)	84 (98)	86	7	＜達成手段の概要＞ ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査（FS）や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・実現可能性調査（FS）や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る ＜政策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の概要＞ ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。	134
	(15)	国連大学拠出金（アジア水環境分野におけるSDGs達成施策モデル構築事業）（低炭素型水環境改善システム研究事業を名称変更） （平成26年度）	90 (90)	90 (90)	90 (90)	90	7	＜達成手段の概要＞ ・アジアにおける水環境管理の知識共有基盤であるWEPAデータベースをSDGs目標6達成指標の評価や分析等に活用するための方策に係る検討を行うとともに、WEPA加盟国におけるSDGs目標6に係る認識及び取組状況を調査しデータを収集する。また、SDGs目標6の達成度合いや他の目標に対する波及効果等を示すことが可能なシミュレーションモデルを開発し、モデルを活用することにより、WEPA加盟国におけるSDGs目標6達成経路及び目標達成までの行動（ロードマップ）をとりまとめる。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・SDGsが描く水環境像を実現するための最適な社会・経済・政策上の経路を明確にすることで、SDGs目標6の達成に貢献するとともに、アジアの政策担当者の能力向上等に活用する。 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ ・水環境改善の制度的・技術的取組がアジア各国におけるSDGs目標達成にどのように貢献するかを明らかにし、国際的な水環境問題の解決に寄与する。	135
	(16)	放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 （平成26年度）	83 (75)	75 (76)	75 (78)	76	8	＜達成手段の概要＞ ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。	136

(17)	健全な水循環に係る総合対策推進費 （平成27年度）	54 (45)	55 (28)	51 (27)	46	1,2	＜達成手段の概要＞ ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価を行い、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 ＜政策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の概要＞ ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。	137
(18)	琵琶湖保全再生等推進費 （平成29年度）	－	30 (30)	39 (37)	39	2	＜達成手段の概要＞ ・水質だけでなく生態系を含めた琵琶湖の現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ ・湖辺の環境修復対策等の検討を行い、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生の実現に寄与する。 ＜政策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の概要＞ ・水質及び生態系の保全及び再生のための効果的な湖辺の環境修復対策等の検討を行うことにより、湖沼の水質汚濁を防止し、環境基準の達成率の向上に寄与する。	138
(19)	二国間水環境改善活動推進費 （令和元年度）	－	－	－	25	7	＜達成手段の概要＞ ・インドネシアの地方行政官を対象とした水質モニタリング法や監査等の法遵守に関する能力構築を図ると共に、インドネシアの地方都市と協力した住民啓発等を実施する。 ・インドネシアの湖沼の水質改善につなげるため、日本の水質保全施策、管理体制等についての研修や現地視察等を実施する。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・都市間連携の協力により現地地方行政官の能力構築を図る。 ・湖沼管理に関する協力により現地行政官の能力構築を図る。 ＜政策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の概要＞ ・インドネシアにおける公共用水域の水質汚濁の改善や現地行政官の人材育成、能力向上等を図ることで、国際的な水環境の改善に寄与する。	新31-0012
(19)	環境測定等に関する調査費 （昭和50年度） 【関連31-⑦、関連31-⑩】	－	－	－	－	1	〈達成手段の概要〉 ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 〈達成手段の目標（平成31年度）〉 ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 〈施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容〉 ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な水環境の測定が可能となり効果的な施策を講じることにより、水環境の保全に資する。	115 【関連31-⑦、関連31-⑩】
施策の予算額・執行額		5,353 (5,132)	5,562 (5,404)	5,453 (5,242)	5,558	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）　第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理　第4部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定） 瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月27日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定）	

別紙

4　閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	―	―	100 100	―	― 77.3 98.2	― 78.0 96.5	― 76.7 96.5	― 74.3 98.2	― 74.3 96.5	― 	―
大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	―	―	100 100	―	― 66.7 100	― 66.7 100	― 75.0 100	― 75.0 100	― 66.7 100	― 	―
東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	―	―	100 100	―	― 63.2 83.3	― 63.2 83.3	― 63.2 66.7	― 63.2 100	― 63.2 66.7	― 	―
伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	―	―	100 100	―	― 56.3 85.7	― 50.0 71.4	― 68.8 71.4	― 62.5 85.7	― 43.8 85.7	― 	―
赤潮の発生件数[件]（瀬戸内海/有明海/八代海）	―	―	―	―	― 83/40/16	― 97/37/11	― 80/35/25	― 78/39/19	― 71/38/13	― 	―

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省３１－⑩）

別紙1

施策名	目標３－４　土壌環境の保全	担当部局名	土壌環境課 環境管理技術室	作成責任者名 （※記入は任意）	堀上　勝（土壌環境課長） 酒井 雅彦（環境管理技術室）
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。	政策体系上の 位置付け	３．大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	目標設定の 考え方・根拠	土壌汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	平成31年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率（%） （成果実績＝指示措置実施区域数／要措置区域数）	100%	－	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。
2	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%）	100%	－	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。

	達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号
（1）	土壌汚染対策費 （平成28年度）	288 （267）	291 （266）	314 （286）	315	1,2	＜達成手段の概要＞ ①市街地土壌汚染対策費について ・改正土壌汚染対策法により措置された各種制度を踏まえた、土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施する。 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。 ・改正土壌汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を推進する。 ②ダイオキシン類土壌汚染対策費について ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。 ・民有地等における自主的な調査・対策の手引きを作成・公表の上、当該手引きの運用の状況等のフォローアップ調査を行う。 ③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について ・生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全についての観点から、土壌汚染の生活環境や生態系への影響の実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。特に土壌汚染対策法の特定有害物質等の生態系への影響を評価する手法について検討を行う。	

								＜達成手段の目標（平成31年度）＞ ①市街地土壌汚染対策費について ・都道府県・政令市に対し調査票を発送・回収し、調査結果の解析を実施することで、土壌汚染対策法の施行状況等を把握する。 ・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。 ・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。 ②ダイオキシン類土壌汚染対策費について ・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。 ・民有地等における自主的な調査・対策の手引きを作成・公表の上、当該手引きの運用の状況等のフォローアップ調査を行う。 ③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について ・生態系への影響を把握するための試験モデルの選定のための検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ①市街地土壌汚染対策費について ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するとともに、改正土壌汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を行うことで、要措置区域における措置の確実な実施を推進し、土壌環境の保全に寄与する。 ②ダイオキシン類土壌汚染対策費について ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。また、自主的な調査・対策の手引きを作成・公表することで、民有地におけるダイオキシン類による土壌汚染に関する適切な調査・対策の推進に寄与する。	139
（2）	環境測定等に関する調査費 （昭和50年度） 【関連31-⑦、関連31-⑨】	－	－	－	－	1		〈達成手段の概要〉 ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 〈達成手段の目標（平成31年度）〉 ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 〈施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容〉 ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な土壌環境の測定が可能となり効果的な施策を講じることにより、土壌環境の保全に資する。	115 【関連31-⑦、 関連31-⑨】
施策の予算額・執行額		288 （267）	291 （266）	314 （286）	315	施策に関係する内閣の重要政策 （施策方針演説等のうち主なもの）	環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理、第4部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組　及び　第6節包括的な化学物質対策に関する取組		

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―⑪）

施策名	目標3－5　ダイオキシン類・農薬対策	担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 （※記入は任意）	神谷　洋一（ダイオキシン対策室長） 浜谷 直史（農薬環境管理室長）
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水産基準）を設定する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。	目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画(平成24年8月) 生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定） 環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）	政策評価実施予定時期	平成31年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	－	－	176	―	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 （※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年）） 119　116　112　103

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2	水産動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計）	―	―	583	H32年度	359	436	466	507	539	569	590	農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録基準を設定することとしている。 386　413　477　509　539

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
3	ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）	100%	－	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	31年度			
(1) 農薬登録基準等設定費 （平成17年度）	110 （101）	104 （100）	104 （106）	118	2	＜達成手段の概要＞ ・農薬登録基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・農薬登録基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計：569 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・農薬登録基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。	140
(2) ダイオキシン類 総合対策費 （平成12年度）	48 （46）	43 （42）	43 （42）	44	1，3	＜達成手段の概要＞ ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ③臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②国内外における最新の知見の情報収集 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ③臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。	141
施策の予算額・執行額	158 （147）	147 （142）	147 （148）	162	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定） 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第6節包括的な化学物質対策に関する取組	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省３１－⑫）

別紙１

施策名	目標３－６　東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名（※記入は任意）	神谷　洋一（大気環境課長） 熊谷　和哉（水環境課長） 堀上　勝（地下水・地盤環境室長） 中里　靖（海洋環境室長）
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策体系上の位置付け	３．大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成31年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数（回）	－	－	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。
2	地下水の放射性物質物質モニタリング調査結果の速報回数（回）	4　回	－	福島県及び周辺都県の地下水の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。
3	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数（回）	1回	－	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。
4	アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石綿が検出された地点(延べ)数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた(延べ)地点数の割合。（%）	100%	－	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1)	公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年)	441 (308)	407 (315)	406 (320)	388	1	＜達成手段の概要＞ 放射能汚染が特に懸念される地域（福島県及びその近隣都県）の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査を実施し、その結果を速報値等として速やかに公表する。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ 公共用水域における放射性物質濃度調査結果の公表回数　54回 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	154

	(2) 地下水の放射性物質物質モニタリング調査(平成23年)	38 (26)	35 (21)	34 (21)	34	2	＜達成手段の概要＞ 放射能汚染が特に懸念される地域（福島県及びその近隣都県）の地下水の放射性物質のモニタリング調査を実施し、その結果を速報値等として速やかに公表する。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ 地下水の放射性物質濃度調査結果の公表回数　4回 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地下水の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	154
	(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年)	256 (231)	83 (83)	82 (82)	84	3	＜達成手段の概要＞ 東日本大震災の被災海域における、海底堆積物の環境基準項目（生活環境項目、健康項目）、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等を実施し、その結果を速やかに公表する。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ 被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施及び調査結果の公表 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	154
	(3) アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年)	16 (11)	14 (9)	15 (3)	3	4	＜達成手段の概要＞ 被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 ＜達成手段の目標（31年度）＞ 大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率の維持 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	154
施策の予算額・執行額		751 (572)	539 (428)	537 (427)	509	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省30―⑬）

施策名	目標4－1　国内及び国際的な循環型社会の構築	担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室	作成責任者名（※記入は任意）	循環型社会推進室長
施策の概要	「第四次循環型社会形成推進基本計画」等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。	政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。	目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。	政策評価実施予定時期	令和2年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/ﾄﾝ）	25.0	H12年度	49.0	R7年度	－ 37.8	－ 38.2	－ 39.7	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（H30年6月閣議決定）において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（%）	10.0	H12年度	18.0	R7年度	－ 15.8	－ 15.6	－ 15.4	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（H30年6月閣議決定）において、物質フロー指標として目標が設定されている。
3 出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（%）	36.4	H12年度	47.0	R7年度	－ 45.4	－ 44.4	－ 43.5	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（H30年6月閣議決定）において、物質フロー指標として目標が設定されている。
4 廃棄物最終処分量（百万ﾄﾝ）	56.0	H12年度	13.0	R7年度	－ 14.8	－ 14.3	－ 13.9	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（H30年6月閣議決定）において、物質フロー指標として目標が設定されている。
5 焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額（一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定）（百万円）	6,000	H27年度	12,000	R2年度	－ 3,044	－ 6,021	－ 13,791	－ 27,823	－ －	－ －	－ －	成長戦略において、「焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2030年度までに倍増させることを目指す」と記載があるため。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
6 二国間及び多国間の協力の実施	－	－	廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。そのため、循環型社会形成推進基本計画に基づき、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1) 循環型社会形成推進等経費（平成13年度）	116 （103）	105 （105）	101 （85）	99	1,2,3,4	＜達成手段の概要＞ 循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。 また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じた補助事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。 さらに、地方公共団体との連携体制を推進する「3R推進全国大会」の開催、広く国民に向けて循環型社会の形成に関する情報を発信するWebサイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp/)の運用や、企業と連携した「選ぼう！3Rキャンペーン」の実施、全国各地での3R行動喚起型催事「Re-Style FES!」の開催など、国民の態度変容・行動喚起を促進する事業を実施する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 循環型社会形成推進法（平成12年法律第110号）第14条に基づき、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告（循環型社会白書）を作成し、国会に報告を行う。 また、循環型社会形成推進基本計画全般に係る施策（2Rの推進事業、3R推進全国大会開催、国民の3Rに関する態度変容・行動喚起促進事業等）を実施することで、循環型社会の形成を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進し、広く国民の態度変容・行動喚起を促進することにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。	0142

(2)	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 （国際展開支援）（平成23年度）	270 （260）	276 （168）	302 （352(P)）	404	5	＜達成手段の概要＞ 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。	0146
(3)	国際資源循環体制構築強化プログラム事業 （平成21年度）	42 （42）	34 （51）	28 （24）	24	6	＜達成手段の概要＞ 世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。具体的には経済協力（OECD）資源生産性・廃棄物作業部会（WPRPW）において、国連環境計画（UNEP）資源パネルの議論をリードするとともに、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じてアジア全体の循環型社会構築に向けた方向性を検討する。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 各国に対する3R関連制度、関連プロジェクト（都市間連携等）、関連法令作成支援実施の結果、各国政府によって制度等の承認又は実施が行われる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施を通して、当該支援対象国の廃棄物関連制度等の整備を促進し、国際的な循環型社会構築及び途上国の持続的な発展等に貢献する。	0145
(4)	アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 （平成21年度）	49 （49）	45 （45）	66 （66）	64	6	＜達成手段の概要＞ 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するプラットフォームである「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、同地域における廃棄物分野のデータや情報、指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関（国連地域開発センター(UNCRD)）に対して拠出を行う。また、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等に資する適切な指標等を開発し、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を通して普及を図るため、実施主体となる国連機関（国連人間居住計画(UN-Habitat)）に対して拠出を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 多様なステークホルダーが参画するフォーラムを開催し、その成果文書をとりまとめ、アジア・アフリカ諸国において3Rを戦略的に進める。また、平成29年度に作成・発表した「アジア太平洋3R白書」について、継続的に内容の改良を行う。さらに、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等に資する適切な指標等を開発する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 「アジア太平洋3R推進フォーラム」の成果や、「アジア太平洋3R白書」策定、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等を通じて、アジア・アフリカ諸国における3Rや適正な廃棄物管理の制度の構築に貢献する。	0144
(5)	UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 （平成20年度）	20 （20）	19 （19）	19 （19）	19	6	＜達成手段の概要＞ 資源分野における世界の著名な科学者及び専門家による独立したパネルである国連環境計画（UNEP）「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（UNEP国際資源パネル）では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評価を行うとともに、これらの影響を低減する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の拠出を行う。 ＜達成手段の目標（2019年度）＞ 持続可能な社会と資源管理のあり方を世界レベルで科学的に検討する場として、国際的に重要な位置づけとなっている国連環境計画（UNEP）「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（UNEP国際資源パネル）の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 当パネルは、我が国からの拠出を活用した、世界レベルでの持続可能な社会のあり方を各国専門家が科学的に討議する国際的に重要な場であり、日本人研究者が参画することにより、当パネルにおける議論の充実化が図られ、日本を含む世界各国の課題解決に貢献する。	0143

(6)	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（ビジネスモデル支援）	104 （79）	69 （10）	48 （35）	―	－	＜達成手段の概要＞ 富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、各国の進捗状況のレビュー等を行う。また、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画国際資源パネル（UNEP-IRP）やOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討、中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。また、G20資源効率性対話の開催を通じて、G20ホスト国である日本が引き続き国際的な議論をリードすることにつなげる。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ SDGs、富山物質循環フレームワーク、UNEP-IRPやOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、次期循環基本計画にインプットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論等を踏まえながら富山物質循環フレームワークのフォローアップや同フレームワークに基づく取組を更に後押しする共通理解の醸成等が図られている。	0148
(7)	富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業	－	51 （46）	86 （72）	109	―	＜達成手段の概要＞ 富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、G7アライアンスワークショップをG7サミット議長国と連携して開催する。また、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画国際資源パネル（UNEP-IRP）やOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討、中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。 ＜達成手段の目標（平成30年度）＞ SDGs、富山物質循環フレームワーク、UNEP-IRPやOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、次期循環基本計画にインプットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論等を踏まえながら富山物質循環フレームワークのフォローアップや同フレームワークに基づく取組を更に後押しする共通理解の醸成等が図られている。	0155
施策の予算額・執行額		548 （520）	647 （462）	578 （452）	620	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定） ・インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版） ・未来投資戦略2019	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省30―⑭）

別紙1

施策名	目標4－2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進	担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	リサイクル推進室長
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量［千ﾄﾝ］	－	－	「別紙のとおり」									第7期、第8期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率（%）	－	－	「別紙のとおり」									特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率（%）	－	－	「別紙のとおり」									食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定)に基づき設定
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率（建設発生木材、%）	－	－	「別紙のとおり」									「建設リサイクル推進計画2014」に基づき設定 （特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため）
5 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ（ASR）及びガス発生器（エアバッグ類;AB）の再資源化率（%）	－	－	「別紙のとおり」									使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定
6 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量［万ﾄﾝ］	－	－	「別紙のとおり」									使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
7 入口側の循環利用率［%］	－	－	「別紙のとおり」									第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1) 容器包装のプラスチック資源循環推進事業費（平成18年度）	80 (80)	80 (88)	80 (72)	215	1	＜達成手段の概要＞ 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。 ＜施設の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。	0149
(2) 家電リサイクル推進事業費（平成19年度）	39 (45)	30 (28)	29 (25)	29	2	＜達成手段の概要＞ 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 特定家庭用機器の回収率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。	0150
(3) 食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費（平成19年度）	35 (33)	68 (58)	70 (65)	93	3	＜達成手段の概要＞ 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。	0151
(4) 建設リサイクル推進事業費（平成19年度）	3 (3)	3 (1)	4 (5)	15	4	＜達成手段の概要＞ 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。	0152
(5) 自動車リサイクル推進事業費（平成22年度）	23 (20)	22 (22)	22 (21)	22	5	＜達成手段の概要＞ 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。	0153
(6) 小型家電リサイクル推進事業費（平成25年度）	182 (170)	132 (233)	163 (172)	150	6	＜達成手段の概要＞ 小型家電リサイクル法の円滑な施行のための調査検討等を実施するとともに、2020オリンピックパラリンピック競技大会「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じて小型家電リサイクルの認知度向上を図る。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ メダルプロジェクトの成果を活用し、小型家電リサイクルの普及促進を図る「アフターメダルプロジェクト」を推進し、使用済小型電子機器等の回収量を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 小型家電リサイクル法の円滑な施行、認知度向上を図り、回収量の向上に寄与する。	0154
(7) リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業（平成29年度）	―	20 (25)	20 (20)	46	7	＜達成手段の概要＞ 横断的リサイクルの高度化として、リサイクル対象物の組成情報のデータベース化、規格化として取り組むべき素材についての調査等を行う。 ＜達成手段の目標（令和元年度）＞ 多角的にリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化を進めることで、優良なリサイクル産業を育成に係る支援等を行い、我が国の資源の有効利用の最大化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化を図ることにより、循環利用率の向上に寄与する。	0155
施策の予算額・執行額	362 (351)	355 (455)	387 (380)	570	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	成長戦略（2019年） 経済財政運営と改革の基本方針2019	

別紙

指標

測定指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ] ア. ガラス製容器　イ. 紙製容器包装　ウ. ペットボトル　エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業　イ. 食品卸売業　ウ. 食品小売業　エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)　イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ] 7. 入口側の循環利用率[%]

年度ごとの目標値			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	807	781	779	771	770	769	768	2年度	768
		実績値	782	788	766	745					(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	132	136	136	112	114	115	117		117
		実績値	82	80	77	74					(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	305	305	306	292	291	290	289		289
		実績値	292	293	298	302					(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	759	763	770	745	751	759	763		763
		実績値	731	746	739	741					(計画値)
指標2	―	年度ごとの目標値	―	―	―	―	56	―	―	平成30年度	56
		実績値	53.1	52.2	50.7	53.4					
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	95	95	95	95	95	―	平成27年度～元年度	95
		実績値	95	95	95	95					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	―		70
		実績値	57	60	65	67					
	ウ	年度ごとの目標値	45	55	55	55	55	55	―		55
		実績値	46	47	49	51					
	エ	年度ごとの目標値	40	50	50	50	50	50	―		50
		実績値	24	23	23	32					
指標4	―	年度ごとの目標値	―	―	―	―	95	―	―	平成30年度	95
		実績値	―	―	―	―					
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	70	70	70	70	70	70	各年度	50(～平成26年度) 70(平成27年度～)
		実績値	―	96.5～98.8	97.3～98.7	97.9～98.9					
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		85
		実績値	―	93～94	93～94	94					
指標6	―	年度ごとの目標値	―	14	―	―	14	―	―	平成30年度	14
		実績値	5.05	6.69	6.79	7.83					
指標7	―	年度ごとの目標値	―	―	―	―	―	―	―	7年度	18
		実績値	15.8	15.6	15.3						

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―⑮）

施策名	目標4-3　一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名（※記入は任意）	廃棄物適正処理推進課長
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画等	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	(1)一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	38	R7年度	－	－	－	－	－	―	―	第四次循環型社会形成推進基本計画
						44	43	43	調査中				
1	(2)一般廃棄物の排出量（kg/人）	433	H12年度	292	R7年度	－	－	－	－	－	―	―	第四次循環型社会形成推進基本計画
						343	337	336	調査中				
2	一般廃棄物のリサイクル率（%）	21	H24年度	28	R7年度	－	－	－	－	－	―	―	第四次循環型社会形成推進基本計画
						20	20	20	調査中				
3	(1)一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3.2	R7年度	－	－	－	－	－	―	―	第四次循環型社会形成推進基本計画
						4.2	4.0	3.9	調査中				
3	(2)一般廃棄物の最終処分量（kg/人）	36	H24年度	25	R7年度	－	－	－	－	－	―	―	第四次循環型社会形成推進基本計画
						33	31	30	調査中				
4	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	－	－	－	－	－	―	―	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
						24	24	22	調査中				

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度行政事業レビュー事業番号
(1)	循環型社会形成推進交付金（公共）（平成17年度）	72,024（68,732）	73,504（67,647）	80,393（71,046）	42,580	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 ＜達成手段の目標＞ 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理の推進	0159

(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費等 （平成11年度）	15 （14）	14 （13）	13 （14）	13	1,2,3,4	■廃棄物処理等に係る情報提供経費 ＜達成手段の概要＞ ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 ＜達成手段の目標＞ 循環型社会構築の促進・普及啓発等 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 ■ダイオキシン類削減対策総合推進費 ＜達成手段の概要＞ ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 ＜達成手段の目標＞ ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去のための施設の設置又は改善 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の適正処理の推進	0156
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 （昭和49年度）	36,637 （35,223）	37,491 （36,110）	26,123 （16,370）	200	－	＜達成手段の概要＞ 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 ＜達成手段の目標＞ 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の適正処理の推進	0157
(4) 廃棄物処理施設災害復旧事業 （平成23年度）	2,755 （1,764）	965 （768）	1,705 （1,463）	30	－	＜達成手段の概要＞ 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 ＜達成手段の目標＞ 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の適正処理の推進	0160
(5) 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度）	4,765 （4,577）	3,414 （3,408）	3,201 （3,200）	1,609	－	＜達成手段の概要＞ ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。	0158
施策の予算額・執行額	116,214 （110,326）	115,388 （107,780）	175,579 （102,432）	44,432	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１ー⑯）

施策名	目標4－4産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名（※記入は任意）	廃棄物規制課長
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推移		
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・関係法令等	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H.24年度	390	R6年度	－	－	－	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画
						393	391	401	－	－	－	－	
2	産業廃棄物のリサイクル率（%）	55%	H.24年度	56%	R2年度	－	－	－	－	－	－	－	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
						53	53	53	－	－	－	－	
3	産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H.24年度	10	R6年度	－	－	－	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画
						10	10	10	－	－	－	－	
4	PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサ類）の処理（台）	－	－	332,000	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
						228,124	156,191	283,358	312,854	－	－	－	
5	PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	11,000	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
						3,292	4,621	6,451	8,261	－	－	－	
6	電子マニフェストの普及率（%）	－	－	70%	R3年度	－	－	50	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画
						39	42	47	53	58	－	－	
7	最終処分場の残余年数（年）	－	－	10	R2年度	－	－	－	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画
						16	16.6	－	－	－	－	－	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	元年度			
1 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度）	4,765 (4,577)	3,414 (3,408)	3201 (3200)	1,632	4	＜達成手段の概要＞ ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。	158
2 廃棄物処理システム開発費（平成13年度）	12 (12)	8 (10)	4 (5)	5	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・処理業者による適正処理の確保・推進。	165
3 廃棄物処分基準等設定費（平成4年度）	124 (128)	119 (145)	160 (157)	163	3	＜達成手段の概要＞ ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 ＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	166
4 産業廃棄物等処理対策推進費（平成2年度）	13 (15)	13 (13)	13 (12)	13	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度（広域、再生利用、無害化処理）の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 ＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。	167
5 産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策推進事業費（平成22年度）	4 (3)	3 (2)	2 (2)	2	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・処理業者による適正処理の確保・推進。	168

6	電子マニフェスト普及拡大事業（平成16年度）	100 （100）	90 （55）	99 （94）	93	6	＜達成手段の概要＞ ・電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ ・電子マニフェストの普及を促進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て産業廃棄物の適正処理を図ることが可能となるもの。	169
7	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業（平成19年度）	6 （5）	5 （5）	5 （5）	5	3	＜達成手段の概要＞ ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 ＜達成手段の目標＞ ・高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。	170
8	PCB廃棄物適正処理対策推進事業（平成13年度）	327 （306）	~~340~~341 （338）	346 （~~p~~312）	120	4	＜達成手段の概要＞ ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 ・地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 ・PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 ＜達成手段の目標＞ ・実証試験評価数：3（PCB廃棄物（高圧トランス等）全体累積処理台数:347,000台（平成37年度）） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。	171
9	PCB廃棄物対策推進費補助金（平成13年度）	4,000 （3,959）	4300 （4300）	4800 （4800）	4,300	4	＜達成手段の概要＞ ・処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 ・処理期限内に処理できないおそれがあるPCB廃棄物に対する行政代執行に係る自治体の負担を軽減するための助成を行う。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 ＜達成手段の目標＞ ・中小事業者に対する助成額の合計：約30億円（PCB廃棄物（高圧トランス等）全体累積処理台数:347,000台（平成37年度）） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。	172
10	水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業（平成26年度）	155 （132）	134 （110）	93 （62）	93	－	＜達成手段の概要＞ 水銀使用廃製品等の回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。 ＜達成手段の目標＞ 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進	173
11	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業（平成27年度）	100 （83）	100 （64）	100 （74）	145	2,3	＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 ＜達成手段の概要＞ ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定目標）への寄与の内容＞ ・産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。	174

12	産業廃棄物適正処理推進費（平成10年度）	27 （23）	23 （22）	24 （p）	33	－	＜達成手段の目標＞ ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 ＜達成手段の概要＞ ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。	175
13	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業	－	1,003 （1233）	918 （856）	501	7	＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る課題の解消に資する公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援することにより、国における産業廃棄物最終処分場の維持管理の適正化等に向けた検討に活用し、もって住民による産業廃棄物最終処分場に対する信頼の醸成を図る。 ＜達成手段の概要＞ ・公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定目標）への寄与の内容＞ －	181
施策の予算額・執行額		9636 （9345）	9756 （9702）	10060 （p ）	7105	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	第四次循環型社会形成推進基本計画	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１―⑰）

施策名	目標4－5　廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名（※記入は任意）	廃棄物規制課長
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進	政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現	目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R2年度	102	91	81	72	63	56	50	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（平成32年度：100件→50件）。
						90	100	95	－	―	―	―	
2	特定支障除去等事業の件数（件）	－	－	0	R4年度	13	13	13	10	9	9	9	産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の各計画期間に基づき設定。
						13	13	12	12	―	―	―	
3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	100	R2年度	142	131	122	115	109	104	100	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（平成32年度：150件→100件）。
						165	143	131	－	―	―	―	
4	バーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	－	－	4	R2年度	0	1	0	2	0	4	―	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。
						0	3	0	1	―	―	―	
5	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数（件）	9	H26年度	4	H29年度	―	8	6	4	0	0	―	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績（平成26年度、9件）を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。
						9	20	6	2	―	―	―	
6	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	R2年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定した。
						0	0	0	0	―	―	―	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	元年度			
1 産業廃棄物適正処理推進費（平成10年度）	27 (23)	23 (22)	24 (p)	33	1、3	＜達成手段の目標＞ ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 ＜達成手段の概要＞ ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。	175
2 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金（平成18年度）	39 (39)	36 (36)	77 (77)	76	4	＜達成手段の目標＞ バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。 ＜達成手段の概要＞ 有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議（COP）で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。さらに、平成25年１月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてバーゼル条約との連携を求めており、これを受けてバーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっていることから、関連するプロジェクトへの支援を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止を推進	176
3 クリアランス物管理システム運用費（平成18年度）	2 (1)	2 (1)	5 (2)	2	6	＜達成手段の目標＞ クリアランス制度（核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度）の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物（放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの）等のトレーサビリティ（履歴、所在地等が追跡できること）を確保することを目的とする。 ＜達成手段の概要＞ 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進	177
4 バーゼル条約実施等経費（平成8年度）	73 (69)	36 (32)	34 (p)	35	5	＜達成手段の目標＞ 国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、バーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開する。 ＜達成手段の概要＞ バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進	178

5	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（平成10年度）	2,879 （2,860）	1293 （1286）	1415 （1215）	300	1、2	＜達成手段の目標＞ 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 ＜達成手段の概要＞ 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。（定額補助） ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。（補助率1/3または1/2）	179
6	廃棄物等の越境移動の適正化推進費（平成25年度）	67 （41）	58	47 （p）	57	5	＜達成手段の目標＞ 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。 ＜達成手段の概要＞ 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進	180
7	廃棄物処分基準等設定費（平成4年度）	124 （128）	119 （145）	160 （157）	163	3	＜達成手段の概要＞ ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 ＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	166
施策の予算額・執行額		3211 （3161）	1567 （1487）	1788 （p ）	666	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・未来投資戦略2017	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31ー⑱）

施策名	目標4－6　浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	浄化槽推進室長
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	政策体系上の位置付け	4．廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。	目標設定の考え方・根拠	浄化槽法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（%）＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53%	H29年	70%	R4年度	―	―	―	―	―	70%		浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。
					53%	調査中						
2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合（%）＝浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の浄化槽の全基数	62%	H29年	76%	R4年度	―	―	―	―	－	76%	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。
					62%	調査中						

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
浄化槽指導普及事業費等（昭和59年度）	62 （62）	64 （57）	64 （64）	71	1,2	・浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通し、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。 ・浄化槽システム全体の強靭化を図る。 ・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を図り、国及びブロック毎の自治体間のネットワークを構築・情報交換を活発化させる。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する。 ・セミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行い、広く浄化槽の普及啓発を図る。 ・浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靭化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。	182
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（浄化槽グローバル支援事業費）（平成29年度） し尿処理システム国際普及推進事業費（～平成28年度）	16 （16）	15 （13）	－	－		・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・国内外の有識者や技術者と連携して浄化槽等の分散型汚水処理施設の普及に向けた戦略的検討を行う。	
浄化槽情報基盤整備支援事業費(29年度で終了)	50 （45）	50 （45）	－	－		・地方自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援及び運営段階におけるフォローアップを行うことで、地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。 ・上記モデル事業の事例に基づく諸課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。	
施策の予算額・執行額	128 （128）	129（113）	124 （64）		施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	国土強靭化基本計画 廃棄物処理施設整備計画	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省３１－⑲）

別紙1

施策名	目標4-7　東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 （※記入は任意）	廃棄物適正処理推進課長
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。	政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。	目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 災害廃棄物の処理・処分割合（%）	－	－	100%	－	－ 99%	－ 99%	－ 99%	－ 99%	― ／	― ／	― ／	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）において、平成26年3月末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)災害等廃棄物処理事業費補助金	2,271 (2,271)	839 (293)	0 (0)	0	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げして補助を行う。	
(2)災害廃棄物処理代行事業	27,129 (22,694)	7,403 (4,602)	4,114 (3,432)	2,219	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物（可燃物）の処理事業を国が代行して行う。	155
(3)循環型社会形成推進交付金	11,586 (9,362)	12,299 (9,669)	25,366 (22,802)	25,552	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。	156
施策の予算額・執行額	40,986 (34,327)	20,541 (14,564)	29,480 (26,234)	27,771	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１－⑳）

施策名	目標4-8　東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名（※記入は任意）	災害廃棄物対策室長
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。	政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理法、廃棄物処理基本方針、廃棄物処理施設整備計画、国土強靭化基本計画等	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	8%	25年度	60%	2025年度	－	10%	20%	25%	30%	35%	40%	第四次循環型社会形成推進基本計画
						9%	21%	24%	28%	－	－	－	
2	ごみ焼却施設における老朽化対策率	77%	25年度	85%	2025年度	－	－	85%	85%	－	－	－	廃棄物処理施設整備計画 国土強靭化基本計画
						88%	91%	93%	92%	－	－	－	
3	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	0%	28年度	100%	2018年度	－	30%	90%	100%	－	－	－	熊本県災害廃棄物処理実行計画
						－	50%	99%	100%	－	－	－	

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)	大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 （平成26年度）	8,315 (8,156)	3,644 (3,539)	4,773 (4,118)	2,931	1,2	＜達成手段の概要＞ ・災害廃棄物対策指針の改定。 ・地方自治体における災害廃棄物対策の支援（モデル事業の実施とフォローアップ）。 ・平成30年7月豪雨等における災害廃棄物処理に関する検証・ノウハウの蓄積と情報発信。 ・市町村等による廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充する。 ＜達成手段の目標＞ 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靭な廃棄物処理システムの構築を目指す。 関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 一般廃棄物の適正処理、国土強靭化	0161
(2)	災害等廃棄物処理事業費補助金 （昭和49年度）	36,637 (35,223)	37,491 (36,110)	26,123 (16,370)	200	3	＜達成手段の概要＞ ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災自治体に対して財政支援を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・熊本県内で発生した大量の災害廃棄物の処理を、熊本県及び熊本市が作成した実行計画にを踏まえ、平成30年度末までに完了させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・一般廃棄物の適正処理	0157
	施策の予算額・執行額	44,952 (43,379)	41,135 (39,649)	30,896 (20,488)	3,131	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31―㉑ ）

別紙1

施策名	目標4－9　東日本大震災への対応（特定復興拠点の整備）	担当部局名	環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境再生事業担当参事官 特定廃棄物対策担当参事官
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。	政策体系上の位置付け	4．廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。	目標設定の考え方・根拠	・帰還困難区域の取扱いに関する考え方 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	特定復興再生拠点区域において避難指示解除（先行）に必要な範囲の除染が完了した町村数	0町村	H29年度	3町村	R元年度	0町村 0町村	0町村 0町村	3町村	―	―	―	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
2	特定復興再生拠点区域において避難指示解除（全域）に必要な範囲の除染が完了した町村数	0町村	H29年度	6町村	R4年度	0町村 0町村	0町村 0町村	0町村	0町村	3町村	3町村	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
3	特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	0町村	H29年度	6町村	R4年度	0町村 0町村	0町村 0町村	2町村	―	―	4町村	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、廃棄物の処理に係る進捗状況を踏まえて記載。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 令和元年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)	特定復興再生拠点整備事業　（平成30年度）	-	14,019 （13,701）	33,656	86,941	1,2,3	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。	162
施策の予算額・執行額		-	14,019 （13,701）	33,656	86,941	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針　　・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・総理大臣所信表明演説「帰還困難区域でも、まもなく、葛尾村で除染が始まり、全ての復興再生拠点の整備がスタートします。（平成30年10月・抜粋）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31－㉒）

別紙1

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 （※記入は任意）	自然環境計画課長 植田　明浩
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。	目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	－ －	－ －	－ －	－ －	75%	－	―	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2	生物多様性地域戦略策定済自治体数（都道府県）	18都道府県	23年度	47都道府県	平成32年度	－ 39	－ 41	－ 43	－ 43	－	47	―	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	―	22年度	100%	平成32年度	－ 70%	－ 74%	－ 集計中	－ 集計中	－	100%	―	生物多様性に関する国際的な目標である愛知ターゲットの達成にむけて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。
4	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	平成18年度	100%	平成32年度	77% 77%	80% 80%	84% 84%	88% 86%	－	100%	―	生物多様性国家戦略2012－2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
5	生物多様性保全に係る必要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進	－	各国の愛知目標達成に向けた取組を推進するとともに、国際的な枠組みに参加しリーダーシップ・パートナーシップを発揮・構築することで、地球規模の生物多様性保全に寄与するため。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	31年度			
(1) 国際分担金等経費 （昭和54年度） （関連：28-㉒、28-㉓）	256百万円 （255百万円）	252百万円 （249百万円）	251百万円 （251百万円）	253百万円	5	＜達成手段の概要＞ ・生物多様性条約事務局等に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の活動を支援する。 ・南極条約事務局に拠出し、南極条約協議国会議の取りまとめ・運営を実施する条約事務局を支援することにより、南極地域の環境保全に対する国際的な貢献と連携の確保に資する。 ＜達成手段の目標＞ ・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・IPBESにより生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等が実施される。 ・南極条約事務局における会合等の運営及び支援、協議国間の情報交換及び連絡、文書の作成及び翻訳が適切に行われるよう推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・IPBESによる生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等に基づき、国内外で適切な施策が策定・実施され、地球規模の生物多様性の保全が図られる。 ・南極条約協議国の一員として、南極条約事務局の適切な運営に寄与し、南極地域の環境保全に適切に貢献する。	193
(2) 生物多様性センター維持運営費 （平成10年度）	94百万円 （79百万円）	83百万円 （73百万円）	88百万円 （73百万円）	93百万	1	＜達成手段の概要＞ 生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に生物多様性の認知度をあげることを目標に以下の施策を行う。 ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 ＜達成手段の目標＞ 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行い生物多様性の認知度を上昇させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・生物多様性に係る情報を発信する施設を適切に維持管理することで、生物多様性の保全に関する普及啓発に寄与する。 ・生物多様性に関する資料・情報を収集・管理し、積極的に情報発信することで、生物多様性の保全に関する普及啓発を促進する。 ・各種イベント等を通じて、生物多様性の保全に関する普及啓発に貢献することで生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	194
(3) 自然環境保全基礎調査費 （昭和48年度）	191百万円 （198百万円）	201百万円 （192百万円）	73百万円 （63百万円）	55百万円	3,4	＜達成手段の概要＞ 自然環境保全法第4条に基づき、全国的な観点からわが国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全等の施策を推進するための基礎資料を整備・提供する。 ＜達成手段の目標＞ 自然環境に関する全国的な基盤情報を、継続的に収集・提供する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 全国的な観点から我が国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するとともに基礎資料を整備することは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	195
(4) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 （平成15年度）	335百万 （309百万）	301百万円 （299百万円）	309百万円 （309百万円）	322百万円	3	＜達成手段の概要＞ 国内の各生態系を対象として、全国約1,000か所において継続的なモニタリングを実施し、その変化を把握する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、CITES掲載種分類学能力構築のための研修を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 生物多様性の保全や地球温暖化等による影響評価等に資する基礎情報を収集・提供する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 我が国を代表とする生態系の現状と時系列・空間的変化をとらえ、科学的かつ客観的なデータを収集し、生物多様性保全施策に必要な科学的基盤情報の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。また、東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備や、同地域における能力構築等の国際的な取組を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。	196

(5)	地球規模生物多様性情報システム整備推進費 （平成6年度）	103百万円 （98百万円）	95百万円 （95百万円）	97百万円 （96百万円）	89百万円	3	＜達成手段の概要＞ 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。 ＜達成手段の目標＞ J-IBISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 生物多様性情報システム(J-IBIS)は、我が国の生物多様性や自然環境に関するさまざまな情報を収集し広く提供することを目的として、構築されたシステムである。 ・生物多様性に関する情報収集をWebGISを用いた情報提供を行い、生物多様性保全に係る情報の利活用に貢献する。 ・生物多様性に関する情報の拡充、親しみやすいWebコンテンツの見直しを行い国民への生物多様性に関する普及啓発に寄与する。	197
(6)	生物多様性国家戦略推進費（「生物多様性基本施策関係経費」からの名称変更） （平成20年度）	38百万円 （33百万円）	38百万円 （29百万円）	36百万円 （26百万円）	36百万円	1,2,3	＜達成手段の概要＞ ・生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月名古屋で開催）で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に、COP12での中間評価を踏まえてとりまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に一層取組を強化していく。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全に資する生態系を活用した気候変動への適応策に関する手引きについて、令和3年度までの作成を目指す。また、適応策の一つとして、自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策の基本的な考え方等の普及を図る。 ＜達成手段の目標＞ ・生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。	199
(7)	「国連生物多様性の10年」推進事業費 （平成23年度）	15百万円 （15百万円）	13百万円 （12百万円）	15百万円 （15百万円）	15百万円	1	＜達成手段の概要＞ 主要なセクターの参画を得て設立した「国連生物多様性の10年日本委員会」により、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。 ＜達成手段の目標＞ ・「国連生物多様性の10年日本委員会」における後半5年の目標と取組をまとめたロードマップに基づき、各取組を更に推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・「国連生物多様性の10年日本委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	200
(8)	中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 （平成24年度：愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費） （平成23年度：ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費）	45百万円 （41百万円）	41百万円 （41百万円）	41百万円 （40百万円）	44百万円	3	＜達成手段の概要＞ 生物多様性条約COP10で決定した愛知目標を世界的に実現するため、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の国内措置の着実な実施、生物多様性の経済価値評価、資源動員戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、愛知目標の実現に向けて取り組んでいく上での主要課題を検討するとともに、2021年以降の生物多様性の新たな世界目標（ポスト2020目標）の議論に積極的に貢献することを目的とする。 ＜達成手段の目標＞ ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進につなげる。 ・今後の課題について検討するために、生物多様性を対象とした経済的価値の評価に係る国内外の情報収集を行う。 ・資源動員目標の達成及び愛知目標の達成によるSDGs達成への貢献。 ・名古屋議定書の国内措置の効率的かつ効果的な実施。 ・生物多様性に係る条約関連会合の議論を効率的かつ効果的なものになるよう進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・説明会の実施、特設ウェブサイトの運用・保守、諸外国法令の翻訳等を行い、名古屋議定書の国内措置の普及啓発及び実施を支援する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。 ・資源動員目標の達成方策の検討を進めることにより、各種生物多様性保全施策の実施に寄与する。 ・生物多様性に係る条約関連会合への専門家の派遣により、議論の進展に貢献する。	201

(9)	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費 （平成25年度）	55百万円 （50百万円）	44百万円 （39百万円）	38百万円 （32百万円）	39百万円	3,5	＜達成手段の概要＞ ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）の活動に係る国内連絡会等を開催する。 ・既存の観測データ、調査結果の収集・提供を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の会議へ派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・日本人専門家間での情報共有を推進する。 ・収集した観測データ、調査結果がIPBESの情報基盤となる。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映される。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図ることで、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発」に寄与する。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映され、地球規模及び我が国の施策検討の基礎となる科学的知見の深化等が進むことにより、「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る」ことに寄与する。	212
(10)	サンゴ礁生態系保全対策推進費（（旧）アジア太平洋地域生物多様性保全推進費のうち、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業） （平成30年度）	66百万円 （61百万円）	29百万円 （58百万円）	31百万円 （29百万円）	31百万円	3,5	＜達成手段の概要＞ ・東アジア地域のサンゴ礁生態系のモニタリングを推進し、保全事例に役立てる。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を適切に執行する。 ＜達成手段の目標＞ ・地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）東アジア地域のモニタリング体制及び情報共有メカニズムを強化する。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に掲げられた3つの優先課題について、平成32年までの間に集中的に取り組み、サンゴ礁生態系の効果的且つ効率的な保全を促進する ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・サンゴ礁生態系保全を促進し、生物多様性国家戦略2016-2020に掲げられているサンゴ礁生態系保全に関する目標を達成する。	206
(11)	森林・乾燥地・極地保全対策費 （平成23年度）	30百万円 （26百万円）	29百万円 （25百万円）	29百万円 （12百万円）	31百万円	5	＜達成手段の概要＞ ・世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化/土地劣化対処に関する住民参加の取組の促進に向けた普及啓発を実施する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 ＜達成手段の目標＞ ・世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのガイドライン・プラットフォームの更新を実施することで国内企業の海外森林保全活動が継続的に促進される。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画・管理モデルの普及浸透を図ることで、締約国としての国民意識が向上する。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施により南極観測において環境配慮が促進される。南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行うことで法的手続きの遺漏を防止する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。	209
(12)	アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業 （平成25年度）	３2百万円 （28百万円）	32百万円 （13百万円）	26百万円 （19百万円）	24百万円	5	＜達成手段の概要＞ 　我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議（平成25年11月、仙台市）や第6回世界国立公園会議（平成26年11月、オーストラリア）の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する取組事例の共有や能力開発等の事業を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 　アジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組を通じた活動を通じ、ポスト2020目標も見据えつつ、アジアにおける保護地域の管理水準の向上を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 　各国の愛知目標達成に向けた取組が推進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮とパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球環境の生物多様性の保全を図る」に貢献する。	203

(13)	地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等（クマ等）監視業務 （平成27年度）	30百万円 （23百万円）	23百万円 （21百万円）	0	0	3	＜達成手段の概要＞ 生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注意鳥獣（クマ等）などについて生息状況調査を行い、今後の生息分布を予測する。 なお、平成30年度より、自然環境保全基礎調査費と一体的に実施することにより、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。 ＜達成手段の目標＞ 要注意鳥獣（クマ等）7種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 平成30年度より、「自然環境保全基礎調査費」と一体的に実施することにより、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」により効率的・効果的に寄与する。	－
(14)	生物多様性保全推進支援事業 （平成20年度）（関連：29-〇）	75百万円 （71百万円）	75百万円 （73百万円）	95百万円 （90百万円）	136百万円	2	＜達成手段の概要＞ 地域における生物多様性の保全・再生（特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定）に資する先進的・効果的活動を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生（特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定）に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	213
(15)	気候変動適応計画推進のための浅海域生態系現況把握調査	－	16百万円 （12百万円）	15百万円 （12百万円）	13百万円	3	＜達成手段の概要＞ 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する基盤的情報を整備・提供する。 ＜達成手段の目標＞ サンゴ群集の分布状況について把握する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ サンゴ礁の分布等を把握し、分布図の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。	205
施策の予算額・執行額		1,375百万円 （1,281百万円）	1,272百万円 （1,219百万円）	1,124百万円 （1,067百万円）	1,181百万円	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日　閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31－㉓）

別紙1

施策名	5-2.自然環境の保全・再生	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 （※記入は任意）	自然環境計画課長 植田　明浩 国立公園課長 中尾　文子
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行う。	目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	自然再生協議会の数	25	27年度	33	平成32年度	―	―	―	―	―	33	―	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いていた指標を踏まえて設定しているため。
						25	25	25	26				
2	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	－	－	100%	毎年度	9地区（100%）	5地区（100%）	7地区（100%）	11地区（100%）	9地区 100%	100%	100%	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。
						7地区（78%）	4地区（83%）	5地区（71%）	10地区（91%）				
3	三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数（千人）	458	23年度	6,994	平成32年度	―	―	―	―	―	6,994	―	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準（6,994千人以上）にすることとしている。
						3,380	2,850	集計中	集計中				

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
4	生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進	－	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。
5	保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理	－	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	31年度			
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業 （平成22年度）	6百万円 （5百万円）	6百万円 （2百万円）	5百万円 （5百万円）	6百万円	5	＜達成手段の概要＞ 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 ＜達成手段の目標＞ 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施する（自然環境保全地域等の適切な保全管理）。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより「原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理」の一層の促進に寄与する。	211
(2) 生物多様性保全推進支援事業 （平成20年度）（関連：29-㉑）	75百万円 （71百万円）	75百万円 （73百万円）	95百万円 （90百万円）	136百万円	1，4，5	＜達成手段の概要＞ 地域における生物多様性の保全・再生（特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定）に資する先進的・効果的活動を支援する。 ＜達成手段の目標＞ 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生（特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定）に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	213
(3) 自然再生活動推進費 （平成15年度）	9百万円 （9百万円）	9百万円 （8百万円）	10百万円 （8百万円）	11百万円	1、4	＜達成手段の概要＞ 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行う。また、自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。 ＜達成手段の目標＞ 地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することによる、自然環境の保全・再生を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自然再生の技術課題の解決等の支援を行うことにより、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立及びその取組の推進を図るものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	214
(4) 国立・国定公園新規指定等推進事業費 （平成25年度）	100百万円 （69百万円）	108百万円 （78百万円）	83百万円 （※集計中）	108百万円	2,5	＜達成手段の概要＞ 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、これまでに生物多様性の観点から重要度の高い海域を抽出し、沖合の海底の自然環境の保全を図るための海洋保護区制度の検討・設計を行っており、今後、その指定及び保護管理を推進する。 ＜達成手段の目標＞ 国立公園の新規指定又は大規模拡張を推進する。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しを推進する。 2020年までに、海洋保護区の割合が10%に達するように沖合海底自然環境保全地域の指定を行う。その後は、情報収集・モニタリングも含めた保護管理を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進み、「自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理」に寄与する。また、我が国管轄権内水域における海洋保護区の割合は、2019年3月現時点で8.3%であり、沖合海底自然環境保全地域の指定をすることで海洋保護区の割合が10%を達成できる見込み。	215

(5)	特定地域自然林保全整備事業費 （平成4年度）	6百万円 （5百万円）	6百万円 （5百万円）	6百万円 （6百万円）	6百万円	5	＜達成手段の概要＞ 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。 ＜達成手段の目標＞ 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新（遺産地域等の適切な保全管理） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。	223
(6)	生物多様性保全回復施設整備交付金事業 （平成25年度）	35百万円 （35百万円）	100百万円 （178百万円）	100百万円 （45百万円）	81百万円	4	＜達成手段の概要＞ 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業のを支援を通じて地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保することにより、施策の達成すべき目標である、「生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。」に寄与する。	225
(7)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 （平成26年度）	450百万円 （419百万円）	397百万円 （366百万円）	389百万円 （※集計中）	436百万円	5	＜達成手段の概要＞ 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。 また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて国際自然保護連合の専門家による現地調査（平成31年夏～秋）に適切に対応するとともに、保全管理上の課題についての検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 順応的な保全管理体制の構築を図る（遺産地域等の適切な保全管理）。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。	219
(8)	地域循環共生圏構築事業 （平成28年度）	85百万円 （77百万円）	100百万円 （92百万円）	120百万円 （109百万円）	0	4	＜達成手段の概要＞ 我が国の生態系の種類毎にその恵みを定量評価するとともに、資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成の環境づくり等資金や労力を確保する方策検討を行い、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成するとともに、地域の自然資源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築する。 ＜達成手段の目標＞ 「地域循環共生圏」の構築を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 「地域循環共生圏」の構築により、地域の自立的な自然環境の保全・再生の推進に貢献する。	－
(9)	世界遺産保全管理拠点施設等整備 （平成24年度）	641百万円 （639百万円）	10百万円 （5百万円）	9百万円 （9百万円）	11百万円	5	＜達成手段の概要＞ 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産条約国の責務である。新規に世界自然遺産登録に向けた取組を進めている奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、保全管理や普及啓発等を担う施設整備のための調査・設計を行う。 ＜達成手段の目標＞ 本施設を拠点として、世界遺産としての価値の維持を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 世界遺産としての価値の維持が図られていることで、世界遺産地域の適切な保全管理に大きく貢献する。	224

(10)	国立公園内生物多様性保全対策費（平成15年度）	107百万円 （104百万円）	95百万円 （88百万円）	99百万円 （※集計中）	101百万円	5	＜達成手段の概要＞ 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人為的な管理停止の影響により地域固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら順応的な生物多様性保全施策を実施する。また、島嶼といった外来種の影響を受けやすい脆弱な自然環境を有する地域において外来種の防除事業を継続する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園等の保護地域に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化するとともに、利用調整を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 国立公園等の保護上重要な地域において、過剰利用や生態系攪乱を防止し、生物多様性を保全する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自然環境及び個々の生物種の保護による生物多様性の保全や、人と自然との共生等に寄与する。	216
(11)	日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業（平成23年度）	33百万円 （33百万円）	33百万円 （32百万円）	33百万円 （※集計中）	34百万円	5	＜達成手段の概要＞ 平成23年5月の一般供用後の変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方、モニタリングの体制構築について検討を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。 ＜達成手段の目標＞ 国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 豊かな自然の中で国民が自然を体験し、自然と人間の共生のあり方を学ぶための場所にふさわしい利用環境を環境省において確保・維持していくことで、自然との共生の推進に資することに寄与する。	217
(12)	特定民有地買上事業費（平成17年度）	300百万円 （215百万円）	307百万円 （257百万円）	600百万円 （※集計中）	573百万円	5	＜達成手段の概要＞ 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が買上を行う。 本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。 ＜達成手段の目標＞ 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	221
(13)	国立公園管理計画等策定調査費（平成18年度）	22百万円 （16百万円）	33百万円 （29百万円）	20百万円 （※集計中）	32百万円	5	＜達成手段の概要＞ 自然公園法に基づき、各国立公園における地域の自然的・社会的条件を踏まえて、地域の合意形成を通じて「管理方針」及び「管理運営計画」をとりまとめる。 ＜達成手段の目標＞ 各国立公園において、地域の特性に応じた適切な管理方針を作成し、適切できめ細やか、かつ円滑な国立公園の管理運営が実施されることで、自然との共生の推進に資することを目標とする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 各国立公園を管理計画区として地域区分し、多様な地域の実情に即した、地域の関係者の連携を推進するための具体的な取扱方針等を定めた「管理運営計画」等を作成し、地域の関係者と国立公園のビジョン等について共通の認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用に寄与する。	224
(14)	国立公園等民間活動特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費（平成13年度）	281百万円 （259百万円）	281百万円 （242百万円）	260百万円 （※集計中）	269百万円	4	＜達成手段の概要＞ 国立公園等（国立公園、国指定鳥獣保護区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域）の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、以下の①～④の事業を中心としたきめ細かな自然環境保全活動等を実施する。 ①野生生物の保護・保全、②環境美化、③登山道の整備、④景観の維持 ＜達成手段の目標＞ 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国民ニーズや地域ニーズを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効率的かつ効果的に実施し、国立公園管理やサービスのグレードアップを図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られ、国民のニーズにも寄与する。	225

(15)	地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費 （平成15年度）	24百万円 （24百万円）	21百万円 （19百万円）	16百万円 （15百万円）	14百万円	5	＜達成手段の概要＞ 国立公園に係る各種申請等に対して効率的な処理を確保するため、「電子政府構築計画」に基づき、国立公園業務管理システムの適切な維持及び必要な更新を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上により、円滑な国立公園管理に寄与する。	210
(16)	山岳環境保全対策事業 （平成25年度）	32百万円 （29百万円）	87百万円 （64百万円）	60百万円 （60百万円）	61百万円	4	＜達成手段の概要＞ 山岳環境の保全や、中高年、女性登山者、訪日外国人旅行者の利用増加に対し、環境に配慮したし尿処理施設が整備されていない山小屋等トイレを公衆トイレとして活用できるよう整備する。 ＜達成手段の目標＞ 公衆トイレとしても利用できる山小屋トイレの整備を行うとともに、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持及び自然環境の保全と適正利用を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 当該事業を通じ、国立公園等をより魅力あるものとするとともに、観光地域として再生・活性化することに寄与する。	218
(17)	放射線による自然生態系への影響調査費 （平成28年度）	15百万円 （13百万円）	15百万円 （13百万円）	14百万円 （12百万円）	14百万円	4	＜達成手段の概要＞ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 ＜達成手段の目標＞ 放射線による自然生態系への影響を把握する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより生物多様性の保全のための必要な取組の一層の推進に寄与する。	198
(18)	三陸復興国立公園再編成等推進事業費 （平成28年度から一般会計）	20百万円 （18百万円）	25百万円 （25百万円）	25百万円 （※集計中）	29百万円	3	＜達成手段の概要＞ 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道（みちのく潮風トレイル）の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の取組を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、みちのく潮風トレイルの全線を平成31年度中に設定（開通）する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。	249
(19)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費 （平成24年度） （関連：30-㉓）	768百万円 （694百万円）	758百万円 （673百万円）	748百万円 （※集計中）	770百万円	5	＜達成手段の概要＞ シカ等の野生鳥獣による深刻な生態系被害を受けている国立公園等の保全地域又は今後生態系被害が顕在化する可能性がある地域において、野生鳥獣の管理計画を策定するとともに、シャープシューティング等の先進的な捕獲法を導入しつつ捕獲を継続する。 ＜達成手段の目標＞ 生態系の現況把握、野生鳥獣による生態系の被害状況把握、対象種の生態特性把握、保全対象の優先度整理、捕獲体制の構築等を行い、野生鳥獣の個体数密度を適正化するための基盤を構築する。また、並行して捕獲を進めることで、生態系被害を与える野生鳥獣の生息頭数を適正化し、被害を終息させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等において、野生鳥獣の適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	220

(20) 西之島総合学術調査事業費 （平成29年度）	—	33百万円 （29百万円）	5百万円 （5百万円）	26百万円	5	＜達成手段の概要＞ ①自然環境に関する各分野の専門家による調査団を組織し、総合学術調査を実施。あわせて、学術的な検討会を実施し、調査計画の作成や、調査結果に基づく当該地域の自然生態系の状況や学術的価値などについての分析・評価を行うとともに、モニタリング計画の策定を行う。 ②保護担保措置の検討に当たっての基礎的調査として、当該地域の生態系を脅かすリスクの把握や、原生的な自然を維持できる条件を有しているかについて、実態調査や海外の事例も含めた情報収集を行う。 ③①、②をもとに、西之島の保護のあり方についての検討を行い、保護の方針を決定する(平成31年度予定)。 ＜達成手段の目標＞ 西之島の生態系の保護を図り、島嶼における進化の過程や生態系の形成過程を把握するためのモニタリングサイトとして厳正に管理する。このことにより、生態系の形成過程を一から観測できる貴重な区域としての価値を損なうことなく子孫に引き継ぐことが可能となり、生態系の仕組みの解明等に資するとともに、自然再生、自然と共存した国土の合理的利用といった観点の技術的進歩に貢献する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 原生的な自然環境の生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	204
(21) 里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費 （平成30年度）	－	－	19百万円 （16百万円）	33百万円	4	＜達成手段の概要＞ 重要里地里山及び重要湿地に生息・生育する種の詳細情報を文献調査・現地調査（魚類は環境DNA分析技術を含む）によって拡充するとともに、絶滅危惧種分布重要地域を抽出する。 ＜達成手段の目標＞ 絶滅危惧種分布重要地域を抽出することにより、自然再生等の保全対策等に活用する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本調査の成果は、自然再生等の保全対策や生息地等保護区の指定検討等の取組の基礎資料として有用であることから、施策の目標の達成に貢献する。	新30-0013
施策の予算額・執行額	3009百万円 （2,734百万円）	2,498百万円 （2249百万円）	2,714百万円 （※集計中）	2,751百万円	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	生物多様性国家戦略2012-2020	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㉔）

施策名	5-3.野生生物の保護管理	担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 （※記入は任意）	野生生物課長 堀上　勝
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。	目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、カルタヘナ法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	（26年度～） 国内希少野生動植物種の新規指定数 （平成26年度以降の累計）	－	－	300種	令和2年度	75種	120種	165種	210種	255種	―	―	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
						86種	119種	171種	207種				
2	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000罠日当たりの捕獲数）	－	－	奄美大島 0頭 （毎年度減少）	令和4年度	－	－	－	―	―	―	―	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
						奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	奄美大島 0.004頭	集計中				
3	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（イノシシは50万頭） （推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する）	推定の中央値ニホンジカ303万頭、イノシシ94万頭 ※30年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 （ニホンジカ147万頭、イノシシ50万頭）	令和5年度	―	―	―	―	―	―	―	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
						ニホンジカ323万頭、イノシシ93万頭	ニホンジカ317万頭、イノシシ89万頭	集計中	集計中				

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
4	侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	―	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。
5	適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	―	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与するため。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	31年度			
(1) 希少種保護推進費 （平成5年度）	656百万円 （620百万円）	663百万円 （654百万円）	678百万円	752百万円	1	＜達成手段の概要＞ レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与する。	228
(2) トキ生息環境保護推進協力費 （平成13年度）	13百万円 (16百万円)	13百万円 （10百万円）	13百万円	17百万円	1	＜達成手段の概要＞ 日中双方における、人工飼育個体群の拡大・野生復帰に向けた取組・トキ保護技術の調査研究などの日中のトキ保護協力に関する事業を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与する。	226
(3) 野生生物保護センター等整備・維持費 （平成4年度）	154百万円 （154百万円）	329百万円 （157百万円）	485百万円	644百万円	1	＜達成手段の概要＞ 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理を実施する。 また、国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 施設の整備・増改築・修繕等適切な維持・運営を図る。 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センター ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与する。 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。	232
(4) 野生生物専門員活用事業 （平成19年度）	40百万円 （42百万円）	40百万円 （38百万円）	55百万円	55百万円	1	＜達成手段の概要＞ 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門員を雇用する。 ＜達成手段の目標＞ 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与する。	237
(5) 国際希少野生動植物種流通管理対策費 （昭和61年度）	27百万円 （ 25百万円）	36百万円 （36百万円）	38百万円	32百万円	5	＜達成手段の概要＞ ワシントン条約の科学当局としての任務（①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと）を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を実施する。 ＜達成手段の目標＞ ワシントン条約の科学当局としての任務を遂行する。 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。	225

	(6) 外来生物対策費 （平成16年度）	91百万円 （84百万円）	270百万円 （256百万円）	223百万円	208百万円	4	＜達成手段の概要＞ ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生息及び流通実態等の調査（水際における定点モニタリング調査等を含む）、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 適切な規制や水際対策等を実施し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止・低減する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 特定外来生物等の選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等の阻止、今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。	229
	(7) 外来生物対策管理事業地方事務費 （平成18年度）	24百万円 （21百万円）	22百万円 （21百万円）	22百万円	27百万円	4	＜達成手段の概要＞ ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際（税関）において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 外来生物法の実効性を確保する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐことに寄与する。	235
	(8) 特定外来生物防除等推進事業費 （平成18年度）	486百万円 （452百万円）	486百万円 （486百万円）	522百万円	574百万円	2，4	＜達成手段の概要＞ 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施する。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止することに寄与する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に寄与する。	236
	(9) 遺伝子組換え生物対策費 （平成16年度）	21百万円 （14百万円）	21百万円 （13百万円）	23百万円	19百万円	5	＜達成手段の概要＞ 遺伝子組換え生物の使用規程の承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、改正カルタヘナ法の適切な施行に向けた普及啓発、ゲノム編集の取扱いについての周知及び情報収集、、ホームページ（J-BCH）による国民への情報提供等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。	231

(10)	指定管理鳥獣捕獲等事業費（平成26年度）	1,440百万円（779百万円）	1,446百万円（932百万円）	1,530百万円	1,600百万円	3	＜達成手段の概要＞ 平成27（2015）年5月に施行された改正鳥獣法に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）等を支援するための交付金を交付する。 ＜達成手段の目標＞ ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23(2011)年度の推定値を基準として、令和5（2023）年度までに半減する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 都道府県による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。	238
(11)	鳥獣保護基盤整備費（平成10年度、一部平成19年度）	41百万円（52百万円）	41百万円（54百万円）	42百万円	44百万円	5	＜達成手段の概要＞ 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護・管理の適正な推進に寄与する。	227
(12)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費（平成24年度）	768百万円（694百万円）	758百万円（673百万円）	748百万円	770百万円	5	＜達成手段の概要＞ 平成28（2016）年度に改訂した基本指針の見直し結果を踏まえ、鳥獣保護管理に係る担い手を確保するとともに、特定鳥獣及び指定管理鳥獣の保護管理等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 改訂した基本指針を踏まえ、科学的・計画的な鳥獣保護管理計画の推進及び鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進し、野生鳥獣の保護・管理の強化を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 改訂した基本指針を踏まえ、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。	220
(13)	野生鳥獣感染症対策事業費（平成17年度）	78百万円（80百万円）	78百万円（65百万円）	82百万円	83百万円	5	＜達成手段の概要＞ 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視、各種調査等の実施による危機管理体制の整備を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に迅速な対応を行い、感染拡大を防止する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、適正な野生鳥獣の保護・管理の推進に寄与する。	230
(14)	国指定鳥獣保護区対策費（昭和46年度、一部平成21年度）	23百万円（26百万円）	23百万円（22百万円）	24百万円	41百万円	5	＜達成手段の概要＞ 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。	234
(15)	希少野生動植物種生息地等保護区管理費（平成18年度）	8百万円（8百万円）	8百万円（8百万円）	8百万円	8百万円	1	＜達成手段の概要＞ 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。	233

	(16) 国際分担金等経費 （昭和54年度） （関連：28-㉑、28-㉒）	256百万円 （255万円）	252百万円 （249百万円）	251百万円	253百万円	5	＜達成手段の概要＞ 拠出先である国際湿地保全連合により、湿地の保全、調査研究及び普及啓発等のための事業を実施する。 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を締約国が着実に履行するため、カルタヘナ議定書事務局に拠出する。 アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に係る国際協力を強化するため、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ（EAAFP）に拠出する。 ＜達成手段の目標＞ 湿地の保全、調査研究及び普及啓発等を推進し、世界の湿地の保全及び湿地に依存する人々の生活の維持・向上に寄与する。 締約国がカルタヘナ議定書を履行できるようリスク評価等の能力開発を進めるため、各種会議の開催、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営等の支援を実施し、カルタヘナ議定書の戦略計画を達成する。 EAAFP参加国・団体間・渡り性水鳥の重要生息地間の連携強化によって、渡り性水鳥に係る保全活動や調査研究等が進展する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国際的な湿地の保全及び湿地を生息地とする水鳥をはじめとする野生生物の保全に寄与する。 締約国の取組が促進され、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等が適切に管理されることにより、我が国の生物多様性の確保に寄与する。 アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に寄与する。	191
	(17) アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 （昭和57年度） （関連：28-㉑）	66百万円 （60百万円）	29百万円 （58百万円）	29百万円	28百万円	5	＜達成手段の概要＞ ラムサール条約、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ及び二国間渡り鳥保護条約・協定等の実施のための業務を行う。 ＜達成手段の目標＞ アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しい湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、並びに国境を越えて移動する渡り鳥の保全を効果的に推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ アジア太平洋地域における湿地及び渡り鳥の保全に寄与する。	199
施策の予算額・執行額		4,192百万円 （3,382百万円）	3,693百万円 （3,732百万円）	4,073百万円	4055百万円	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	生物多様性国家戦略2012-2020	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㉕）

施策名	5-4.動物の愛護及び管理	担当部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名 （※記入は任意）	動物愛護管理室長 長田　啓
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減（平成16年度比）、犬及び猫の殺処分率の減少	目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針（平成18年10月31日環境省告示第140号）	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減（平成16年度比）となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	－	－	－	－	－	－	－	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに目指すこととされているため。
					151千頭	136千頭	114千頭	101千頭	集計中			
2 犬および猫の殺処分率の減少	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図ることとされているため。
					67%	60%	49%	43%	集計中			

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1) 動物適正飼養推進・基盤強化事業（平成13年度　※総理府からの移管前においては昭和52年度から）	116百万円（179百万円）	131百万円（128百万円）	138百万円（134百万円）	145百万円	1,2	＜達成手段の概要＞ 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 ＜達成手段の目標＞ 動物愛護管理施策の総合的な推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な解決と更なる効果的な施策の展開につなげる。	233
(2) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助（平成21年度）	95百万円（90百万円）	119百万円（111百万円）	145百万円（98百万円）	203百万円	2	＜達成手段の概要＞ 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの ＜達成手段の目標＞ 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。	234
施策の予算額・執行額	212百万円（263百万円）	250百万円（239百万円）	283百万円（232百万円）	345百万円	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１―㉖）

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進	担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 （※記入は任意）	国立公園利用推進室長 井上　和也 自然環境整備課長 池田　幸士 国立公園課長 中尾　文子
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。	目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	自然公園の年間利用者数の推移（千人）※暦年	－	－	－	－	－ 872,336	－ 899,144	－ 895,010	－ 集計中	－	－	－	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。
2	エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数（括弧内は総数）	－	20年度	（47）	40年度	－ 2(6)	－ 1(7)	－ 5(12)	－ 0（12）	－ 3（15）	－	－	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3	温泉の自噴湧出量（L/分）	651,265	昭和45年度	前年度の水準を維持	－	726,000 733,740	733,000 686,427	686,000 684,096	684,000 679732	679,000 集計中	－	－	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。
4	国立公園・国民公園年間利用者数の推移（千人）	－	－	前年度比1%増	－	349,325 366,335	369,978 376,652	380,419 374,579	378,325 集計中	－	－	－	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者数を評価する。
5	国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	－	－	16	32年度	－ 11	－ 11	－ 11	－ 11	－	－	－	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数を評価する。
6	国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	－	－	12	32年度	－ 11	－ 11	－ 11	－ 12	－	－	－	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。
7	国立公園訪日外国人利用者数	490万人	27年度	1000万人	32年度	－ －	－ 490万人	－ 564万人	－ 600万人	－ 694万人	－	1000万人	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、2020年に1000万人の目標を掲げているため。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1) エコツーリズム総合推進事業費（平成16年度）	15百万円（8百万円）	15百万円（6百万円）	7百万円（4百万円）	7百万	2	＜達成手段の概要＞ エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を所管省庁と連携して実施する。 ＜達成手段の目標＞ エコツーリズム推進全体構想認定数が各都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。	243
(2) 自然公園等事業費等（平成6年度）	7,985百万円（7,536百万円）	16,020百万円（13,648百万円）	○百万円（○百万円）※集計中	11,078百万円	4,5,6	＜達成手段の概要＞ 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業（登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備）並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 ＜達成手段の目標＞ 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	245
(3) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業（平成18年度）	24百万円（15百万円）	23百万円（17百万円）	19百万円（17百万円）	23百万円	3	＜達成手段の概要＞ 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 ＜達成手段の目標＞ 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施することにより、温泉の保護及び適正な利用を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	244
(4) 自然公園等利用ふれあい推進事業（平成19年度）	10百万円（9百万円）	10百万円（9百万円）	9百万円	9百万円	1,4	＜達成手段の概要＞ 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及び自然解説等をおこなうパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいを推進することに寄与する。	246
(5) 国立公園におけるユニバーサルデザインプロジェクト事業（平成28年度）	40百万円（44百万円）	0	0	0	1,4	＜達成手段の概要＞ ICTを活用した情報発信の充実等により国立公園のユニバーサルデザイン化を図る。 ＜達成手段の目標＞ 訪日外国人や高齢者及び障がい者など、誰もが快適に過ごせる国立公園となるよう、ソフト面でのユニバーサルデザイン化を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園の魅力向上により、利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与する。	―
(6) 国立公園満喫プロジェクト推進事業（平成28年度補正）	51百万円（50百万円）	547百万円（408百万円）	380百万円	512百万円	1,4,7	＜達成手段の概要＞ 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月）」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するため、「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、保護すべきところは保護しつつも、利用の推進を図るための取組を先行的、集中的に推進する。また、8公園の個々の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。 ＜達成手段の目標＞ 2015年に490万人であった訪日外国人国立公園利用者数を2020年に1000万人にする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国立公園の持続可能な利用を促進し、利用による地域への経済的効果の波及に伴い、地域に観光資源としての自然環境の価値を認識してもらうことで、自然との共生の推進に寄与する。	218
施策の予算額・執行額	8,125百万円（7,662百万円）	16,615百万円（14,086百万円）	○百万円（○百万円）	11,629百万円	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説、生物多様性国家戦略2012-2020、未来投資戦略2017、観光ビジョン実現プログラム2017	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１―㉗）

施策名	5-6.東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	担当部局名	国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名 （※記入は任意）	国立公園課長 中尾　文子 野生生物課長 堀上　勝 自然環境整備課長 池田　幸士
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。	政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。	目標設定の考え方・根拠	・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日　東日本大震災復興対策本部決定） ・「復興・創世期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定） ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日　環境省） ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定） ・自然公園法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数（千人）	458	23年度	6,994	32年度	―	―	－	―	―	―	―	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準（6,994千人以上）にすることとしている。
					2,520	3,380	2,850	集計中	集計中			
2 三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数（千人）	2,975	17～21年	2,975	32年度	－	－	－	－	－	－	－	被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るため、三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）での震災前5年間の平均年間利用者数（2,975千人）を目標値として評価する。
					1,850	1,776	1383	集計中	集計中			
3 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）					－	－	－	－	－	－	－	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」（以下、トレイル）の路線設定を進めており、トレイルを歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。 現在は踏破認定の対象が一部の区間のみとなっているが、令和元年度に全線開通することから、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度のの実施を検討しつつ、適切な目標値を設定する。
					1,151	1,588	213	227	50			

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4 CPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数(イノブタを除く))の減少	イノシシ等の安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える	—	旧警戒区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数)を測定指標とする。

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額) 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1) 三陸復興国立公園再編成等推進事業(平成23年度から復興特会→平成28年度)(再掲)	—	—	—	—	1,3	＜達成手段の概要＞ 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、平成31年度中にみちのく潮風トレイルの全路線を設定(開通)する。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。	—
(2) 放射線による自然生態系への影響調査費(平成25年度から復興特会→平成28年度から一般会計)(再掲)	—	—	—	—	—	＜達成手段の概要＞ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 ＜達成手段の目標＞ 放射線による自然生態系への影響把握 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより復興に寄与する。	—
(3) 三陸復興国立公園等復興事業(平成24年度)	1,652百万円(1,393百万円)	1,382百万円(1,211百万円)	758百万円(726百万円)	881百万円	2	＜達成手段の概要＞ 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 ＜達成手段の目標＞ 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。	158
(4) 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業(平成25年度)	192百万円(78百万円)	192百万円(138百万円)	416百万円(265百万円)	418百万円	5	＜達成手段の概要＞ 帰還困難区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 帰還困難区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ イノシシ等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。	157
施策の予算額・執行額	1,844百万円(1,471百万円)	1,574百万円(1,349百万円)	1,174百万円(991百万円)	1,299百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（記入イメージ）　　（環境省31―①）

施策名	5-7.国際観光資源の整備	担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 （※記入は任意）	総務課長 永島　徹也 国立公園課長 中尾　文子 国立公園利用推進室長 井上　和也 自然環境整備課長 池田　幸士
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。	目標設定の考え方・根拠	・明日の日本を支える観光ビジョン ・国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等について（観光立国推進閣僚会議決定） ・自然公園法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	27年度	1000万人	令和2年度	－ －	－ 490万人	－ 564万人	－ 600万人	－ 694万人	― ／	1000万人 ／	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、2020年に1000万人の目標を掲げているため。
2 利用施設の多言語化	―	―	40施設	令和2年度	― ―	― ―	― ―	― ―	8施設 5施設	24施設 ／	40施設 ／	・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。
3 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	―	－	10拠点	令和2年度	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―	5拠点 ／	10拠点 ／	・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。
4 野生動物観光促進事業の実施者数	―	―	20者	令和2年度	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―	10者 ／	20者 ／	・訪日外国人にとって魅力的な野生動物を観察するツアーの開発を含めた野生動物観光を促進する事業を実施する者が増えることで、日本の野生動物観光の充実及び国外の認知度の向上につながることから、目標値に設定した。
5 一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	―	―	3施設	令和2年度	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―	1施設 ／	3施設 ／	・傷病個体を収容している野生生物保護センターを一般公開し、日本の野生生物の保護の現場を訪日外国人旅行者に体験してもらうことで、日本における持続可能な観光の充実及び国外の認知度の向上につながることから、目標値に設定した。
6 ビジターセンター等機能強化			60施設	令和2年度	― ―	― ―	― ―	― ―	― ―	32施設 ／	60施設 ／	・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。

7	国立公園一括情報サイトのPV数	－	－	240万PV	令和2年度	―	―	―	―	―	200万PV	240万PV	・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築することとしており、当該サイトの情報発信状況を計る目標を定めたもの。
						―	―	―	―	―			
8	新宿御苑での国立公園情報への外国人の接触数	―	―	50%	令和2年度	―	―	―	―	―	―	50%	・新宿御苑における国立公園情報発信設備を設置した施設の外国人利用者の国立公園関心割合に関する目標を定めたもの。
						―	―	―	―	―			

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
	28年度	29年度	30年度	元年度			
(1) 国立公園多言語解説等整備事業（平成30年度）	－	－	250百万円（・・・）	1000百万円	1,2	＜達成手段の概要＞ 国立公園内における、訪日外国人利用者の体験滞在の満足度を向上させるため、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用し、ビジターセンターをはじめとする拠点施設において分かりやすく魅力的な多言語解説及び情報発信の環境整備等を進める。	新31-035
(2) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（令和元年）	－	－	－	1700百万円	1,3	＜達成手段の概要＞ 国立公園の利用拠点における、訪日外国人利用者の体型滞在の満足度を向上させるため、地域の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施する。	新31-034
(3) 野生動物観光促進事業（令和元年）	－	－	－	660百万円	1, 4, 5	＜達成手段の概要＞ 地域での訪日外国人の体験滞在の満足度を向上させるため、野生動物を観察するためのルール作りやツアーのインバウンド対応の充実、また、傷病個体を収容している野生生物保護センターの一般公開等の取組を推進し、野生動物を観察するツアーの充実を図っていく。	新31-036
(4) 国立公園ビジターセンター等機能強化事業（令和元年）	－	－	－	730百万円	1,6	＜達成手段の概要＞ 国立公園内のビジターセンター等において、自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備を進める。	新31-037
(5) 国立公園利活用促進円滑化事業（令和元年）	－	－	－	440百万円	1,7	日本の国立公園の認知向上及び誘客に向けて、JNTOグローバルサイト内のアクティビティ等の予約まで一気通貫で可能な国立公園一括情報サイトを構築するとともに、デジタルマーケティングを活用したプロモーションを行う。	新31-038
(6) 国民公園訪日外国人旅行需要促進事業（令和元年）	－	－	－	550百万円	1,8	新宿御苑インフォメーションセンターをはじめとする既存施設を活用しつつ、苑全体を都心における情報発信拠点として総合的な国立公園の情報発信の強化を図る。具体的には全国34の国立公園に関する見どころやアクティビティに関する映像や自然体験の機会等を通じ、旅行中の訪日外国人等に対して、的確に日本の国立公園の魅力や利用情報を提供することで、国立公園への誘客を促進する。	新31-039
施策の予算額・執行額	－	－	250百万円（・・・）	5080百万円	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	観光ビジョン実現プログラム2018	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31―㉙）

別紙1

施策名	目標6－1　環境リスクの評価	担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境安全課長 瀬川 恵子 環境リスク評価室長 山本 英紀
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
達成すべき目標	・一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として各施策の策定に活用する。 ・化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ・子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ・化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。	目標設定の考え方・根拠	・中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 ・子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画 ・化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会報告書 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	－	－	80	平成31年度	80	80	80	80	80	80	－	・化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。また、目標値は、過去の実績値を勘案して設定しており、今年度も同程度の水準で着実に調査を実施することとしている。
						88	77	94	89	97	－	－	

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2	環境リスク初期評価実施物質数	－	－	14	－	14	14	14	12	14	14	－	・過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。
						18	22	15	12	17	－	－	

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
3	内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数（累積）	132	－	200	32年度	80	100	120	140	160	180	200	・EXTEND2010において、文献や海外での知見を踏まえて、100物質程度を評価の対象として選定することを目標とされており、EXTEND2016においても合計で200物質を選定する。
						114	132	155	175	184	－	－	

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
4 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	－	－	全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	44年度	－ 参加者登録及び追跡調査の実施	－ 参加者登録の終了及び追跡調査の実施	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗 追跡調査の実施及び詳細調査、化学分析の開始	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗 追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 事業成果の情報発信、追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 －	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 －	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査の推進が不可欠であるため、「調査の推進」を測定指標としている。また、調査の推進には「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにすること」が必要であるために目標と設定している。さらに、目標を達成するためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 化学物質環境実態調査費（昭和49年度）	319 (286)	319 (292)	326 (305)	368	1	＜達成手段の概要＞ ・一般環境中の化学物質による残留状況を把握し、各種化学物質関連施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 ＜達成手段の目標＞ ・80調査物質・媒体数の分析を実施し公表する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	0289
(2) 化学物質環境リスク初期評価推進費（平成9年度）	81 (78)	81 (78)	81 (74)	83	2	＜達成手段の概要＞ 環境リスク初期評価を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施することにより化学物質対策の推進に資する。	240
(3) 環境汚染等健康影響基礎調査費 ※ 平成28年度までは化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業に係る額を記載	200 (165)	201 (204)	201 (195)	226	3	＜達成手段の概要＞ ・化学物質の複合影響等についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ ・化学物質の複合影響等及について評価検討を行う ・必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明 ・各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	0288
(4) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度）	5,763 (5,546)	5,360 (5,300)	5,054 (4,913)	5,905	4	＜達成手段の概要＞ 10万組の親子を対象とし、13年間にわたって質問票による追跡調査、化学分析等を着実に実施すると共に、その結果を用いたデータ解析を計画的に推進する。 ＜達成手段の目標（44年度）＞ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。	287,306
施策の予算額・執行額	6,363 (6,075)	5,962 (5,874)	5,661 (5,487)	6,581	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㉚）

施策名	目標6－2　環境リスクの管理	担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境安全課長 瀬川 恵子 環境リスク評価室長 山本 英紀 化学物質審査室長 東 利博
施策の概要	化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。	政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進		
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。	目標設定の 考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	37物質	23年度	517物質	32年度	40	40	40	40	75	75	75	化審法においては、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質について、生態毒性に関する有害性評価を着実に実施していく。
						131	73	25	134	151			

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
2	有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	25年度	標準化のためのデータ提供	32年度	－	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の取りまとめ	試験法案の取りまとめ	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質（難水溶性等）について、新たな試験法の開発が必要であるため。 ※なお、経済協力開発機構（OECD）の国際会議等での議論や他国の動向も踏まえつつ、必要に応じ測定指標を見直す。
						調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	試験法案の検証			

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
3	PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量（トン）の把握	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質（第一種指定化学物質）の総届出排出量・移動量を指標として設定した。
						385,340	377,048	383,713	375,384	375,924	387,101		

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	28年度	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする（23以上）	31年度	－	28	27	24	27	24	23以上	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。
					28	27	24	23	17	20		

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
5 「化学物質の人へのばく露量調査」の進捗状況	－	－	－	－	－	－	－	過年度データの解析の実施・次期調査計画の見直し	「人へのばく露量調査」の実施	「人へのばく露量調査」の実施	「人へのばく露量調査」の実施	・化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、調査の進捗を測定指標として選定。
					「人へのばく露量調査」の実施・公表（81人、68物質を対象として調査）	「人へのばく露量調査」の実施・公表（77人、69物質を対象として調査）	「人へのばく露量調査」の実施・公表80人、69物質を対象として調査）	過年度データの解析の実施・次期調査計画の見直し検討	「人へのばく露量調査」の実施	「人へのばく露量調査」の実施		

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（平成16年度）	262 (252)	298 (255)	290 (248)	329	1	＜達成手段の概要＞ 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省（人への毒性）及び経済産業省（製造・輸入数量）と共同で実施する。 ＜達成手段の目標＞ 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。	242
(2) 化学物質緊急安全点検調査費	223 (222)	223 (250)	254 (249)	248	2	＜達成手段の概要＞ 既存の試験法では有害性評価が困難な物質（難水溶性等）について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。 ＜達成手段の目標＞ 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。	243
(3) PRTR制度運用・データ活用事業（平成11年度）	130 (127)	150 (124)	188 (143)	192	3,4	＜達成手段の概要＞ 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 化管法見直しを適切に実施する。災害時も含めたPRTRデータの活用を地方公共団体に促すため、PRTRデータの活用に係る好事例の発信、PRTRデータの活用に向けた取組を実施する。また、国民、行政、事業者のリスクコミュニケーションを促進する手段として、化学物質アドバイザー制度の活用の促進に向けた同制度の充実を図る。	0241
(4) 化学物質の人へのばく露総合調査事業費	94 (92)	94 (88)	94 (86)	95	5	＜達成手段の概要＞ 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。 ＜達成手段の目標＞ 平成29年度に行った見直しを踏まえ、化学物質の人へのばく露モニタリング調査を着実に実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。	290
施策の予算額・執行額	709 (693)	765 (717)	826 (726)	865	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㉛）

施策名	目標6－3　国際協調による取組	担当部局名	環境保健部環境安全課、環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名（※記入は任意）	環境安全課長 瀬川 恵子 水銀対策推進室長 須田　恵理子
施策の概要	POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。	目標設定の考え方・根拠	POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約	政策評価実施予定時期	令和2年6月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度（一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数）	―	―	16物質	31年度	12	12	12	16	16	16	－	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」（平成22年3月）の調査対象物質選定要件に基づき設定した。
						15	16	16	14	20			

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
2	途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数（累積）	0	27年度	10件	32年度	―	0	2	4	6	8	10	・水銀による環境リスクの低減のため、世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国側のニーズを踏まえて我が国の技術・知見が活用されたプロジェクトへの貢献で評価するもの。 ・平成26～28年度までに10ヶ国にて調査を実施してきたところ、それぞれの国においてプロジェクトを形成・支援することを想定。1つのプロジェクトの形成に2年要すると仮定し、目標年度を設定した。
							0	2	4	5			

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
3	GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数（再分類を含む）	177物質	28年度	177物質	32年度	―	―	―	―	―	―	177	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数によってその進捗状況を把握する。特に、有害性情報の更新を踏まえた昨今の再分類の実施状況に鑑み、平成28年度から「再分類を含めた分類物質数」を新たな測定指標として設定している。
						160	180	177	150	172			

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	31年度			
(1) POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業 （平成13年度）	185 （173）	196 （184）	208 （201）	223	1	＜達成手段の概要＞ POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ 全国で採取した試料（水質・底質・大気・生物）中のPOPs条約対象物質及び候補物質16物質群を分析 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。	0245
(2) 国際分担金等経費	62 （26）	86 （53）	208 （208）	194	1,2,3	＜達成手段の概要＞ POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るため、水俣条約事務局に対し、分担金及び専門家派遣費用の拠出を行う。 ＜達成手段の目標（30年度）＞ 適切な資金拠出の実施 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ POPs、水銀による環境リスクの削減	0244
(3) 化学物質国際対応政策強化事業費	19 （24）	24 （26）	27 （24）	33	3	＜達成手段の概要＞ H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な遂行及び進捗状況把握を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。 また、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について、新たな知見や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。	0246
(4) 水銀に関する水俣条約実施推進事業	260 （243）	297 （295）	293 （287）	319	2	＜達成手段の概要＞ 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査･検討を行うとともに、途上国の水銀に関する水俣条約締結に向けた支援を行う。 ＜達成手段の目標＞ 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成･支援した数（累積） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 我が国の技術･知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。 また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。	0247
施策の予算額・執行額	526 （466）	603 （558）	736 （720）	769	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㉜）

施策名	目標6－4　国内における毒ガス弾等対策	担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境リスク評価室長 山本 英紀
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。	政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進		
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。	目標設定の 考え方・根拠	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解） 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和2年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 旧軍毒ガス弾等対策の実施（A事案区域等における環境調査等件数）	－	－	－	－	―	―	―	―	―	―	―	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
					3	5	6	10	5	―	―	
2 健康被害者対策の実施（医療手帳交付件数）	－	－	－	－	―	―	―	―	―	―	―	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。
					149	149	147	147	145	―	―	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号
(1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策（平成15年度）	531 (400)	481 (390)	467 (375)	632	1、2	＜達成手段の概要＞ 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 茨城県神栖市において発生している健康被害について、健康診査、医療費等の支給及び健康管理調査等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 専門家からなる検討会での意見を踏まえ、緊急措置事業を適切に実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境調査等の実施により、旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止を図る 緊急措置事業の実施により、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。	248
施策の予算額・執行額	531 (400)	481 (390)	467 (375)	632	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31―㉝）

別紙1

施策名	目標7－1　公害健康被害対策（補償・予防）	担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 （※記入は任意）	保健業務室長 野村 由美子
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律（以下、「公健法」という。）に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。	政策体系上の 位置付け	7．環境保健対策の推進		
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付、健康被害予防事業、公害保健福祉事業を行い、さらに環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。	目標設定の 考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和元年6月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	公健法に基づく補償等の進捗	－	－	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
2	公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度（5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合）	―	―	80%	―	80% 88.9%	80% 88.0%	80% 91.2%	80% 90.9%	80% 90.3%	80% －	80%	（独）環境再生保全機構が公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき実施する公害健康被害予防事業については、同機構の第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき各種事業が実施されているところ。当該計画においては、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにすることが目標として設定されており、これを達成することにより参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に努める。

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
3	各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	―	―	80%	―	80% 86.8%	80% 82.9%	80% 0.812	80% 82.7%	80% 82.4%	80% －	80%	公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき実施する。当該事業に参加した者の延べ人数の割合が被認定者数の80%を超えるような事業を実施することにより、被認定者の参加を促進し、健康の回復・保持・増進に努める。

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
4	環境保健施策基礎調査の着実な実施（調査対象者数及び調査対象者の同意率（3歳児調査））	―	―	60,000人及び75%	―	60,000人及び75% 85,882人 83.37%	60,000人及び75% 84,105人 84.14%	60,000人及び75% 83,279人 85.20%	60,000人及び75% 83,265人 85.60%	60,000人及び75% （集計中）	60,000人及び75% －	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。
	環境保健施策基礎調査の着実な実施（調査対象者数及び調査対象者の同意率（6歳児調査））	―	―	60,000人及び75%	―	60,000人及び75% 85,100人 87.31%	60,000人及び75% 83,794人 85.07%	60,000人及び75% 82,236人 86.78%	60,000人及び75% 83,954人 85.10%	60,000人及び75% （集計中）	60,000人及び75% －	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 公害健康被害補償基本統計調査（平成7年度）	5 (4)	5 (4)	5 (4)	5	1	＜達成手段の概要＞ 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。 ＜達成手段の目標＞ 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。	249
(2) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金（昭和49年度）	1,096 (1096)	1,098 (1098)	1052 (1,052)	1,075	1	＜達成手段の概要＞ 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 ＜達成手段の目標＞ 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1／2に相当する金額を交付。	251
(3) 公害健康被害補償基礎調査費（昭和51年度）	14 (12)	11 (10)	11 (10)	11	1	＜達成手段の概要＞ 都府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付の実態を把握し、各自治体へ還元する。 ＜達成手段の目標＞ 不正請求の未然防止や早期発見に資する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 公健法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。	253
(4) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金（平成20年度）	200 (200)	200 (200)	200 (200)	204	1	＜達成手段の概要＞ 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 ＜達成手段の目標＞ 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	254

(5)	公害保健福祉事業助成費 （昭和49年度）	44 (37)	43 (36)	41 (35)	41	1	＜達成手段の概要＞ 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 ＜達成手段の目標＞ 被害者の適切な保護及び健康の確保 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	252
(6)	環境保健施策基礎調査 （環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）） （平成8年度）	192 (177)	187 (170)	178 (167)	176	4	＜達成手段の概要＞ 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 ＜達成手段の目標＞ 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。	250
(7)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 （平成13年度）	34 (34)	34 (34)	34 (34)	35	1	＜達成手段の概要＞ イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 ＜達成手段の目標＞ イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	293
(8)	イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査 （昭和47年度）	42 (37)	39 (31)	39 (32)	40	1	＜達成手段の概要＞ カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	294
(9)	自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 （昭和49年度）	7,815 (7,809)	7,616 (7,610)	7,361 (7,359)	7,279	1	＜達成手段の概要＞ 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 ＜達成手段の目標＞ 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。	255
施策の予算額・執行額		9,442 (9,406)	9,233 (9,193)	8921 (8,893)	8,867	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省３１―㉞）

施策名	目標７－２　水俣病対策	担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境保健部特殊疾病対策室 長　佐々木　孝治
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。	政策体系上の位置付け	施策7　環境保健対策の推進		
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。	目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）及び同法に基づく「救済措置の方針」（平成22年4月閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和元年6月

測定指標	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1　水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給	－	「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号）、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年2月8日閣議了解）、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月閣議決定）等に基づく療養費の給付等により、水俣病患者等の補償・救済を推進。

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2　水俣市の観光入込客数の増加	510,360人	29年度	560,000人	令和4年度	469,000 587,136	472,000 520,253	475,000 542,711	475,000 519,678	481,000 510,360	481,000 495,849	560,000	・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月閣議決定）に基づき、水俣病発生地域の地域振興を推進。 ・令和４年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成29年度比10%増を目標。 （第６次水俣市総合計画（策定中））

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1)　水俣病総合対策関係経費（昭和49年度）	11,956 （11,155）	11,738 （10,946）	11,178 （10,676）	11,207	1、2	＜達成手段の概要＞ 医療事業対象者（医療手帳・水俣病被害者手帳保有者）に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和対策（もやい直し）及び地域振興を推進する。 ＜達成手段の目標＞ 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等：数値化困難 水俣病発生地域の地域振興：観光入込客数 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。	256
(2)　水俣病対策地方債償還費（平成12年度）	2,828 （2,828）	3,392 （3,392）	973 （973）	0	1	＜達成手段の概要＞ 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 県債の償還率：100% ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。	257
(3)　【9－3再掲】水俣病に関する総合的研究（昭和48年度）	40 （37）	40 （39）	40 （37）	40	1	＜達成手段の概要＞ 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 ＜達成手段の目標＞ 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集：数値化困難 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	291
(4)　【9－3再掲】国立水俣病総合研究センター調査研究（昭和53年度）	625 （592）	617 （559）	526 （463）	523	1	＜達成手段の概要＞ 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 ＜達成手段の目標＞ 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止：数値化困難 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。	292
施策の予算額・執行額	15,449 （14,612）	15,787 （14,936）	12,718 （12,149）	11,770	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31ー㉟）

施策名	目標7－3　石綿健康被害救済対策	担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名（※記入は任意）	石綿健康被害対策室長　長谷川 学
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律（以下、「石綿法」という。）に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。	政策体系上の位置付け	施策7　環境保健対策の推進		
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。	目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第1条、第80条	政策評価実施予定時期	令和元年 6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況（療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数）	173日	平成18年度	120日（平成18年度の3割減）	―	120日 116日	120日 106日	120日 98日	120日 96日	120日 90日	120日	120日	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・これまでは、事務手続きの効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組みを着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	―	―	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	平成31年度	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討 1,928人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討 1,936人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討 2,165人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討 2,522人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した上で、中間とりまとめを行った。	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の取りまとめ			・石綿法制定時の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、石綿の健康影響に関する検討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、健康管理の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとされていることから、指標として選定。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
3 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	報告書に沿った必要な調査や措置の実施	平成33年度	・石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において、「現行制度の評価・検討の中でいくつかの論点も指摘されたことから、それぞれの論点について今後の方向性を提示した。今後、こうした方向性に沿って必要な調査や措置が可及的速やかに講じられ、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要である。」とされたため。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費（平成18年度）	696 (589)	706 (605)	713 (601)	686	1、2、3	・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 ・各種調査・研究の実施により医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。 ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 ・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。	258
施策の予算額・執行額	696 (589)	706 (605)	713 (601)	686	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊱）

施策名	目標7－4　環境保健に関する調査研究	担当部局名	環境保健部環境安全課	作成責任者名（※記入は任意）	環境安全課長 瀬川 恵子
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。	政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進		
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。	目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。	政策評価実施予定時期	令和元年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	1回	25年度	1回	33年度	1 2	1 1	1 1	1 2	1 1	1	―	黄砂や花粉症等の普及啓発資料に関して毎年1種類以上を改訂する。
2 熱中症の普及啓発の進捗度（熱中症啓発資料の配布数）	1,343千部	24年度	4,500千部	32年度	― 2,539	― 3,132	― 3,277	― 3,313	― 4,413	―	4,500	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できる。
3 熱中症の普及啓発の進捗度（アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合）	89.8%	25年度	100.0%	32年度	― 99.2%	― 100%	― 98.6%	― 95.5%	― 92%	―	100%	自治体に対して、暑くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度行っているかを指標にすることで、環境省が自治体等に対して行っている啓蒙活動の定着が把握できる。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査	22 (20)	21 (17)	19 (14)	19	1	＜達成手段の概要＞ 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要が検討が進む。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 調査研究の有効性や信頼性が上昇させる。	0259
(2) 熱中症対策推進事業	80 (75)	64 (57)	62 (52)	139	2,3	＜達成手段の概要＞ 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう ＜達成手段の目標＞ 全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。	0295
施策の予算額・執行額	102 (95)	85 (74)	81 (66)	158	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）　※熱中症	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊲）

施策名	目標8－1　経済のグリーン化の推進	担当部局名	大臣官房　環境経済課 大臣官房　環境計画課	作成責任者名 （※記入は任意）	環境経済課長 西村　治彦 環境計画課長 川又　孝太郎
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上		
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。	目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	環境産業の市場規模（兆円）	約91	H18年度	増加傾向の維持	－	―	―	―	―	―	―	―	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
						約101	約101	約104	約105	調査中			
2	環境産業の雇用規模	約216	H18年度	増加傾向の維持	－	―	―	―	―	―	―	―	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
						約247	約254	約260	約278	調査中			
3	地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率（%）	－	－	別紙のとおり									各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。
4	国等における環境配慮契約実績（電気：高圧・特別高圧）　契約件数（件）	－	－	2700	R2年度	1,828	2,049	2,271	2,372	2,500	2,600	2,700	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配慮契約件数が向上することによって、温室効果ガス削減が推進されるため。
						2,049	2,271	2,372	2,521				
5	環境報告書公表企業割合（上場企業/非上場企業）（%）	約30/約12	H13年度	80/30	R元年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	－	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。
						65.4/28.0	59.9/26.2	57.8/29.8	71.6/21.1	－			
6	エコアクション21（※）登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	H23年度	9000	R元年度	8,500	8,500	8,500	8,500	9,000	9000	－	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
						7,554	7,690	7,791	7,946	7945			
7	持続可能な社会の形成に向けや金融行動原則署名金融機関数（機関数）	177	H23年度	275	R元年度	200	205	230	240	250	275	－	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
						193	200	243	256	270			

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年度 行政事業レビュー 事業番号
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費 （平成14年度）	60 (52)	54 (52)	45 (45)	45	3	＜達成手段の概要＞ グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 ＜達成手段の目標＞ 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	0269
(2) 製品対策推進経費 （平成13年度）	25 (21)	22 (20)	21 (19)	24	3	＜達成手段の概要＞ 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行う。 ＜達成手段の目標＞ グリーン購入の普及啓発を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。	0270
(3) 国等における環境配慮契約等推進経費 （平成20年度）	24 (20)	22 (20)	23 (21)	20	4	＜達成手段の概要＞ 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。 ＜達成手段の目標＞ 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国等及び地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、国等及び地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。	0271
(4) 税制全体のグリーン化推進検討経費	26 (34)	26 (24)	35 (30)	35	1,2	＜達成手段の概要＞ 地球温暖化対策のための税の導入によるCO_2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 税制全体のグリーン化を推進する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。	0272
(5) 企業行動推進費（平成14年度）	98 (96)	135 (119)	152 (117)	153	1,2,5,6,7	＜達成手段の概要＞ エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。 ＜達成手段の目標＞ 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。	0273

(6)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（平成19年度、平成31年度）	2,070 （1,422）	2,070 （1,292）	1,573 （1,147）	1,219	1,2	＜達成手段の概要＞ ・環境配慮型融資促進利子補給事業（継続分のみ） ・環境リスク調査融資促進利子補給事業（継続分のみ） ・地域ESG融資促進利子補給事業（平成31年度新規） 地域循環共生圏の創出に資する低炭素事業へのESG融資について、金融機関自身のESG融資目標を設定すること又は他のステークホルダーと協働して中小企業のCO2削減目標設定支援等を行うことを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う ＜達成手段の目標＞ “E”に着目したインパクトのある地域ESG融資の促進及び民間資金による地球温暖化対策の促進、地域循環共生圏の創出をめざす。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 年利1%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	0010 【再掲】
(7)	エコリース促進事業（平成23年度）	1,800 （1,761）	1,900 （1,704）	1900 （1,875）	1,900	1,2,7	＜達成手段の概要＞ 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の2%から5%（東北三県に係るリース案件については10%）を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。 ＜達成手段の目標＞ 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する平均補助率は約3.9%であることから、低炭素機器の設備投資額約469億円の効果があると見込む。	0006 【再掲】
(8)	グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業（平成21年度）	199 （191）	183 （176）	171 （159）	174	1,2	＜達成手段の概要＞ 　政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査（環境短観）、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもたらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。	0294
(9)	地域低炭素投資促進ファンド事業（平成25年度）	6,000 （6,000）	4,800 （4,800）	4,800 （4,800）	4,600	1,2,7	＜達成手段の概要＞ 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 ＜達成手段の目標＞ 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	0009 【再掲】

(10)	グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進モデル事業	－	－	950 (289)	600	1,2,7	①グリーンボンド発行促進体制整備支援事業 ＜達成手段の概要＞ グリーンボンドを発行しようとする者に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助すること等を通じ手我が国におけるグリーンボンドの発行を促進する。 ＜達成手段の目標＞ グリーンボンドが普及することで、国内脱炭素化事業に民間資金を大量に導入し、活用していくこと。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ グリーンボンドが普及することで、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。 ②地域低炭素化推進事業体設置モデル事業 ＜達成手段の概要＞ 地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、地域における面的な脱炭素化事業を実施する事業体を市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金によって設置する場合に、事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。 ＜達成手段の目標＞ 地域低炭素化推進事業体を設置又は強化・拡充することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 本事業で形成したモデル事例のノウハウを地域外の自治体等へ展開して事業体の設立を推進することを通して、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。	0001 【再掲】
(11)	ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業	－	－	－	300	1,2,7	＜達成手段の概要＞ グリーンファイナンスの諸外国動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・融資の普及のための取組を支援する。 ＜達成手段の目標＞ グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融へシフトし、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入拡大、国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス手動への転換により、地球規模の気候変動対策推進への貢献。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国際的なグリーンファイナンス関連情報の情報収集、国内におけるESG金融導入調査検討、ESG金融取組の表彰、ESG金融ハイレベル・パネル運営、グリーンイノベーション動向等調査を通じた情報収集、調査分析、課題検討や情報発信などを通じて、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入の拡大に寄与する。	新31-001

施策の予算額・執行額	10,302 (9,597)	9,212 (8,184)	9,669 (8,535)	9,070	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」（平成30年4月17日閣議決定）

別紙

３ 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
地方公共団体	－	－	100%	R2年度	－ 69.0	－ 68.4	－ 67.3	100.0 66.4	100.0 65.5	100.0	100.0
上場企業	－	－	80%	R2年度	－ 76.7	－ 66.6	－ 68.3	80.0 82.8	80.0	80.0	80.0
非上場企業	－	－	60%	R2年度	－ 54.1	－ 54.5	－ 50.3	60.0 51.2	60.0	60.0	60.0

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊳）

施策名	目標8－2　環境に配慮した地域づくりの推進	担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 （※記入は任意）	環境計画課長 川又孝太郎
施策の概要	・地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。 ・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。	政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上		
達成すべき目標	・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 ・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。	目標設定の 考え方・根拠	・地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。 ・「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしてている。	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
4	1 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	－	一年度	100%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市（施行時特例市含む。）は、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定をするものと定められているため
						94%	97%	99.3%	100%	100%				
	2 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率	－	一年度	100%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため
						－	－	1.6%	11.4%	22.9%				
	3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	－	一年度	100%	R2年度	－	－	－	－	－	－	－	100%	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）において、令和2年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため。
						－	－	－	－					
	4 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数	－	一年度	100団体	R5年度	－	－	－	－	－	20	40	60 （R3年度）	地域のステークホルダーによる主体的な会議運営を通じて地域循環共生圏創造に向けた経済面・環境面で持続可能な構想の具体化を支援する事業において20程度の地域・自治体の支援を予定しているため
						－	－	－	－	－				

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年度 行政事業レビュー 事業番号
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
(1) 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 （平成30年度）	－	－	12 （12）	3,400	3	＜達成手段の概要＞ 地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。 ＜達成手段の目標＞ 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等	0010
(2) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業 （平成26年度）	110 （85）	332 （284）	580 （420）	452	1,2	＜達成手段の概要＞ ・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 ・低炭素な地域づくりに資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。 ＜達成手段の目標＞ 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを用いて実施する地方公共団体職員を対象とした研修会等により、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識（調整・技術・交渉・法体系・金融等）を効率的・効果的に習得させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。	0011
(3) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 （一部経済産業省・農林水産省連携事業） （平成28年度）	6,000 （2,199）	7,408 （3,189）	5,863 （5,092）	5,000	2	＜達成手段の概要＞ 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。 ＜達成手段の目標＞ 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、脱炭素社会の実現に寄与する。	0037
(4) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 （平成28年度）	5,000 （1,032）	3,200 （2,227）	4,270 （3,767）	5,200	2	＜達成手段の概要＞ 地方公共団体における地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づくエネルギー起源CO2の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制を強化し、省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助を実施。 ＜達成手段の目標＞ 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率の向上。	0038

(5)	公害防止計画策定経費 （昭和45年度）	2 （1）	1 （1）	1 （1）	1	－	＜達成手段の概要＞ 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。 ＜達成手段の目標＞ 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成30年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。	0274
(6)	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業 （平成31年度）	－	－	－	500	4	＜達成手段の概要＞ 地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①地域循環共生圏創造に向けた環境整備②地域循環共生圏創造支援チーム形成③総合的分析による方策検討・指針の作成等④戦略的な広報活動を行う。 ＜達成手段の目標＞ 地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。また、環境整備が整ったと判断された地域等に対して、必要な支援を行う専門家のチームの派遣により、経済合理性と持続可能性を有する地域の総合的な取組となる事業計画の策定を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の事業計画策定に向けた構想の具体化などを支援し、その取組みの横展開を図ることに等により、地域循環共生圏の創造を通じた持続可能な社会の構築に寄与する。	新31-0016
施策の予算額・執行額		14,374 （6,208）	11,041 （5,754）	10,926 （9,491）	14,553	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画　第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「〇地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31―㊴ ）

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成	担当部局名	大臣官房総合政策課民間活動支援室	作成責任者名（※記入は任意）	民間活動支援室長 河野 通治
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上		
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	目標設定の考え方・根拠	・第5次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章ほか） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章ほか）	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	協働取組のモデル事業数（累計）	15	H25年度	98	R元年度	34 29	51 46	67 62	75 70	83 78	－ 	－ 	行政のみでは行政課題を解決することが難しくなってきていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、地域において環境課題と社会課題の同時解決を目指してより多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsに照らし合わせつつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化される。 目標値の設定については、全国でモデルとなる取組を進めるため、地方8ブロック毎に1事業ずつとする（平成31年度要求は、（事項）環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費へ統合のため事業廃止。）。
2	環境問題の解決に向けた協働取組の推進（相談件数、対話の場作り）（累計）	15	R元年度	2725	R元年度	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2,725 	－ 	行政のみでは行政課題を解決することが難しくなってきていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、取組が加速化される。 目標値の設定については、協働取組などを推進するたの相談対応や対話の場作り数。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1)	地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業 ※地域活性に向けた協働取組の加速化事業(平成25～29年度)	72 (72)	69 (59)	45 (45)	－	1	＜達成手段の概要＞ SDGsを活用し地域における課題解決に向けた取組を公募し、実施することにより中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化が進み、協働取組の促進が図られる。 ＜達成手段の目標＞ 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各1事業を実施する中で、SDGsに照らし合わせつつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化される。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方8ブロックで1カ所の公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。	0270

(2) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	72 (90)	71 (119)	71 (84.7)	72	2	＜達成手段の概要＞ 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 ＜達成手段の目標＞ 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。	0266
(3) 地方環境パートナーシップオフィス推進費(平成18年度)	128 (126)	128 (127)	145 (142.1)	147	2	＜達成手段の概要＞ 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 ＜達成手段の目標＞ 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。	0267
施策の予算額・執行額	272 (288)	268 (305)	261 (271.8)	219	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第５次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31ー㊵）

施策名	目標8－4　環境教育・環境学習の推進	担当部局名	大臣官房総合政策課 環境教育推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境教育推進室長 河野　通治
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。	政策体系上の 位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上		
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。	目標設定の 考え方・根拠	・第5次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他） ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	－	－	200	毎年度	150 223	150 186	150 221	150 220	200 515	200	200	主に学校における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。 都道府県ごとに小学校、中学校、高校から1名程度の参加を見込み、目標値を150としていたが、今年度は多忙な教員が研修に参加しやすくなるよう、地方に講師を派遣する方法も取り入れることから、目標値を200とする。
2 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	－	－	150	毎年度	－ －	500 707	500 580	200 117	150 104	150	150	企業における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。 29年度からは内容を精査したことにより、グループワークの定員を切り下げたことから、目標値も適正な数値に修正した。
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	H24年度	300,000	毎年度	400,000 345,375	400,000 337,968	400,000 348,718	400,000 208,239	300,000 200,326	300,000	300,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は、国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。 目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍の水準を当面の間維持することとしてきたが、28年度及び29年度に一部コンテンツの統廃合を行ったため、現実に即し、29年度アクセス数に従前の目標値係数程度を乗じた数値を設定することとした。
4 ESD関連フォーラム参加人数	－	－	750	毎年度	－ －	250 182	500 425	750 1003	750 1,020	1,300	1,300	ESD活動の全国的な関心の高まりと活動の普及状況を把握する指標として適切と考えた。東京開催分で500人、各地方環境事務所の管轄（8ブロック）ごとに100人とし、目標を設定した。
5 RCE拠点数の増加	－	－	190	令和2年度	136 137	146 146	156 154	166 164	179 168	179	190	平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）のネットワーク化を推進するとしており、令和2年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー
(1)環境教育強化総合対策事業	80 (69)	69 (59)	64 (53)	73	1,2,3	＜達成手段の概要＞ 学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 ＜達成手段の目標＞ 国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組の促進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。	269
(2)「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	218 (176)	232 (166)	205 (193)	132	4	＜達成手段の概要＞ 複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。 ＜達成手段の目標＞ 多様な主体が参画する場の増加。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。	271
(3)国連大学拠出金	160(160)	160 (160)	160 (160)	150	5	＜達成手段の概要＞ 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。 ＜達成手段の目標＞ 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。	268
施策の予算額・執行額	458 (342)	461 (385)	429 (406)	355	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第5次環境基本計画 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊶）

施策名	目標９－１　環境基本計画の効果的実施	担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 （※記入は任意）	環境計画課長 川又　孝太郎
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。	政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進	目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1　第五次環境基本計画の進捗状況	第五次環境基本計画の点検	R2年度	・第五次環境基本計画に基づき、2020年度（令和2年度）に中央環境審議会において計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととされているため。
2　環境白書、英語版白書：年1回発行	環境白書、英語版白書：年1回発行	R元年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書（環境白書）を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。
3　見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。	R元年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
(1)　環境行政年次報告書作成等経費 （昭和43年度）	30 （15）	35 （31）	31 （28）	32	2	＜達成手段の概要＞ 環境基本法第１２条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 ＜達成手段の目標＞ 環境白書、英語版白書：年1回発行　（環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数：266,398） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書（環境白書）の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	272
(2)　環境保全経費見積調整費 （昭和46年度）	3 （2）	3 （3）	3 （1）	3	3	＜達成手段の概要＞ 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 ＜達成手段の目標＞ 集計事項数（予算要求における事項等）：1,100事項　（概算要求における計数の取りまとめ期間：60日） ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	273
(3)　環境統計・環境情報の総合的な整備推進費 （平成22年度）	9 （9）	12 （9）	15 （14）	15	1	＜達成手段の概要＞ 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。	274
(4)　環境基本計画推進事業費 （平成7年度）	39 （44）	34 （33）	21 （20）	21	1	＜達成手段の概要＞ （1）社会経済、環境の状況に関する調査 （2）諸外国の環境政策に関する調査 （3）国内の優良事例に関する調査 （4）学識経験者等の有識者によるヒアリング等の開催 ＜達成手段の目標＞ 学識経験者を含む専門家で構成するヒアリング等の開催回数：20 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ （1）（2）（3）により、計画の点検に関する議論を進める上で必要な資料・知見が得られる。 （4）により、様々な主体の意見を第五次計画の着実な推進及び点検に反映することができる。	275
施策の予算額・執行額	103 （90）	104 （96）	90 （83）	71	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31ー㊷）

施策名	目標９－２環境アセスメント制度の適切な運用と改善	担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 （※記入は任意）	環境影響評価課長 熊倉 基之
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。	政策体系上の位置付け	９．環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発および人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。	目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数（途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数）［件］	－	－	－	－	－ 355(122)	－ 395(122)	－ 447(122)	－ 497(122)	－ 534(122)	－ 	－ 	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	－	－	－	－	－ 174	－ 224	－ 283	－ 345	－ 489	－ 	－ 	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3	風力発電の迅速化による審査日数（累積平均）［日］	－	－	465	－	－ 410	－ 409	－ 412	－ 433	－ 459	－ 	－ 	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)	環境影響評価制度高度化経費（昭和55年度）	51 (46)	49 (51)	41 (71)	42	1,2,3	<達成手段の概要> 新たな環境影響評価制度の適切な運用及びその改善を図りつつ、風力発電等の再生可能エネルギー等に係る環境影響評価の迅速化を目指すとともに、環境影響評価制度の円滑な実施に必要な知見・技術等に係る専門性を有する人材を育成するための研修等を行う。また、環境大臣意見の実効性を確保するため、事業計画の検討状況・進捗状況や事業調査の実施状況等のフォローアップを行う。加えて、環境影響評価手続についての情報を多くの主体が有効に活用できるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」にて情報提供を行うとともに、当該ネットワークに収録するデータベースの拡充を行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の適正な施行のため、制度の円滑な実施に向けた課題を検討する。また、環境大臣意見の実効性を確保するため、事業の進捗状況等に関するフォローアップを行う。さらに、インターネットの活用や研修の開催等により、情報提供の場を整備する。これにより、国民、事業者、行政担当者など環境アセスメントに携わる多くの主体が様々な情報に容易にアクセスし、有効に利用することを目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、法の施行状況の調査・フォローアップを進めることで、環境影響評価制度の運用改善及び今後のより良い環境影響評価制度の実現に資する。	0277
(2)	環境アセスメント技術調査費（昭和55年度）	38 (34)	36 (32)	50 (39)	46	1,2,3	<達成手段の概要> 環境影響評価法に基づく基本的事項の第八においては、基本的事項の内容全般について5年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表することとしている。平成30年度に前回改正事項の施行から5年が経過したことを踏まえ、基本的事項の内容全般の点検を行い、その結果を取りまとめて公表した。本点検結果を踏まえ、整理された技術的課題等について整理を行い、環境影響評価の総合的な推進に必要な技術の研究、開発の推進を図り、その成果の普及に努める。 <達成手段の目標> 環境影響評価法に基づく環境影響評価では、事業者自ら生物多様性保全や温暖化防止など一層多様化・複雑化する環境保全上の課題に対応した環境影響評価を行う必要がある。このため、事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。	0278

(3)	環境影響評価制度合理化・最適化経費（平成22年度）	60 (52)	73 (39)	69 (43)	65	1,2	<達成手段の概要> 将来的に本格的な実施が予想される事業や昨今の状況から検討を要する事業に係る環境影響評価について、環境影響評価法の対象範囲や規模要件が適切かどうか等について必要な調査・検討を行う。また、アジア各国による環境影響評価の改善に向け、公衆参加や、環境保全措置、事後調査の徹底に焦点を当て知見の共有を図り、環境影響評価制度向上を目的とした二国間協力を行う。加えて、我が国事業者のインフラ輸出に資するアジア各国の環境影響評価情報の収集・公表等を行う。 <達成手段の目標> 今後実施され環境影響が懸念される事業について対象事業の追加の必要性を判断するなど、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、アジア各国との環境影響評価制度に関するネットワークを構築・発展するとともに、環境影響評価制度の改善のため支援が必要な諸国と政策協力を行いつつ、収集した環境影響評価情報を活用し、我が国事業者のインフラ輸出に資する支援を目的とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。	0279
(4)	環境影響評価審査体制強化費（平成23年度）	41 (28)	45 (41)	43 (36)	44	1,2,3	<達成手段の概要> 配慮書段階、準備書又は評価書段階及び事後調査の報告段階それぞれについて、事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、審査の円滑化に資する。 この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会等を開催し、審査案件ごとの進捗状況の確認や過去の大臣意見内容のレビューなどを行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、計画段階配慮書手続及び事後調査結果の報告・公表義務づけ等が盛り込まれ、また、新たに風力発電事業が環境影響評価の対象となったことから、審査業務等が大幅に増加している。環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。	0281
(5)	地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費（平成20年度）	27 (25)	32 (28)	36 (32)	36	1,2,3	<達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響評価に係る審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。このほか、地方環境事務所における環境影響評価関連業務の補佐役として、環境影響評価業務に携わったことのある民間調査会社経験者等の地域の環境情報に詳しい者を雇用し、環境影響評価の審査に係る情報の収集・整理等を行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価に係る審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できるよう審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査等を行い、地域特性に応じた審査が実施できるよう体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価制度改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。	0280
(6)	風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（平成29年度）	－	300 (277)	400 (331)	400	1,2,3	＜達成手段の概要＞ (1)実証事業におけるゾーニングの実践 平成30年３月に公表し、平成31年度にさらに内容の向上を図ることとしている「ゾーニングマニュアル」を参考にしつつ、7の実証地域（岩手県久慈市、秋田県にかほ市、和歌山県、徳島県阿南市、福岡県北九州市、新潟県、長崎県）において、ゾーニング結果を環境影響評価手続等の各種制度に活用するための実証事業を実施する。 (2)ゾーニング結果の各種制度への活用による実効性の確保に係る検討 ゾーニングモデル事業（～平成30年度）の成果及び実証事業の状況を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めたゾーニングの実効性の確保に係る検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ 風力発電については、環境影響評価手続きの迅速化が求められる一方で、立地場所によっては、騒音等の生活環境への影響や、希少な鳥類や傑出した景観等の自然環境への影響が懸念される場合も少なくない。これを受け、地域住民等との紛争事例も生じており、対応が課題となっている。これらの課題に対応するためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングが有効であることから、ゾーニングの実効性を確保し、環境影響評価制度等との連携を具体化するための仕組みを見据えた検討及びその実証を行い、再生可能エネルギーの導入と環境配慮の両立を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ゾーニング実証事業の成果を環境影響評価手続等の各種制度に活用することにより、地域における風力発電事業に対する環境保全等に係る社会的受容性の向上に資することが期待され、また、発電事業者の環境保全等に係る事業リスクの低減等が図られるため、再生可能エネルギーの大量導入の実現が期待される。	0050
施策の予算額・執行額		217 (185)	535 (468)	639 (552)	633	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	環境基本計画（平成30年４月17日閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）、 エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）、日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）、 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）、海洋基本計画（平成30年５月15日閣議決定）

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊸）

施策名	目標9－3　環境問題に関する調査・研究・技術開発	担当部局名	大臣官房総合政策課 環境研究技術室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境研究技術室長 上田　健二
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。	政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。	目標設定の考え方・根拠	第5期科学技術基本計画	政策評価実施予定時期	令和元年8月

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	環境研究総合推進費の事後評価（5段階）で上位2段階を獲得した課題数（上位2段階の課題数／全評価対象課題数）	－	－	70%以上 （平成31年度までは60%以上）	各年度	60%以上 51/98 （52.0%）	60%以上 29/55 （52.7%）	60%以上 27/42 （64.3%）	60%以上 35/58 （60.3%）	60%以上 41/50 （82.0%）	70%以上	―	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることを指標としている。
2	環境技術実証事業における実証技術数 （単位：件）	87件	H20年度	対象技術分野数×4（平成29年度からは（テーマ自由枠以外の技術分野数）×2件＋6件）	各年度	36 29	32 18	36 15	20 14	20 10	20	―	環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的環境技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。なお、近年は本事業により環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化したことや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行っている。また平成29年度より対象技術分野としてテーマ自由枠を設置している。

	達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1)	環境研究総合推進費 （環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始） ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より（独）環境再生保全機構に移管。	5,100 （5,040）	5203 （5,114）	5,021 （）	5,747	1	＜達成手段の概要＞ 環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。 環境省が必要とする研究開発テーマ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。平成28年10月より独立行政法人環境再生保全機構への一部業務の移管などを通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図り研究成果の最大化を目指す。 ＜達成手段の目標＞ ①行政ニーズ形成方法を改善し（要件の明確化、意見交換会実施等）、行政貢献に繋がる研究課題の新規公募を行う。 ②研究者とPO（プログラムオフィサー）、行政担当官によるアドバイザリーボード会合を委託全課題実施し、政策検討状況等の情報提供及び進捗管理等を実施する。また、POは事前評価、中間評価で評価委員より出された課題・改善点等を中心に進捗管理を行う。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 研究成果は、環境省の行政施策に活用する。	305-02

(2)	環境研究・技術開発推進事業（平成18年度）	11 （11）	90 （74）	87 （74）	88	－	＜達成手段の概要＞ ①環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター（PD）を配置する。 ②「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成27年8月中環審答申）のフォローアップを行う。。 ③環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 ＜達成手段の目標＞ 環境省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の採択に資する情報整理を目指す。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。	284
(3)	環境技術実証事業 （平成15年度）	92 （89）	103 （99）	92 （90）	98	2	＜達成手段の概要＞ 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。 ＜達成手段の目標＞ 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 優れた環境技術を普及させることで、環境保全に資する。	286
(4)	化学物質環境実態調査費 （昭和49年度）	319 （286）	319 （292）	326 （305）	368	－	＜達成手段の概要＞ ・一般環境中の化学物質による残留状況を把握し、各種化学物質関連施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 ＜達成手段の目標（31年度）＞ ・80調査物質・媒体数の分析を実施し公表する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	289
(5)	熱中症対策推進事業 （平成24年度）	80 （75）	64 （57）	62 （52）	139	－	＜達成手段の概要＞ ・熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう。 ＜達成手段の目標＞ ・全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。	295
(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） （平成22年度）	5,764 （5,639）	5360 （5,360）	5054 （4,913）	5,905	－	＜達成手段の概要＞ 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。	287
(7)	化学物質の人へのばく露総合調査事業費 （平成10年度）	94 （95）	94 （88）	94 （86）	95	－	＜達成手段の概要＞ 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。 ＜達成手段の目標＞ 化学物質の人へのばく露モニタリング調査を着実に実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。	290

(8)	水俣病に関する総合的研究 （昭和48年度）（再掲：27-32）	40 (37)	40 (39)	40 (37)	40	－	＜達成手段の概要＞ 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 ＜達成手段の目標＞ 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集：数値化困難 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	291
(9)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 （平成１３年度）	34 (34)	34 (34)	34 (34)	35	1	＜達成手段の概要＞ イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 ＜達成手段の目標＞ イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	293
(10)	イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査（昭和４７年度）	42 (37)	39 (31)	39 (32)	40	1	＜達成手段の概要＞ カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	294
(11)	国立水俣病総合研究センター （昭和53年度）	625 (592)	617 (559)	526 (463)	523	－	＜達成手段の概要＞ 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 ＜達成手段の目標＞ 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止：数値化困難 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。	292
(12)	環境汚染等健康影響基礎調査費 ※3　平成28年度までは化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業に係る額を記載	200 (178)	201 (204)	201 (195)	226	－	＜達成手段の概要＞ ・化学物質の複合影響等についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ ・化学物質の複合影響等について評価検討を行う ・必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明 ・各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	288
(13)	環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査	22 (20)	21 (17)	19 (14)	19	－	＜達成手段の概要＞ 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要が検討が進む。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 調査研究の有効性や信頼性が上昇させる。	259

(14)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる地球環境観測事業 （297再掲）	254 (252)	64 (64)	72 (62)	85	－	＜達成手段の概要＞ 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」（GOSAT）は、平成21年の打ち上げ以後10年以上観測し、その結果を公表し続けている。また、平成30年10月には後継機である「いぶき2号」を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始している。観測に影響する大気・雲の状態に対して品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と観測データの補正が必要である。 本業務では、校正・検証された10年分のGOSAT観測データや平成30年度に打上げた「いぶき2号」（GOSAT-2）の観測データを用いた研究成果や新しい知見を情報発信し、利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機（GOSAT-3）の開発を進める。 ＜達成手段の目標＞ ・GOSATシリーズの継続観測によって気候変動に関する科学的知見を充実させる。 ・世界各国がGOSATシリーズの観測データを自ら利活用することで、各国の政策に貢献する。 ・地球温暖化の現状について情報発信を行うことにより、国民の環境への意識を啓発する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 「いぶき」シリーズによる観測データに対し、地上や航空機観測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、10年以上にわたるデータの精度維持管理を行う。これらのデータを用いた研究成果は、地球全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信することで気候変動に関する施策の立案・実施に貢献する。 また、3号機の開発に着手し、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制の整備に寄与する。	297
(15)	農薬影響対策費（平成19年度）	111 (104)	97 (91)	117 (88)	118	－	＜達成手段の概要＞ ・種の感受性分布等を活用した我が国における水域生態系への新たな影響評価手法の開発。 ・農薬による野生ハチ、水草、鳥類への影響について環境中での調査等を行い、それを踏まえてリスク評価・管理手法を開発。 ＜達成手段の目標＞ ・水生生物における種の感受性差を農薬の作用機構・系統毎に明らかにするとともに、高次毒性評価手法等を確立。 ・農薬の野生ハチ、水草、鳥類への影響を調査し、リスク評価・管理手法を確立。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・動植物の保全のための適切な農薬のリスク評価・管理を実施。	283
(16)	大気汚染物質による曝露影響研究費 （平成23年度組替）	245 (193)	221 (208)	138 (139)	99	－	＜達成手段の概要＞ ・微小粒子状物質等の大気汚染物質に関する肺機能発達・循環器疾患に関する疫学調査等の実施。 ・大気汚染物質への曝露状況を把握するため、微小粒子状物質等の濃度等を全国の調査対象地点で測定。 ・光化学オキシダント等の大気汚染物質に関する国内外の文献を収集・整理。 ・微小粒子状物質等の大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。	282
(17)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業 （296再掲）	38 (34)	38 (37)	14 (9)	99	－	＜達成手段の概要＞ IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 ＜達成手段の目標＞ IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーベース（無給）の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 ＊平成30年度予算のうち、執筆者支援に係る業務（41百万円）を平成31年度に繰り越し	296
施策の予算額・執行額		13,071 (12,716)	12,605 (12,134)	11,936 (　　)	13,274	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第5期科学技術基本計画「第1章（3），（4）」（平成28年1月22日閣議決定） 宇宙基本計画「4．（1）②ⅰ），（2）①ⅱ）」（平成28年4月1日閣議決定） 未来投資戦略2017「中短期工程表Ⅰ．6．」（平成29年6月9日閣議決定）	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31ー㊹）

施策名	目標９－４　環境情報の整備と提供・広報の充実	担当部局名	大臣官房環境計画課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 大臣官房総務課広報室	作成責任者名 （※記入は任意）	川又　孝太郎 谷貝　雄三 内藤　冬美 吉野　議章
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。	政策体系上の位置付け	９．環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。	目標設定の考え方・根拠	第五次環境基本計画（閣議決定）	政策評価実施予定時期	令和元年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1　環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	－	175,787,779	34年度	－	－	－	169,091,101	170,765,271	172,439,440	174,113,609	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比5%増加を目標とした。
					－	－	－	138,902,982				
2　研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施	－	50	－	49	50	54	54	53	－	－	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。
					49	52	54	55				

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） H28年度	H29年度	H30年度	当初予算額 H31年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
(1)　環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業（平成22年度）	9 (9)	12 (9)	15 (14)	15	1	＜達成手段の概要＞ 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 ＜達成手段の目標＞ 環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。	274
(2)　環境調査研修所（昭和48年度）	100 (98)	98 (93)	83 (79)	125	2	＜達成手段の概要＞ 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 ＜達成手段の目標（元年度）＞ 策定した研修計画に基づき、行政研修24回、分析研修19回及び職員研修10回の、全53回の研修を実施する。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。	300

(3)	情報基盤の強化対策費 （平成7年度）	1,858 （1,699）	1,724 （1,662）	1,874 （1,705）	1,940	1	＜達成手段の概要＞ デジタル・ガバメントの実現を推し進めるため、標準化・共通化された手法での環境情報の整備、利用者ニーズに応じた情報提供の推進に取り組むとともに、情報セキュリティを含む情報システムの運用リスクへ適切に対応する。 ＜達成手段の目標＞ 環境省ネットワークシステムの稼働率 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。	298
(4)	環境保全普及推進費 （平成2年度）	80 （71）	81 （76）	81 （77）	85	－	＜達成手段の概要＞ 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。 ＜達成手段の目標＞ 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、環境問題（地球温暖化、生物多様性、3R等）について、来場者の60%の者の理解度と行動を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。	299
(5)	諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析 （平成23年度）	4 （6）	5 （4）	5 （4）	5	－	＜達成手段の概要＞ 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 ＜達成手段の目標（元年度）＞ 報告書（論文）の累積数 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。	301
施策の予算額・執行額		2,052 （1,883）	1,920 （1,844）	2,058 （1,879）	2,170	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（環境省31ー㊺）

別紙1

施策名	目標10-1　放射性物質により汚染された廃棄物の処理			担当部局名	環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 （※記入は任意）	特定廃棄物対策担当参事官
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。			政策体系上の位置付け	10　放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。	目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画　等			政策評価実施予定時期	令和2年8月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1　対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	1	27年度	7	R元年度	ー	1市町村	3市町村	7市町村	7市町村	7市町村	ー	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等（対策地域内廃棄物）の発生推計量や原子力災害対策本部による各市町村の避難指示解除時期を参考にしつつ、公表資料「国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況」で記載している各市町村の進捗状況を踏まえて記載。
					ー	1市町村	1市町村	2市町村	4市町村			
2　＜対策地域内廃棄物・指定廃棄物＞特定廃棄物埋立処分施設への搬入量	0	29年度	5万㎥(袋)程度	R元年度	ー	ー	ー	7.5万㎥(袋)程度		5万㎥(袋)程度	ー	・対策地域内廃棄物及び指定廃棄物（可燃性廃棄物の焼却灰及び不燃性廃棄物）の処理の進捗を示す指標として、公表資料「特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく「搬出の考え方」について」に定める総搬入可能量を目標値とし、また特定廃棄物埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。令和2年度以降の目標値については事業進捗等を踏まえ今後設定。
					ー	ー	ー	64,341袋				

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 元年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1)　放射性物質汚染廃棄物処理事業（平成23年度）	214,021 （146,958）	185,123 （128,871）	145,542 （87,538）	105,383	1・2・3	放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。	0159
施策の予算額・執行額	214,021 （146,958）	185,123 （128,871）	145,542 （87,538）		施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊺）

施策名	目標10－2　放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	担当部局名	環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室	作成責任者名 （※記入は任意）	環境再生事業担当参事官 環境再生施設整備担当参事官
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。	目標設定の考え方・根拠	・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 等	政策評価実施予定時期	令和2年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	除去土壌等の仮置場等の解消等	除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	長期的な目標	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について等に基づき設定
2	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	長期的な目標	2019年度の中間貯蔵施設事業の方針、輸送実施計画等に基づき設定

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 令和元年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年行政事業レビュー事業番号
(1)	除去土壌等の適正管理・搬出等の実施（平成23年度）	823,608 (784,427)	381,570 (335,762)	161,046	118,686	1	放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌等の仮置場等での適正管理を実施するとともに、平成30年3月に策定したガイドラインに沿って仮置場等の原状回復を行っていく。また、福島県外での除去土壌の処分方法を定めるため、「除去土壌の処分に関する検討チーム」での議論や実証事業の結果を踏まえ、検討を進める。	0160
(2)	中間貯蔵施設の整備等（平成23年度）	75,340 (68,385)	146,467 (109,685)	176,430	208,127	2	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	0161
施策の予算額・執行額		898,949 (852,812)	528,037 (445,447)	337,476	326,813	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説 「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

（環境省31―㊼）

施策名	目標10－3　放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名（※記入は任意）	放射線健康管理担当参事官　笠松 淳也
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処		
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消	目標設定の考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和2年6月

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1 研究の採択等件数（被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究）	22件	26年度	20件	―	20件	20件	20件	20件	20件	20件	20件	福島復興再生基本方針等で、放射線の人体への影響等に関する調査の重要性について指摘されている。被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究成果（福島県内外での疾病罹患動向の把握、放射線被ばくの線量評価、被災者の健康管理に資する放射線の健康影響の解明、被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査等）を得る必要がある。必要とされる研究課題を精査し、所用の研究成果を得ることで、政策に必要な知見を得てきたところ。
					22件	20件	23件	25件	23件			
2 受講者満足度（%）（保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均）	92%	26年度	80%	―	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	統一的な基礎資料の情報を更新し、公開及び配布するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等への研修や福島県及び福島近隣県を中心とした住民向けセミナーや少人数での意見交換会等を、対象のニーズに応じた内容と講師で行う必要がある。
					92%	87%	90%	92%	91%			
3 専門家派遣件数（相談員支援センターにおける専門家派遣件数）	11件	26年度	72件	―	―	―	72件	72件	72件	72件	72件	相談員が、住民に寄り添いながら、住民が抱える放射線や健康不安等に関する関心・要望等に適切に対応してくためには、個々のニーズに応じた科学的・技術的な面からの支援（専門家の派遣）が必要である。目標値としては、12市町村のニーズに適切に対応するため、個々の事案や研修への専門家派遣を定期的に行うことを考慮して設定。
					11件	51件	72件	96件	87件			

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標）／施策の進捗状況（実績） 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
4 福島県「県民健康調査」の進捗	―	26年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	―	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金（782億円）を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。
					福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施			

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 28年度	29年度	30年度	当初予算額 31年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
(1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査（平成23年度）	2,151（1,233）	2,194（1,357）	2,170（1,343）	2,077	1,2,3,4	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。	302
施策の予算額・執行額	2,151（1,233）	2,194（1,357）	2170（1,343）	2,077	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		